

# 社会主義 体制史研究

1号(2018年5月)

(論文) 元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険  
—東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界—  
青木國彦(東北大学名誉教授)



『**社会主義体制史研究**』は、無料のオンライン・ジャーナルで、不定期刊(寄稿があり次第発行)です。  
旧社会主義諸国(共産圏)の歴史と、社会主義や共産主義の思想・理論を対象に批判的検証を志しています。  
寄稿を歓迎します。

掲載ウェブサイト：<http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/hss.htm>

発行：社会主義体制史研究会

連絡先：[aoki\\_econ@tohoku.ac.jp](mailto:aoki_econ@tohoku.ac.jp)

(円マークを半角アットマークに代えてください)

1号発行:2018年5月

## 表紙写真

左:ベルリン:チェックポイント・チャーリー(2016年7月2日)

米国〔占領〕地区はここまでという表示があり、前方が元ソ連占領地区。1961年10月米ソ戦車隊が対峙した場所(注)だが、今は大賑わいの観光名所。右前方に壁の時代の野外展示場がある(一部有料)

© Kunihiko AOKI, 2016

右:上の写真の右後方にある壁博物館(入場券裏の写真)

(注)1961年10月米ソ戦車隊の対峙は「フリードリッヒ通りのハイ・ヌーン」とも呼ばれる。詳しくは、対峙に立ち会った R. Garthoff の著書„A Journey through the Cold War”参照。

対峙の様子は、<https://www.youtube.com/watch?v=V3zqvHgjpXI>

<https://www.berliner-mauer.tv/panzerkonfrontation-in-der-friedrichstrasse-am-27101961.html> などで見られる。

往時と今の各種写真が [https://www.youtube.com/watch?v=2k2R\\_S11NUU](https://www.youtube.com/watch?v=2k2R_S11NUU) などにある。

(論文)

# 元東独政治犯ガルテンシュレーガーの冒険

## 東独国境自動射撃装置 SM-70 奪取の意味と限界

青木 國彦 (東北大学名誉教授)

Kunihiko AOKI (Prof. emer., Dr., Tohoku University)

### Abenteuer des ehemalige politische Häftlings der DDR Michael Gartenschläger

Warum und Wofür montierte er die Selbstschußanlagen SM-70 ab?

#### 目次

1. はじめに...1
2. 事件の再燃:情報売り込み...2
3. 国境体制...4
4. ロックンロールファンの蜂起...7
5. 獄中体験...8
6. 自由買い実現...9
7. 逃亡援助人...12
8. SM-70...14
9. 東独政権の不法とブランド東方政策...18
10. SM-70 奪取と裁判...20
11. 待ち伏せと射殺...24
12. シュタジ投入中隊...26
13. 射撃命令文書の解釈...27
14. 射殺後:二重スパイも...28
15. 結論...29
- 15.1. 意味...30
- 15.2. 限界:エゴン・バールとの共通性...31
- 略語と引用文献...33

(注)長文ですが、3、8、12、13は関連事項の詳細説明ですので、飛ばして読んでいただいてもご理解いただけると思います。

#### 1. はじめに

1976 年春に西独ハンブルク在住で当時 32 才の元東独政治犯ガルテンシュレーガー (Michael Gartenschläger, 1944.01.13-1976.04.30) が、その元獄友リーニッケ (Lothar Lienicke) の支援を受けながら、両独間の国境標識 231 地点<sup>1</sup>から東独国境内に約 30m 忍び込んで、東独の自動射撃装置 (Selbstschußanlage) である SM-70 を 2 回も各 1 台取り外して持ち帰り、同じ場所で 3 回

目を敢行した際に待ち伏せに遭い射殺された。待ち伏せたのは東独国家保安省 (MfS, Stasi、以下シュタジ) の特別部隊「投入中隊」<sup>2</sup>の 4 人の狙撃兵であった。

これがガルテンシュレーガー事件 (Fall Gartenschläger) である<sup>3</sup>。その特異性は、東独国境侵犯での死傷のほぼすべてが東独からの逃亡時であるのに、彼は逃亡ではなく、西独側から入り込んで東独国境の自動射撃装置を奪ったことにある。

彼の東独独裁体制への抵抗の発端は壁建設であった。当時ロックンロールの少年ファンであった彼と友人たちは、頻りに西ベルリンに行き、コンサートを楽しみレコードや雑誌を買っていた。ちょうどプレスリーが徴兵されて西ベルリン駐留米軍にいた時期 (1958-1960) である。壁によって西ベルリン行きが不可能になり、「蜂起」ののろしをあげて終身刑になった。

東独は、極秘の SM-70 を 2 台も設置現場から西独側に盗まれ分析された結果、それが東独製の、文民への非人道的無差別殺傷兵器であることを世界に知られた。しかも、それをすぐ大きく報道したシュピーゲル誌が、その技術はナチス強制収容所の逃亡阻止技術構想に由来すると指摘した。東独当局が受けた衝撃は甚大であった。

その後 SM-70 撤去は西独から東独への人道的要求の重要項目の 1 つになり、東独は非人道性への反論が困難になった。

だが同時に西独政府にも衝撃を与えた。彼の動機は、東独の「不法」糾弾だけではなく、ブランド東方政策 (その継承を含む、以下同様) とその下での世論の動向への強い批判でもあったからである。1 回目の奪取後すぐに西独検察は、窃盗や器物損壊、武器不法所持の容疑で捜査を始めた。「緊張緩和」を壊さないためである。

SM-70 は東独が逃亡防止のために「ドイツ内国境」<sup>4</sup>の

<sup>1</sup> 国境標識 231 は西独ハンブルクの東南東にあるブレーテン (Bröthen) と東独シュヴェリーン県ハーゲノウの真西にあるライスターフェルデ (Leisterförde) という、いずれも小さな町の近くにあった。現地指揮所はシェーンベルク (Schönberg)。

<sup>2</sup> Einsatzkompanie。機動的に特別任務に出動する中隊を指す。詳細は12節参照。ナチスのEinsatzgruppenが機動大量銃殺部隊として有名であるが、元来は普通名詞である。シュタジには特別投入将校 (Offizier im besonderen Einsatz, OibE) という職務もあり、いわゆるKoKoを率いて東独の外貨調達を担ったシャルク (Alexander Schalck-Golodkowski、中佐) や、東独税関長官シュタウヒ (Gerhard Stauch、大佐) を含め1983年には3471人もいたが、その後減少し1988年には1856人であった (Engelmann 2016:251f.;285, Müller-Enbergs 2010:1261)。

<sup>3</sup> わが国でのガルテンシュレーガー事件への言及は、私が見出し得た限りでは、近藤 (2010:99-100) のみである。そこでは逃亡援助ゆえのシュタジによる射殺とあるが、そうではない。彼と仲間による逃亡援助はすでに 1975 年成功裏に終了した (後述参照)。

<sup>4</sup> Die innerdeutsche Grenze。西独本土と東独の間のこと、直訳では「ドイツ内境界」となるが、実態は国境であり、東独は国境 (Staatsgrenze) と表現した。本稿も引用以外は、すべて国境と表記する。ブランド東方政策においても西独は東独を国際法上ではなく単に行政法上の国家として認めたにすぎなかった。境界 (Grenze) または「地区境界」 (Zonengrenze) との表記を用い、両独は相互に大使館でなく常駐代表部を設置したが、西独でも国境と言うことがあった。日本を含む諸外国は両方に大使館を置いた。

国境線から 30～50m 東独側にある「金属格子フェンス」(Metallgitterzaun、MGZ、表 3 の国境前線設備に当たる)に取り付けられていた。散弾地雷(Splittermine)とも言い、SMはその略記であり、70は1970年型を示す。

地雷とはいえ、埋設ではない。本体からフェンス沿いに伸びる 3本の針金線の 1つに触れるか切断すると起爆し、大量の散弾が発射され、致命傷を与えた。それゆえ、西独では自動殺人機(Todesautomat)とも称された。国境線のうち見通しがきかない部分等に設置された。

当時西独側はSM-70の設置を望遠鏡で確認しただけで、その作動メカニズムは不明であった。従って部外者による取り外しは「自動射撃」に遭う危険を伴い、また侵入の往復と作業中に発見され銃撃される可能性も大きく、きわめて危険であった。ガルテンシュレーガーは国境での知人の死傷にも接していた。にもかかわらず、彼はそれほどの危険を承知の上で、その危険を3回も冒した。

結果的に遺書となった彼自身の「記録」(後述)によれば、機械に強い彼は、「東独の低い技術水準と双眼鏡での自らの観察から複雑な回路はなく、SM-70に強い振動を与えなければ、作動させずに外せる」との自信を持っていた。そうだとすると、彼の決心を聞いた支援者が「特攻隊員のように」と思ったように、危険さあまりなかった。

なぜ、何のために、どのように彼はそうした危険を冒したのか？これが本稿の**第1のテーマ**である。これらについて流布している見解には種々疑問があるからである。

それを考えるには、彼の波乱の短い人生、東独を隔離窒息社会にした国境体制、SM-70の実態、それを守るシュタジの体制、当時の西独の政治状況などを振り返ることが必要である。シュタジは現場で1週間も待ち伏せし、射殺に成功した。それはどのような情報を根拠にしたのかが謎である。その考察が**第2のテーマ**である(2～14節)。

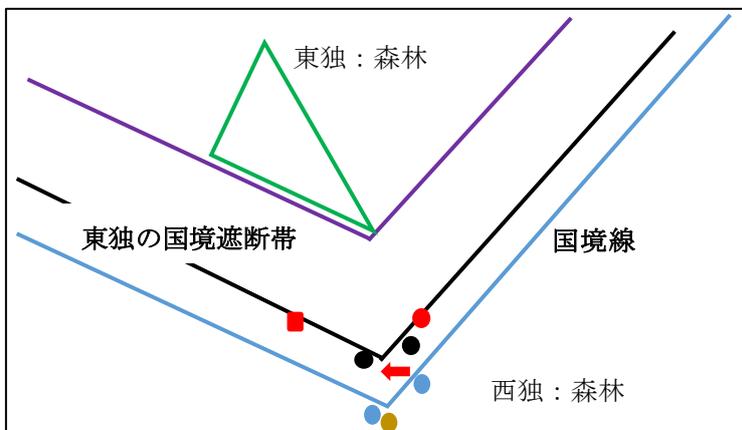
結論(15節)においては、まずガルテンシュレーガーの行動の意味についての幾つかの指摘を検討しながら、特に彼の抵抗の原点を重視して、その意味を再構成する(15.1節)。

見逃せないテーマがいま1つある。西独移住後の彼の闘いは逃亡関連に限られた。逃亡とは異なる隔離体制打破の方法があった。出国申請方式である。彼はそれをどう考えていたのか。これを論じたものは見たことがない。これが**第3のテーマ**である(15.2節)。

1970年代前半に、東独の厳しい国境体制を取り巻く国際環境が激変した。それに敏感に反応した出国希望者の一部が「逃亡の時は過ぎ、闘うべき時が来た」(青木2009 サブタイトル)と考え、行動し始めた。それが当局に出国申請を出し許可を求めて集団で公然と運動する出国運動である。その最初の代表例の1つである「リーザ市民権イニシアチブ」が起こったのも同じ1976年であった。

以下の文中では引用文献における資料の扱いの誤りを再三指摘するが、本稿にも誤解があり得るのでご指摘いただければ幸いである。

図1 ガルテンシュレーガーのSM-70奪取と射殺の現場:「大きな国境折れ曲がり」



(出所) 1976年西独国境守備隊ヘリコプター撮影(Klier 2012:122)や Lienicke(2001:236:238)、Sauer(1991:Dok.13)、SP(20/1976:50)の写真・イラストから青木作成。

(説明) 射殺体の場所(赤い矢印←の先端付近)や、SM-70取り外し1台目(●)、2台目(■)、3回目の際の同行者リーニッケ(右)とイーベ(左)の位置(●)は、事件直後にリーニッケに独占取材したヴェルト紙が作成した図解(Sauer 同前)を参照した。この図解には西独領土内への着弾痕も約30個示されている。●と■の間は約200mであった(Rehrmann(2009))。射殺体の場所は黒い線(金属格子フェンス)の角から8～10mであった(Klier 2012:130:133)。待ち伏せの4人は金属格子フェンスの角のすぐ外側左右に2人ずついた(●)、国境標識231はイーベのすぐ右(●)。待ち伏せ期間にはこの一帯がシュタジの投入区域として封鎖され、通常の国境兵士が入るにはシュタジの特別許可を必要とした(Lienicke 同前)。

この図はおおまかな概念図で縮尺は不正確である。空色の線が国境線で、直角との記述が多いが、ヘリコプター写真では直角に近い鈍角に見える。「大きな国境折れ曲がり」と称され。その東独側に広い国境遮断帯がある(紫色の線まで)。緑色の部分(実際には三角ではない)は森林伐採部分で、その短辺左横にシュタジの指揮車がいた。森林は松の保護林である。東独国境遮断帯には、まず国境線に沿って巾約30mの草原帯があり、東独国境守備隊やシュタジは「敵の方へ」と呼んだ。次の黒い線がSM-70を取り付けた金属格子フェンスである。これが西独側から見て最初のフェンスであった。それより東独側については表3参照。

## 2. 事件の再燃:情報売り込み

ガルテンシュレーガー事件がドイツのマスコミで大きく取り上げられ騒ぎとなったのは、両独統一発効(1990年

10月3日)直前の夏であった。事件後24年も経っていた。なぜ再燃したのか。

西ベルリンの日刊紙 taz(900815:4)によると、イラスト

誌「ブンテ」(Bunte)と日刊紙ヴェルトが BND(連邦情報局)の内部文書を報道した。そこにはシュタジ大臣であったミールケ(Erich Mielke)の指示のもとにシュタジが殺害した事例として、1983 年の東独サッカー選手(Lutz Eigendorf)や 1975 年の NVA(東独国家人民軍)兵士(Werner Weinhold)のケースとともに、1976 年のガルテンシュレーガーのケースが挙げられていた。

そこで西独与党の要求で東独検察が調査を開始し、また西独政府も西独司法当局に検討を依頼した。

東独最高検察庁が、事件当時の「すでに確保された諸文書」によれば、ガルテンシュレーガーは自動射撃装置を 2 台持ち去り、3 台目を狙った時に、東独国境部隊との「射撃の応酬」で死亡したが、その死は予め計画されたものではなかった、とすぐに発表した。その根拠の 1 つとして、当時の「鑑定書」(1976 年 5 月 19 日付け)に、彼が所持していた自動拳銃「スター」(モデル DI)の銃身の硝煙痕跡が「1 発より多くの発砲」を示した、とあることを挙げた(taz 900817:6)。

東独検察ではちががあかないと見たのか、taz(900822:6)によると、射殺現場の西独側を管轄するリューベック検察が、彼は「シュタジの殺害計画の犠牲になった」との新たな指摘がもたらされたので、捜査を再開すると発表した。

騒ぎのきっかけとなった上記の BND 内部文書とは何か。Lienicke(2001:305, 2003:311f.)に説明がある<sup>5</sup>：

シュタジ解体の動きが強まる中で職員の中には西独の BND や西側情報機関に身売りするか、またはそれらから誘われる職員が出た。シュタジを解雇されるまで第 1 局対外防衛部長<sup>6</sup>であった中佐ヘンニヒ(Harald Hennig、BND の暗号名クラウゼ、Krause)もその 1 人で、1990 年夏に BND 本部に出向き、ガルテンシュレーガー事件を含むシュタジ関与の死亡例について通報した。

この「破壊力の大きい情報」を BND は同年 8 月 2 日に西独連邦検事総長シュタール(Alexander v. Stahl)に通知した。BND は同時に、公表可能な時期を指示した上で、この情報をヴェルト紙に漏らした〔世論工作のために違いない〕<sup>7</sup>。シュタールは自ら連邦刑事局で関連情報を探すとともに、7 日の書簡でリューベック検察庁にも情報を通知し、さらに 17 日に彼は、BND から送られたヘンニヒ陳述のコピーもリューベック検事長と東独検事総長に転送した。

その直前 14 日にヴェルト紙がヘンニヒの陳述内容を報道した。そこには、「西へ殺人者を送った：ミールケが逃亡者を殺させた」との見出しのもとに、ガルテンシュレーガーがシュタジの情報提供者たちによって「[大きな]国境折れ曲がり」の罠におびき寄せられ、特別部隊〔シュタジ投入中隊〕<sup>8</sup>によって射

殺されたとあった。南ドイツ新聞や FAZ ほか各紙(8 月 22 日)の報道が続いた。そのためメクレンブルク・フォアポンメルン州検事総長がガルテンシュレーガー事件の捜査の特別担当を設置し<sup>9</sup>、リューベック検察も刑事訴追の検討を再開した。

東独当局も動き、検事総長の委託に基づき 8 月 21・22 日に関連する元シュタジ文書が調査された。その結果ガルテンシュレーガー関係文書の大部分は彼が行なった逃亡援助〔後述〕に関するものであり、「犯罪が実際にはいかに推移したか、誰が最初に撃ったか、ガルテンシュレーガーの側から何発撃ったかないしは撃たれたかという問題も未解明のまま」に終わった(文書調査担当者の 9 月 10 日付けメモ)。〔この検察調査の記述は上記の taz 記事と整合しない。〕

このメモについて、「はっきり言って、多数の資料にもかかわらず、ガルテンシュレーガーが最初に撃ったと書いた文書は存在しなかったということである」と Lienicke は強調した。〔この強調は、ガルテンシュレーガーとシュタジ側のどちらが先に発砲したかが裁判の主要争点となったからである。〕

ヘンニヒは、ガルテンシュレーガー関係作戦文書破棄の際に読んだ経緯報告書の内容を話した：

その報告書には「歩哨が彼を捕らえ損なうことを心配し、だから射撃を開始したとあった。射撃開始命令が与えられていたことが触れられていた...しかしまた他の関連で報告には射撃開始前に歩哨たちが物音を聞いたとあった。その物音は、武器が装填されるカチツという音と解釈された、と...歩哨たちはガルテンシュレーガーが彼らを発見したと推測した」(Lienicke 2003:324、...は Lienicke)。

いわば両論併記である。ヘンニヒは BND にガルテンシュレーガー狙撃犯のうち 2 人の名前も挙げた。そのため両独統一直後 1990 年 12 月にそのうちの〔小隊長であった〕リーベラムがベルリン地方刑事局に召喚された(Lienicke 2003:317)。2 人はのちに裁判被告となった。

結局究明は両独統一後に持ち越され、シュヴェリーン地裁、ベルリン地裁、連邦最高裁判所(BGH)で被告となった狙撃兵 3 人、元シュタジ幹部 3 人は裁判途中死亡 1 人、無罪 4 人、時効による無罪 1 人となった(6 人の詳細は後述)。手元にある taz のアーカイブによってその経過をたどると、次のようである：

裁判に持ち込まれたのはようやく 5 年後、射殺 14 年半後の 1995 年 11 月であり、シュヴェリーン地裁に検察が投入中隊の狙撃兵 4 人のうちの 3 人を、ガルテンシュレーガーがすでに抵抗力も助けもない状態で地面に倒れている時に至近距離から彼を狙

<sup>5</sup> Lienicke(2003)は同(2001)に比べ文章の改善と簡潔化、新資料の補足をした(前書き)。容疑者の姓もイニシャルから実名になった。従って本稿では主としてこれによるが、後者は前者にあった詳しい日付や、詳細な注記、23 の資料(計 65 頁)、ヘルデブラント(後出)の序文、略語表、人名索引、文献リストがすべて省略され、本文中の省略もあるので、適宜 2001 年版によって補足する。本稿にある「リーニッケ」はこの本の主要著者であり、著書の中で引用符なしに「私は…」と語るのは彼である。

<sup>6</sup> 第 I 局と対外防衛部については 12 節参照。

<sup>7</sup> 引用の中の[]は青木による補足。以下同様。

<sup>8</sup> Lienicke(2003:313)によるこのヴェルト紙記事紹介は「特別部隊」の 1 人を「リーベラウ(Lieberau)」としたが、正しくはリーベラム(Lieberamm)である。

<sup>9</sup> 東独最後のデメジャー政権は県制度を州制度に戻したが、この時点では未発効であり、この部分は記述が不正確である。

って撃った、従って意図的共同殺害だとして起訴した(taz 951121:5; 991110:6)。シュヴェリーン地裁になったのは当時現場が東独シュヴェリーン県にあったからである。

この裁判の審理が始まったのはさらに遅れて、1999年11月9日、壁開放10周年の日であった(taz 991110:6)。審理開始が遅れたのは、裁判官が煩わしい手続き(証拠が少ない見込み、矛盾する供述、うぬぼれた弁護士たち)に乗り気でなかったと言われた。ちなみに弁護人の一人は東独最後の内相ディーステル(Peter-Michael Diestel)であった。被告3人は、彼を殺すのではなく連行するつもりだったが、彼が先に撃ち始めたので応射し、正当防衛だと主張した。ガルテンシュレーガーに同行して目撃した二人[後述]は、彼がフェンスに近づいた時に被告が警告なしに撃ち、さらに負傷して地面に倒れた彼に更なる一斉射撃が加えられたと証言した。検察の言う意図的な共同殺害か、被告の言う正当防衛かが争点であった。なお被告3人の現職はシュタジ無きあと「保険代理業やプール監視員、補助労働者」であった(taz 000324:7)。

同地裁は2000年3月24日に、3年から3年半までの自由刑の求刑に対して、被告3人を無罪とした。tazは「裁判所は大幅に被告たちの供述に従った」と評した(taz 000325:7)。

次に2002年5月にベルリン地裁で元シュタジ幹部2人[ほかに1人が途中死亡で裁判中止]の裁判が始まった[姓名・職位後述]。検察は2人を、ガルテンシュレーガーを「逮捕または絶滅」せよとの命令を出し、倒れた者を撃った殺害に共同責任があるとして起訴した。殺害後の書類に「非常に良く達成」とあることも[殺害が命令であった証拠として]指摘された。他方、被告側は、命令はシュタジ中央でなされ、また目的は情報源としての犯人の確保であったとか、「“絶滅”(Vernichten)は軍事隠語の1つであり、殺すという意味ではない」と言い、被告側証人(元部下)のある者は犯人を「おおよけにさらし者」にするために「逮捕」命令のみを受け、事前の作戦協議でも「抹殺(Liquidierung)は語られなかったと、他の者は「措置計画」には「逮捕または絶滅」とあったが、「多く書かれ、異なって実行された」と証言した。裁判官が正当防衛か否か解明されなかったと言ったのに対して、被告の1人ジンガーは、シュヴェリーン判決によれば[正当防衛であって]「殺害」は「全く存在しなかった」のだと強く抗議した(taz 020508:6;22, 020515:23, 0303056:23)。

2003年4月10日にベルリン地裁は、懲役3年9ヵ月を求刑された2人の被告のうちヘッケルに無罪、ジンガーに[時効による]裁判中止とした(taz 030411:10)。

ベルリン検察はジンガーを上告したが、2005年2月16日連邦最高裁(BGH)に退けられた(10節参照)。

### 3. 国境体制

本題に入る前に当時の東独の対西独本土国境の概況を記しておく<sup>10</sup>。

東独からの出国希望者の戦術は当時、非常に困難になった逃亡から、出国申請方式に切り替わり始めていた。現に、1970年代半ばに陸路と海路で東独領から西独・西ベルリンへ「国境突破」を図った者は表1のように、大幅に減っていた。しかも、表1の1976年前半の試み455人のうち成功は25人(5%)のみであった(Ritter 2001:76)。「試み」は未遂ないし準備を指す。

表1 1970年代半ばの「国境突破」の試み

	人数	1973比
1973	3004	100%
1974	1797	60%
1975	1397	47%
1976前半	455	

(出所) Ritter (2001:74;76) の記述から青木が作成。原資料は東独国防評議会会議録(1976年11月18日)。

東独の国境守備隊(Grenztruppen)は1974年に「公式には」正規軍のNVAから独立し、国防省直属となった。これは軍縮交渉の対象から外すためであったと言われる。国境守備隊は従来の10旅団が1971年に海岸旅団[バルト海]以外は北部・中央・南部の新設3国境司令部に分属された(Klier 2012:88)。中央国境司令部はベルリン対策であり、ガルテンシュレーガー事件は北部司令部管内であった。

国境守備隊作成の図解から表2と表3を作成した。表2のように、1970年代後半の通算で対西独国境突破成功率(陸路)は4.6%にすぎず、15%が国境遮断帯(合計巾約5km)の中で、80%以上はその手前で逮捕された。

表3は国境遮断帯の構成(設備と設置距離)を国境線から遠い順に示した。国境前線設備の大部分は高さ3mの金属格子フェンスであり、1979年末にはうち420kmにSM-70を取り付け、246kmに地雷原があった。

コンロールド帯は巾6mあり、足跡が残るようにして毎日何度も点検され、その都度均された。自動車遮断溝は深さ1.5mあり、西独からの侵攻阻止のためかと思ったが、そうではなかった。それは東独内からの車両による突破阻止のためであり、そのために溝の国境線側がコンクリートパネルで堅固にされていた(Ritter 2001:110)。

国境前線設備と国境線の間は30m~50m(Ritter 2001:105)あり、見通しがきくように伐採して草地になっていた。ガルテンシュレーガーによる奪取現場では巾約30mであった。

この草地も図示されているが、名称は記されていない。この草地の国境守備隊内の通称は「敵の方へ」(feindwärts)であった(Linicke(2001, 2003)ほか)。ガルテンシュレーガーが射殺された場所はこの草地の一画である。国境前線設備よりも内側の通称は「敵の方へ」と対照して「味方の方へ」(freundwärts)であった(同前)。

国境遮断帯には上記のほかにも照明設備や警備犬のた

<sup>10</sup> 年代別の変遷はKlier(2012)にまとめられている。

**表 2 対西独本土国境突破の試みの場所別逮捕と成功(陸路、1974 年 12 月 1 日～1979 年 11 月 30 日)**

	逮捕	比率	逮捕主体	備考
防護帯手前	3984 人	80.4%	人民警察	
防護帯(警報付き国境フェンス手前)	380 人	7.7%	国境守備隊	
警報付き国境フェンスと国境前線設備の間	363 人	7.3%	国境守備隊	うち 158 人が前線設備付近まで到達
国境突破成功	(成功 229 人)	4.6%		地雷原越え 89、SM-70 越え 12、監視塔越え 128 人
計(逮捕と突破成功)	4956 人	100%		

(出所) 東独国境守備隊作成の「1974 年 12 月 1 日～1979 年 11 月 30 日国境突破の試みと成功概観」(図解) (Ritter 2001:78) から青木が作成。

**表 3 東独国境遮断帯の構成**

防護帯〔立入禁止帯〕	Schutzstreifen	
警報付き国境フェンス	Grenzsignalzaun	1100km
監視塔・指揮所	Beobachtungstürme+Führungsstellen	579 カ所
車列通路	Kolonenweg	1481km
コントロール帯	Kontrollstreifen	1282km
自動車遮断溝	Kfz-Sperrgraben	655km
国境前線設備	Vordere Sperr- u. Sicherungseirichtungen	1481km
「敵の方へ」	»feindwärts«	巾 30-50m

(出所) 表 2 に同じ。(注) 上から順に国境線に近づく。km 数字は設置距離。「敵の方へ」は青木が追加。

めの施設、監視掩蔽壕、場所により検問所などがあった (BMB 1987:31 所収の模式図)。

**表 4** は西独内務省調べによる 1970 年代末から東独末期までの国境設備の変遷である。

表 4 の遮断警報フェンスは表 3 の警報付き国境フェンスに、金属格子フェンスは表 3 の国境前線設備に当たる。有刺鉄線二重フェンスはまだ金属格子フェンスに取り替えられていない古くからの残りである。両者を足すと、ほぼ国境線の長さと同じである。ところが表 3 の国境前線設備はそれより約 100km 長い。東独側の数字が実寸であり、地形による複雑さのため国境線より長くなったのに対して、西独調べは国境線のうち 2 タイプのどちらかが該当かを示し、SM-70 距離の差も同様の違いかもしれない。地雷原の差は西独側の見誤りかもしれない。

表 4 にある地雷原については、元国境守備隊中佐・参謀将校で 1990 年から「国境守備隊中央解散参謀部」<sup>11</sup> の中で「国境保全設備撤去責任者」を務めたクナイゼ (Michael Kneise) が詳細を説明した (Filmer 1991:365 ff.)。そのエッセンスを Wolf (2005:83) が **表 6** にまとめた。クナイゼの説明に SM-70 は出てこない。

SM-70 と埋設地雷は、西独バイエルン州首相シュトラウス (Franz J. Strauß) が仲介した東独向けの西独のいわゆる 10 億クレジットへの反対給付として撤去されることになったと一般に言われる (Wiegrefe 2017 の異論は別稿で検討)。「それは DDR [=東独] 国境守備隊にとってもソ連にとっても驚きであった」が、SM-70 は 1984 年 11 月 30 日までにすべて撤去され、埋設地雷の撤去は手間取り、完了は結局両独統一後の 1990 年代半ばになった (Ritter 2001:44:106)。

これらの撤去についての東独国防相ホフマン (Heinz

Hoffmann) の書記長ホーネッカー (Erich Honecker) への報告 (1984 年 12 月 10 日、Ritter 2001:106、Lienicke 2001:448f.、以下 841210 ホフマン報告) は次のようであった (番号は青木)：

- 1) ホーネッカーの指示による対西独本土国境の地雷撤去と代替施設設置の現状を報告し閲覧と指示をお願いする。
- 2) 国境守備隊と陸軍の「先鋒」兵力の「集中的かつ懸命な」作業により 1984 年 11 月 30 日までに合計 450km の国境線に設置した SM-70 は「完全に撤去」し、同 136km に敷設の埋設地雷は 38km (27.5%) を除去した。
- 3) 埋設地雷除去は複雑さのため長引いているが、残りの除去も 1985 年 10 月 31 日までに完全に終える [実際はその後も作業継続]。
- 4) 代替施設として「遮断帯の奥に」 [=国境線近く] に新しい「警報式国境遮断フェンス」 (Grenzsignal- und Sperrzaun) [いわゆる GSZ 80] を、旧 SM-70 設置区域をはじめ合計 541km にすでに設置し今後さらに増設する。
- 5) 地雷撤去に伴って変化する国境対策について国家保安相や内相と調整した提案を 1985 年 1 月 25 日の国防評議会に提案する。

代替設置の GSZ 80 は「技術的欠陥または野生動物被害ゆえの非常に高い誤報率」のため、警報対応には弛緩が生じた (Ritter 2001:109) と言われる。

**表 5** はアーカイブ調査や遺族・目撃者・東欧諸国の通知による集計である。Sauer (1991:255ff.) にある対西独本土国境での死亡リスト (1949 年 1 月 29 日～1989 年 3 月 8 日) には 78 件しかなく、またガルテンシュレーガーの名もないのは「逃亡」ではないからだろう。

**表 7** は 1970 年代の西独通貨の対円レートである。

<sup>11</sup> これは東独末期の軍縮・防衛相命令 49/90 (1990 年 9 月 21 日) によって設置された。同命令は [http://www.chronik-](http://www.chronik-der-mauer.de/system/files/dokument_pdf/58712_cdm-900921-grenztruppen.pdf)

[der-mauer.de/system/files/dokument\\_pdf/58712\\_cdm-900921-grenztruppen.pdf](http://www.chronik-der-mauer.de/system/files/dokument_pdf/58712_cdm-900921-grenztruppen.pdf) にもある [2018.02.16]。

表 4 東独の対西独本土国境遮断体制(西独内務省資料による)

	1979 末	1984.6 月末	1985.7 月末	1987.6 月末	1988.6 月末	1989.6 月末
金属格子フェンス(MGZ)	1281.3 km	1286.5km	1278.4km	1269.7km	1266.5km	1265.0km
有刺鉄線二重フェンス	100.1 km	24.4 km	25.2 km	20.9 km	15.2km	-
遮断警報フェンス(GSSZ)	1041.1 km	1166.8km	1193.8km	1208.2km	1196.4km	1185.7km
- うち修正		約 90.0km	650.9 km	978.9 km	1057.9km	1113.6km
- 警備犬放し飼い付き				85.5 km	103.4 km	119.4 km
- 警備犬数				804	約 900	962
地雷原	292.5 km	145.7 km	54.4 km			
自動射撃装置	393.0km	339.1 km				
コンクリート遮断壁	24.8 km	29.7 km	29.7 km	31.3 km	29.5 km	29.1 km
- うち金属パネルフェンス取替				1.5 km	1.7 km	2.0 km
自動車遮断溝	808.3 km	837.3 km	837.7 km	837.7 km	839.3 km	829.2 km
- うち固定	551.7 km	586.7 km	589.5 km	590.2 km	590.2 km	580.1 km
車列通路	1313.0 km	1337.5km	1400.8km	1334.8km	1335.5km	1339.1km
- うち固定	1215.0 km	1286.3km	1309.5km	以後全固定		
- うち GSSZ 沿い				271.4 km	335.0 km	340.7 km
照明設備(アーク灯)	271.0 km	237.1 km	245.0 km	247.2 km	263.6 km	232.4 km
ハロゲンランプ						69.2 km
警備犬による警備	97.3 km	100.6 km	128.2 km	91.7 km	78.6 km	71.5 km
警備犬頭数	996	1181	1163	1073	954	886
地下壕(MGZ 沿い)	900	765	751	659	596	425
- うちコンクリート	645	552	552	499	454	292
地下壕(GSSZ 沿い)				48	57	48
- うちコンクリート				34	32	22
監視塔(MGZ 沿い、コンクリート)	665	665	661	597	576	529
監視塔(GSSZ 沿い)				54	55	49
- うちコンクリート	39	40	37			
木製・鉄製監視台	82	44	38	86	108	155

(出所) Ritter 2001:165[同じ表が Sauer 1991:Dok.11 にもある] (原注) 陸上境界合計 1378.1km。ほかにバルト海境界 14.9 km。地雷原は 1985 年 10 月末までに全廃[のはずが、撤去は 1990 年代までかかった]。自動射撃装置の最大は 1983 年 8 月末の 439.5km に約 6 万台、1984 年 11 月末までに全廃。車列通路の内訳統計は 1986 年 1 月以後。

表 5 東独からの逃亡の際の死亡内訳(2000 年までの判明分)

	1961.08.12 まで	1961.08.13 以後	合計
ベルリンの地区境界・壁	16	238	254
ドイツ内国境[対西独本土]	105	267	372
バルト海	15	174	189
ブルガリア・チェコスロバキア・ポーランド・ハンガリー(東独市民のみ)	4	43	47
他のルート(ハイジャック、商品輸出、トランジット道路)	0	7	7
東独国境勤務員	11	16	27
ソ連脱走兵	11	10	21
国境地域での飛行機撃墜	18	3	21
西独への逃亡成功後に抹殺	0	1	1
逃亡成功後に連れ戻され東独かソ連で死刑か獄死	12	1	13
逃亡準備なし逃亡中に逮捕され死刑か獄死	0	5	5
計(うち未成年 40 人以上、女性 30 人以上)	192	765	957

(出所) Ritter(2001:168). (注)この死者数は Zentrale Erfassungsstelle Salzgitter の 2000 年時点の集計の内訳である。同集計の 1989 年時点判明は 197 人のみであった。1961.08.13 は壁建設開始日。

表 6 ドイツ内国境敷設地雷

敷設開始年	地雷個数	タイプ
1961	4 526	Splittermine POMS-2
1962	449 000	Sprengmine PMD-6
1963	364 000	Sprengmine PMN
1971	100 000	Sprengmine PMP-71
1977	400 000	Infanteriemine PPM-2

(出所) Wolf(2005:83)

表 7 円の対ドル・DM 年間平均相場

年	1ドル	1DM	年	1ドル	1DM	年	1ドル	1DM
1970	360	98.36	1974	308	124.8	1978	234	107.03
1971	308	95.58	1975	308	116.52	1979	206	138.88
1972	308	95.58	1976	308	124.12	1980	242	102.84
1973	308	103.57	1977	308	114.42			

(出所) 総務省統計局

#### 4. ロックンロールファンの蜂起

ガルテンシュレーガーは、東ベルリンの東北東の郊外の町シュトラウスベルク (Strausberg) で生まれ、育ち、自動車整備工見習い (Autoschlosserlehrling) であった。この町は当時も今もベルリンの都市内鉄道 S バーンの行き先の 1 つである。彼は 17 歳の時、仲間と壁建設開始に反対する蜂起ののろしをあげ、終身刑になった。

罪状は「重大妨害工作、国家危険暴力行為、国家危険プロパガンダ並びに重大扇動」であり、「9 年 10 月の服役後に〔西独〕連邦政府によって〔囚人〕“自由買い”され」1971 年西独ハンブルクに移住した (BGH 2005)。

「自由買い」(Freikauf または Häftlingsfreikauf) は、東独政治犯を西独政府が金銭・物品と引き換えに釈放させるもので、私的な自由買いが先行したあと両独政府間では 1963 年から始まった (詳しくは青木 2009 第 2 節)。ケネディがピッグス湾事件の捕虜をキューバから買い取ったことも参考にされた。

ガルテンシュレーガーら 5 人は、当時の西独ロックンロール・スター、テッド・ヘロルト (Ted Herold) のシュトラウスベルクにおけるファンクラブを 1960 年に結成した。彼らは、彼らのロックアイドルのレコードやポスター、コンサートや映画のある西ベルリンへ「定期的に」行っていた。彼らはファンクラブ設立後すぐに、それを西独の青年向け雑誌ブラボー (Bravo) に投稿した。すると彼らは西独の若者から多くの郵便物を受け取ったために、東独人民警察に睨まれた。人民警察は家宅捜索して貴重なレコードを押収したので、当然彼らは腹を立てた。彼らは 1961 年 8 月 12 日にも西ベルリンへ行った〔が、その日のうちに戻っていた〕(jugendopposition.de, 2018)。

その日の深夜、13 日午前 0 時に壁建設が始まり、西ベルリン行きが遮断された。彼らの怒りは激しかった。他方で、もし深夜まで西ベルリンにいたら、その後の運命は全く異なっただろう。

彼らは、壁建設開始を「罵倒」しても行動しない大人たちと異なり、白いペンキを調達して、14 日にまず、〔シュトラウスベルクにあった〕国家人民軍 (NVA) 本部の「住民と武装機関の連帯」と題する巨大壁画に落書きした (jugendopposition.de, 2018)。

彼らは東独の翼賛組織「国民戦線」事務所の窓を含むあちこちに、「SED、ノー」、「今日は赤 (rot)、明日は死 (tot)」、「共産主義者は出ていけ!」、「ナチスと共産主義者は出ていけ!」、「門を開けよ」、「ドイツをドイツ人に」といったスローガンを大書した (Lienicke 2001:46, Klier 2012:35, Sauer 1991:92)。SED は東独支配党たるドイツ社会主義統一党、「門」は、ブランデンブルク門のことである。

さらに 15 日に彼らのうちの「二・三の者」が自転車で〔シュトラウスベルクの北にある〕ヴィルケンドルフ (Wilkendorf) へ行き、その地の「統一」という名のタイプ III の LPG (農業生産協同組合)<sup>12</sup>の畑の中の簡易納屋に火を付けた。彼らとしては〔シュトラウスベルクにおける蜂起の合図〕のつもりであった (jugendopposition.de, 2018)。

燃えた簡易納屋の写真が Klier (2012:37) ほかにある。当局は放火の被害を「約 5 万マルクの国民経済的損失」(Sauer 1991:93) とした。

8 月 19 日早朝に 5 人もも逮捕された。勾留中に「シュタジの方法によって…シュトラウスベルクの“反革命一味”が DDR とソ連軍の兵舎を襲うために爆薬を作ること企てた」というストーリーが作られた (Klier 2012: 41)。

当局のこの事件の位置づけがよく分かる当時の記事がある。この一帯を管轄した SED フランクフルト・オーデル県指導部の機関紙『ノイアーターク』(Neuer Tag, 1976 年 9 月 15 日) には、「ブラント〔西ベルリン市長〕の一味が駆除される」との見出しの下に、5 人の行動を「絶えず西のテレビや NATO のラジオの扇動放送によって操縦・指導され」、「DDR に対する非常な憎しみの中で、わが国

<sup>12</sup> 壁建設前の東独からの大量逃亡の原因の 1 つは農家の協同組合化にあったと言われる。それには集団化の高いレベルか

ら順にタイプ III、II、I があった。

家に対して武器を持って進軍し、ポンのウルトラの従順な被造物かつ下働きとして DDR に対する“小さな戦争”を実現する準備した」とし、またメンバーの一人レザク (Gerd Resag) の言葉として「我々は西ベルリンでの扇動デモンストレーションとブランド演説によって励まされ、扇動された」とも記した (Fricke 1979:458f.)。

「RIAS〔西ベルリン米軍管理地区のラジオ放送〕に扇動された…“ 8 グロッシュェンの若者”〔男娼、おかま〕というプロパガンダ常套句も投げつけられ、裁判には〔見せしめのため〕「企業集団や学校の代表者たち」も動員された (Wolle 2006:119)。

裁判は NVA 文化会館で「見せしめ裁判」として「拡大公開」で行なわれ、「見せしめの厳罰」が科された。ともに 17 才のガルテンシュレーガーとレザクが終身、レーマン (Karl-Heinz Lehmann, 17 才) は 15 年、リーディガー (Gerd-Peter Riediger, 18 才) は 12 年、ヘプナー (Jürgen Höpfner, 18 才) は 6 年の重刑務所刑であった。ヘプナーは行動不参加にもかかわらず、であった (jugendopposition.de, 2018)。

## 5. 獄中体験

射殺される 3 日前、1976 年 4 月 27 日にガルテンシュレーガーがまとめた「記録」があり、結果的に遺書となった。それは、射殺現場〔東独領〕から約 20m 離れた西独側の国境標識 231 のそばに建てられた追悼碑の除幕 (1976 年 11 月) の際に朗読され、Sauer (1991:94-97) や Klier (2012:139) に抜粋引用されている。より詳しい前者を主に、後者も合わせて骨子を記すと、以下のようである：

刑務所の中で「私は DDR 政権をより詳しく知る機会を得た。…〔前権力者ウルブリヒト (Walter Ulbricht) に比べて〕一般に認められているホーネッカー時代の諸改善は過大評価されている。〔ホーネッカーはブレジネフの協力でウルブリヒトから 1971 年に党第 1 書記の座を奪い、1976 年には書記長になった。〕

ブランデンブルク重刑務所 (Zuchthaus Brandenburg)<sup>13</sup> は長期刑のための重刑務所であり (殆どが 5 年～終身)、5 年以上の服役者で「肉体的かつ精神的障害なしに刑務所を出た者はいない」。不十分な食事と医療、ビタミン不足、外部世界からの隔離 (手紙発信は厳重な検閲下に月 1 回、面談は 3 ヶ月に 1 回 30 分、1 人のみ) のためであり、政治犯の場合は、重罪の多い一般囚人との混合 (囚人室・作業班) による精神的負担が加わるためである。班長は常に一般囚人であった。平均収容囚人数は 2500 人、うち約 20% が政治犯、約 500 人は殺人犯ないし故殺犯であった。

〔独裁と壁という〕「この不法体制への意味のある抵抗は権利であるだけではなく、義務でもあるという確信が私の中で強固になった。私は政治犯と彼らを苦しめる人々についての大量の資料を集め確保することに成功した」ので、本を書きたい。〔服役中に〕

「服役条件の直接的結果として約 20 件の死亡」を知った。うち 7 人が自殺であった。「記録」には「いかにして彼が 1969 年にある囚人の死に到る虐待の目撃者になったか」も書かれている〔が、引用されていない〕。

釈放されてから、「自らの手で」計 6 人の逃亡援助を実行した。それを「人件費無償」の「有利な条件」(1500～7000DM)<sup>14</sup> で実施できたのは「〔西独からの〕行刑補償金その他のおかげで」ガソリンスタンド〔整備工場付き〕の賃借経営をしているからである。

「私は、DDR の不法の性格は特に自動射撃装置とそれらの一層の整備—ウルブリヒトの解任にもかかわらず—に現われていると信じている。…私は、デモンストレーションを目的としてそのユニットをまるごと持ち出す決心をした」。その前提は、東独の低い技術水準と双眼鏡での観察から、複雑な回路はなく、SM-70 に強い振動を与えなければ、作動させずに外せる、あとは気付かれぬように音を立てずに作業することだとの判断であった。

「私の刑務所体験の印象のもとに私は私の誤りと私の将来をじっくり考える時間を持った。私は、私の抵抗はなるほど正しいが、納屋に放火することは誤りであったと認識した。というのはそれは同時に暴力行為であったから」。

ここにある「私の抵抗」や「納屋に放火」は、上記の壁建設開始への抗議行動を指す。では「私の刑務所体験」とはどのようなものであったか？ 彼は二度も脱獄未遂をしているのだから、より過酷な扱いを受けたかもしれないが、以下のようであった。

判決後ガルテンシュレーガーらはブランデンブルク重刑務所に収容されたが、17 才であったガルテンシュレーガーら 3 人は未成年のため半年後にトルガウ少年院に移された。そこでガルテンシュレーガーは旋盤工、レザクは機械工の職業教育を受けた。当初彼らは「たぶん米国人が進駐して政治犯が解放される」と楽観する面もあった (Klier 2012:56)。

が、そうはならなかった。当時の米国大統領ケネディはソ連の勢力圏内であればソ連が壁建設を含め何をしようが容認し、ただ西ベルリンに手を出すことは許さないという方針であった (青木 2018 参照)。

まもなくガルテンシュレーガーはトルガウ少年院からの脱走計画を練り始め、旋盤工の技術を活かして合い鍵を作った。しかし現物の「目測」だけで作ったために、わずかな誤差があり、失敗した。そのため 1964 年にブランデンブルク重刑務所に戻され、そこでリーディガーと再会した (Lienicke 2003:86, Klier 2012:59)。その「囚人室の基本的な雰囲気はメキシコの大量刑務所のようにであった (Klier 2012:64)。彼はのちにこの刑務所でも脱走を試みた(後述)。

ガルテンシュレーガーは、共犯とされたヘプナーが早期釈放されたので抱いた減刑の望みを、ブランデンブルク重刑務所に来て 2 年後には諦め、反動的になった。彼

<sup>13</sup> ホーネッカー (1937-45 服役) や R.ハーバマン (同 1943-45) も服役した Zuchthaus Brandenburg- Görden である。

<sup>14</sup> DM は西独と統一ドイツ (ユーロ導入まで) の通貨の略称。

表 7 のうち、彼が西独で暮らした 1971-76 年平均は 1DM = 110 円である。

の姉クリスタ(Christa Köckeritz)の証言では、その頃 3 ヶ月に一度 30 分の面会が可能となった彼の母が彼に、反抗的ではなく「品行方正」にするよう忠告すると、「すでに終身刑」なのだからと受けなかった。刑務所では政治・イデオロギー教育のための看守との「教育対話」や「グループ討論」があったが、その際の彼についての記録は、「親西側の態度」と「DDR 国家への厳しい批判」であった。そこで彼は「“教育をいやがる者”として 21 日間の厳しい拘禁の罰則を科された」(Klier 2012:67;72)。

拘禁の罰則は囚人が受ける最も深刻な打撃であった。これを「人間を破滅させるこの試み」と非難する同時期の証言がある。マグデブルク出身の政治犯 M.シュプリンガー(Manfred Springer)は、1966 年 4 月 1 日に「共産主義政権のために物質的価値を創造することはこれ以上私の良心と一致させ得ないとの理由で」作業場での労役拒否と、「ドイツ人であり続ける」ために「DDR 国籍」放棄を通告したところ、同刑務所の隔離された地下拘禁室送りとなった。その結果(Klier 2012:73f.):

そこには板張りベッド以外には何もなく「氷のように寒かった。医者も薬も書くことも話すことも読むことも禁止だった」。さらにそこは「飢えさせる場」であり、「我々を従順にするために、彼らは我々に最小限の食料しか与えなかった。朝は 2 切れの乾いたパンとわずかなマーマレード。昼は 36 粒の大麦か 38 粒の米粒が入った一皿の水スープ。夜は再び 2 切れの乾いたパン。じゃがいもは無し、脂肪無し、肉片も野菜も果物も無し。

拘禁中に急速に痩せた。身長 178cm なのに突然 56kg になり、その後倒れた。そのため 1 日合計 4 切れのパンが 6 切れになった。それは「恐ろしい拷問」だった。歯茎が痩せてビタミン注射と歯科医を要請したが、“あなたはわが国のためになっていない、どんな理由から我々があなたを医師のところへ連れて行くべきか?”という理由で拒否された。ある朝 4 時頃に下腹部に強い痛みが出て、痛みは全身に及んだ。のちに胃潰瘍だと分かった。

ガルテンシュレーガーはその後も、看守の「特別な嫌がらせ」に対して、「命知らずのやり方で」脱走を企てた。その嫌がらせをのちに彼があるジャーナリストに説明した:1968 年のクリスマスに、同房 11 人が協力して材料を集めてタルトとポテトサラダを作ったところへ看守たちが急襲し、すべて取り上げ、「ヴァンダル人[狼藉者の意味]のように荒れ狂った」。おかげで「それだけでなく厳しい[刑務所の]クリスマスが全く打ち壊された」。そこで「ずらかる」決心をした(Klier 2012:78)。

脱獄は未遂に終わったが、彼が感じる不法に「命知らずのやり方で」対抗するところは、この場合も壁建設の場合も、のちの SM-70 の場合も一貫している。

ガルテンシュレーガーはこの 2 回目の脱獄未遂(1969 年 1 月)ゆえ、今度は拘禁 1 年を科された(Klier 2012:80)。彼も胃潰瘍になった。その後遺症のため、3 回目の SM-70 奪取行動の際にも吐いた(Klier 2012:130)。

姉クリスタが出したガルテンシュレーガーの恩赦請願は却下された。それを「同志中佐」に伝える刑務所長の文書(1970 年 11 月 11 日付け)の写真がある(Klier 2012:86)。そこには却下理由として、彼は「彼の現在の

刑務所での態度ゆえにまだ引き続き試されねばならない」とあった。

囚人は 1 作業場当たり約 60 人ずつで働いた。M.シュプリンガーとガルテンシュレーガーは同じ第 IV 作業場と同じく旋盤工として作業し、2 人は「率直に政治的なテーマについて」も話す仲になった。テーマは東独の囚人搾取などのほか、[始まったばかりの]自由買いも「好みの話題」であった。自由買いが始まったことはむろん極秘であったが、その「うわさが刑務所内では非常に急速に広まっていた」。作業場の囚人が突然半減するなどしたからである。2 人はもちろん、東独の全政治犯が自由買いを待ち望み始めた(Klier 2012:66;68f.)。

M.シュプリンガーはのちにガルテンシュレーガーの自由買い実現に寄与することになる(後述)。

自由買いは西独メディアを通じて東独でも次第に広く知られ、それを見込んだ人々、とりわけ出国希望者にとって弾圧された際のリスクが著しく低減した。それだけではなく、出国許可獲得のためのより強い行動、特に集団的な街頭行動や役所への抗議行動をすれば、「頑固な」出国申請者と見なされて許可が出るか、逮捕されても政治犯ゆえ移住できることになり、自由買いは出国運動の量的・質的拡大の促進剤となった。当局にとって政治犯の西独への売却は外貨獲得と不満分子の排除(いわゆるガス抜き)の二兎を追うものであったが、逆に国内の抵抗運動強化になった。国内残留改革派と異なり、出国派の場合は運動の担い手が出国許可や自由買いにより出国しても、それが刺激となって新たな担い手が増加したので、ガス抜きの反対の結果になった。

ガルテンシュレーガーは元東独国境警察官ルトコウキ(Uwe Rutkowski)とも知り合った。彼は 1961 年 10 月に婚約者と自身の逃亡のために上司に武器を向けたが、失敗し 9 年の判決となり、ブランデンブルク重刑務所に入った(Klier 2012:75)。

## 6. 自由買い実現

早くから、「英国からオーストラリアまでの人権活動家がシュトラウスベルクの若者たちのために尽力した」。例えば 1963 年 6 月 11 日に英国バーミンガム大学の「アムネスティ・グループ」がガルテンシュレーガーら 5 人の減刑要請をウルブリヒト宛てに送った。同年 9 月 24 日に東独検事総長シュトライト(Joseph Streit)が拒否を通知した(Klier 2012:62、関連資料の写真)。

アムネスティ・インターナショナル本部にガルテンシュレーガーらの問題を訴えたのは、彼の上記の獄友 M.シュプリンガーであった。

シュプリンガーは 1967 年 2 月に自由買いされ、西ベルリンの YMCA(ドイツ語では CVJM)が東独からの若い逃亡者に用意していた部屋に入った。彼はすぐにロンドンにおける独英青年交流に参加した。そこで彼はアムネスティ・インターナショナル本部にガルテンシュレーガーとレザクの件を通報した(Klier 2012:77)。アムネスティ・インターナショナルは 1971 年 2 月に ADN(東独の通信社)に、「普遍的人権の警告のもとにガルテンシュレーガーの恩赦を要求」する書簡を送った(fsed)。

Lienicke (2003:103) は姉クリスタやアムネスティ・イ

ンターナショナルによる釈放要請は「成果なく終わった」と言う。他方、fsed(ベルリン自由大学 SED 国家研究会)は、彼の釈放には「アムネ스티・インターナショナルの介入と並んで[ハンブルクの]“助ける手”(Helfende Hände)の倦むことのない執拗さが決定的であった」と言う。ハンブルクの支援団体「助ける手」は、「1960年代からとりわけDDR政治犯とその家族を対象」とし、西独移住直後のガルテンシュレーガーに宿舎を提供した(fsed)。

Klier(2012:94)も、ガルテンシュレーガーとレザクを西独側の自由買い希望リストに毎年載せるように執拗に尽力したのだから、「“助ける手”が彼らの釈放に大きな寄与をしたのは確実である」と言う。

だが、「助ける手」は西独政府を動かしただけではなく、そのリーダーであるフリッツェン(Dora Fritzen)や協力者ディンゼ(Otto Dinse、ハンブルクの財界人)は両独間の自由買い交渉に早くから関与し、西独政府関係者のみならず、東独弁護士フォーゲル(Wolfgang Vogel)やその西ベルリンでのパーナー弁護士シュタンゲ(Jürgen Stange)とも接触していた(Lienicke 2003: 108ff) <sup>15</sup>。

では、社団法人「ハンブルク助ける手」(Hilfswerk der Helfenden Hände Hamburg e.V.)とは何者か? <sup>16</sup>

ハンブルクの富豪船主の妻 <sup>17</sup>であるフリッツェンが1951年から東独政治犯とその親族への救援として食料品や嗜好品の小包送付を開始し、そのために協力者とともにすぐに上記社団法人(e.V.)を結成した。彼女らは、「何十万個」もの小包を個人名と仮住所から送り、のちには東独からの出国の申請を拒否された者にも送った。シュタジはこれを「反共産主義的敵対組織」としてその「分解」工作 <sup>18</sup>を大規模に展開した。配置したIM(シュタジの非公式協力者)からの情報提供、メンバーの洗い出し、小包の検査などによりほぼ全発送を発見したと言われる。そのためメンバーの女性たちが動揺し、宛先の人々も受け取りを拒否しないと東独刑法 219 条(不法な結び付き)による重罪との警告を受けた。その結果、フリッツェンの健康状態もあって、「MfS の認識によればこの団体は1985年に活動を中止した」<sup>19</sup>。

以上は後継組織のウェブサイトによるが、異なる情報があるので、補足したい。「“助ける手”という救援組織の旗艦であった」(Klier 2012:94)など、フリッツェンの評価は共通である。

Poetzl(1999:144)は「助ける手」の設立を1950年代半ばとした。Lienicke(2001:97f., 2003:107f.)によると、この救援組織立ち上げには「出版者 A.シュプリングァー(Axel Springer) <sup>20</sup>の当時の妻ローゼマリー(Rosemarie Springer)」ほかの女性たちや上記のディンゼなどの「裕福な後援者たち」が加わり、国家機関や政財界に協力ネットワークを作った。その「元来の目的」はソ連の収容所に囚われているドイツ軍兵士とその家族への救援であったが、「まもなく」東独政治犯とその家族も対象とし、そ

の支援と自由買い実現にも取り組み始めた。

「助ける手」が「DDR政治犯とその家族の面倒」を見始めたのは、1960年代から(Klier 2012:94, fsed)とも言う。

フリッツェンらはすでに1965年にガルテンシュレーガーなどシュトラウスベルクの5人の若者を西独政府の自由買い希望リストに載せさせ、1967年にその一人の自由買いが実現した。しかし終身刑のガルテンシュレーガーとレザクの自由買いを東独側が拒否し続けた(Lienicke 同前)。

「助ける手」は東独政治犯家族に「クリスマスの時期や誕生日、学年始めや聖体拝領、堅信札」などに食料や衣類、おもちゃなどの小包を、届く確率を上げるために仮名で、発送元の郵便局を分散して送り、届いた受取人は驚いた。彼らは「本当の贈り主」を、自由買いされて西独に到着して初めて知った(Lienicke 同前)。

ようやく1971年5月半ばに、自由買い仲介者の1人、上記のシュタンゲから「助ける手」に「6年間の尽力後にガルテンシュレーガーとレザクがまもなく釈放され連邦共和国[西独]に追放される」との連絡があり、フリッツェンはこの知らせに「大きな歓喜と満足」を覚えた(Lienicke 同前)。

このような支援組織「助ける手」への「分解」工作のために、「シュタジはその秘密情報機能的および秘密警察的レパトリーの全部を繰り出した」(BStU [2018/03/31])。

「助ける手」の内部や周辺には当然、IMも複数配置された。「助ける手」は自由買いされた元囚人の宿舎とする救援ハウスも運営していた。囚人を脅すか懐柔してIMとして自由買いに送り出すのは、シュタジの常套手段であった。ガルテンシュレーガーも自由買い後しばらくこのハウスに居住し、彼のその部屋をリーニッケが受け継いだので、彼らの情報をIMがシュタジ指導員に伝えた可能性は十分ある。

1971年に自由買いされた時、ガルテンシュレーガーは27才であり、合計9年10ヵ月の服役であった。

1971年の自由買い総数をfsedもKlier(2012:93)も、1375人(対価9200万DM)とした。そこに典拠は書かれていないが、この人数は東独弁護士フォーゲル事務所資料による数字であり(但しその対価は8422万DM)、西独の内務省およびドイツ内閣関係省資料では1400人である(青木 2009: 126)。

ガルテンシュレーガー自身が自由買いになったことを知らされたのは1971年5月26日であった。同刑務所からは同時にレザクも含む合計29人の自由買いであった(Klier 2012:91)。

彼の自由買い代価は4.5万DM(Müller-Enbergs 2010:372)とも、4万DM(Kulke 2016)とも言う。

ドイツ連邦議会の調査によると、第1回自由買い

<sup>15</sup> フリッツェンやシュタンゲの自由買いとの関わりについてはPoetzl(1999)や青木(2009:128-129)参照。

<sup>16</sup> ナチス戦犯支援組織「静かな支援」(Stille Hilfe)と協力した「Hilfswerk der Helfenden Hände」がある(Klee 1992)が、ハンブルクのこの組織と関係はなかったように思う。

<sup>17</sup> Poetzl(1999:144)やKlier(2012:94)は未亡人とした。前者は名をMarianneとしたが、誤記だろう。

<sup>18</sup> シュタジの分解工作の事例は青木 2014:18:23-24 参照。

<sup>19</sup> <http://dialyse-reinbek.de/hilfswerk-der-helfenden-haende-hamburg-e-v/> [2018/03/31]

<sup>20</sup> 良く知られているように、西独メディア王A.シュプリングァーは壁建設に猛然と反発し、1966年に壁のすぐ近く(クロイツベルク)に高層のシュプリングァー出版社社屋を建てた。壁博物館には彼の壁反対行動の功績を称える多数の展示がある。

(1963 年)では囚人個々について対価交渉をしたが、煩雑なので、その後は第 1 回の平均対価 4 万 DM での一律となった。1977 年からは一律価格が倍以上の 95847DM に跳ね上がった(青木 2009:127)。

従ってガルテンシュレーガーらも 4 万 DM だったはずであるが、医師は高くするなど例外があった。その上フォーゲル事務所資料(青木 2009:126)から計算すると、同年の 1 人当たり平均対価は約 6 万 DM であり、彼の対価がどうであったかは断言できない。なお対価単価は 1977 年に跳ね上がった(上記連邦議会)のではなく、1969 年からほぼ毎年上昇しすでに 1976 年には 9 万 DM であった。1978 年から 10 年間のうち 2 年間の例外以外は 11~13 万 DM、1988 年は 22 万 DM に達した。

自由買い決定を通知された囚人がどのような経緯で出国まで到るかが、ガルテンシュレーガーらのケース(Klier 2012:91ff.)によって詳しく分かった:

5 月 26 日、看守長が最初の知らせを、他の囚人に知られないように自由買いを伏せて、「荷物を持って一緒に来るように」と言った。ガルテンシュレーガーが「拘禁のため」「また隔離囚人室か」と思い荷作りを拒んだところ、看守長が「あなたにとって不利になることは何も無い」と約束した上に、レザクら数人が荷物を持って囚人室前にいるのを見て、荷物をまとめた。彼ら自由買い対象者たちはすぐ「出所囚人室」(Abgangszelle)に移された。

彼らは翌々日からシュタジの管理となり、同日「魚運搬車」に偽装したシュタジのトラックでカールマルクスシュタット(旧・現ケムニッツ)の自由買い対象者のための「追放刑務所」(Abschiebe-Knast)に移された。そこではまず「あなた方はあっちへ(nach drüben)追放される—それに反対か?」と質問され、全員が「もちろん反対しない!」と即座に答えた[自由買いの際の釈放先を西独にするか東独かは 1965 年から本人の自由選択となったので、確認したのだろう]。ここではガルテンシュレーガーの囚人室にレザクや他の 2 人の政治犯、合計 4 人がいた。

丁重な扱い、衣類の新調(但し服役中の賃金積立金による)、医師による診察など、「追放刑務所ではそれまでとすべてが違った」。囚人たちには自由と将来への希望とともに、新しい環境への適応の不安が交錯した。

9 日後に「囚人室のドアが開かれ囚人たちは一緒に来るように、愛想よく要請され」、刑務所内の財産庫(Effektenkammer)で各自の持ち物をすべて差し押さえられ、一旦、囚人室に戻った。いよいよ出発と分かり、囚人たちは抱き合ったり、合唱したりした。

「武装したシュタジ職員に包囲され」ながらバスに乗車して追放刑務所から出発し、西独ギーセンの緊急受け入れ収容所(Notaufnahmелager Gießen)<sup>21</sup>に向かった。途中、豪華な車で現れた「DDR の法律家 2 人」が、「残されている囚人のために」西メディアに沈黙を守るよう警告した。

その後バスが急に曲がって森に入り制服のシュタ

ジ職員が登場したため元囚人たちは不安になった。が、これは西独ナンバーのバスへの乗り換えであった。そうしてついにバスは「東独側検問所ヴァルタ(Waltha、アイゼナッハ郡)を経て西独ヘッセン州の国境の町」ハーレスハウゼン(Herleshausen)に入った。「少なからぬ囚人の顔に涙が流れた:今彼らは本当に、自由を勝ち取った!」。ギーセン収容所に到着した元囚人たちは一泊のあと各自が選んだ場所へ旅立つことになっていた。

「ここからは一般的ではなく、ガルテンシュレーガーとレザクに特有である:」収容所に着いたガルテンシュレーガーらに、ある西独弁護士がフリッツェンからの歓迎の挨拶と封書を伝えた。封書には、住居や仕事、勉学の便宜を提供したいから是非ハンブルクへ来てくれという申し出と 4 枚の 50DM 紙幣が入っていた。「西独通貨は当時もその前もその後も全東独人のあこがれだから」この紙幣は「バスの中で回覧された」。

彼らはフリッツェンが何者か、ましてや彼女らが彼らを西独の自由買い希望リストに入れるために長年尽力した人であることも知らなかった。しかし、大喜びで、家族への第一報に「ハンブルクへ行くだろう」と書いた。

ガルテンシュレーガーとレザクはハンブルク郊外のフリッツェンらの、12 以上の部屋がある救援施設「ハウス・ビッレタール」(Haus Billetal)に住むことになった。「二人は 10 年来初めて自分の部屋を持った」。「新しい世界ではすべてが息を呑むほどであった。そして自由に通りを歩くことができることはすばらしかった」。

ガルテンシュレーガーはほぼ 1 年後、1972 年夏には協同組合住宅に引っ越し、ハウス・ビッレタールの彼がいた部屋にはリーニッケが入った。彼はガルテンシュレーガーより遅れて自由買いされ、ハンブルクに来た(Klier 2012:96)。

1947 年ドレスデン生まれのリーニッケもガルテンシュレーガーの獄友であった。彼はガルテンシュレーガーらより「もっと早くにあの国家の挽き臼に陥った」。彼も「DDR 国家が政治的コルセットの中に押し込めようとしたが反抗的に拒否した知的で反抗的な若者」の一人であり、そうした若者が「非常に多くいた」。彼は、青年組織(FDJ)や少年組織(ピオネール)の旗を立て、それらのユニフォームを着用して行なわれていた学校行事「旗点呼」(Fahnenappell)に「銀付きズボン」(ジーンズの当局呼称)で現れたり(14 才)、西ベルリンへ自転車で行くなどして、結局ギムナジウムを追われた。「社会主義を倒せ」、「共産主義を倒せ」などと書いたチラシを配って壁建設反対行動もした(Klier 2012:96f.)。

彼は 1968 年にロシア軍将校用の特別売店を損壊するなどの罪で 4 年半の有罪となりブランデンブルク重刑務所へやってきた。そこでレザクと同房となった。ガルテンシュレーガーとも出会ったが、親しくなったのは、自由買い後ハウス・ビッレタールに入ってからであった。「ガルテンシュレーガーの殆どすべての冒険に同行・支援するほど

<sup>21</sup> 緊急受け入れ収容所のうち西ベルリンのマリーエンフェルデ

(Marienfelde)のそれについては青木(2005:10-12)参照。

に]その付き合いは緊密になった(Klier 同前)。

ガルテンシュレーガーはハンブルクで当初、賃借経営のガソリンスタンドの整備部門で働いたが、1973年初めに、ガソリンスタンドを賃借経営するようになった。彼は当時の西独経済の「サービス供給の不十分さを認識し、彼の整備技術を活かして接客したので、「それに応じて彼の経営は繁盛した」(Lienicke 2003:143)。

彼は政治的には、「接近による変化」を謳うブランド東方政策に対して、「不信感を持っていたのではなく、きっぱりと拒否していた」。それゆえ当時野党のCDU(キリスト教民主同盟)を支持し、1972年11月の連邦議会選挙で応援演説をするなど「積極的に関与」したが、党員にはならなかった。選挙結果はSPD(ドイツ社会民主党)が勝利し、「ガルテンシュレーガーは非常に落胆した」(Lienicke 2003:143f.)。この選挙でSPDは230、CDUとCSU(キリスト教社会同盟)合わせて225議席となり、SPDが戦後初めて第一党になった。

## 7. 逃亡援助人

定評ある人名辞典Müller-Enbergs(2010:372)は、ガルテンシュレーガーが西独移住後に「DDRからの31人の有料逃亡援助活動に参加」したと言う。しかし正しくは、うち1人がルーマニア人であり、ルーマニアからの逃亡であった。上記のように彼自身が実行したのはルーマニア人1人を含む6人である。

ガルテンシュレーガーらは、上記「記録」によれば1人当たり1500~7000DMという「有利な条件」で実施した。

西独最高裁判決(BGH 1979)によれば、東独からの有償逃亡援助は、1人4万DM以下であれば西独では合法であった。理由は、それが「法的禁止(民法第134条)」にも「善良な風俗(民法第138条第1項)」にも違反せず、西独「基本法によって保証された転居の自由の行使である」からだった(両独統一後の司法判断の転換を含めて青木2005:8参照)。4万DMは1964年合意の自由買い対価に相当した。

だからガルテンシュレーガーらは西独では合法だが、東独では重罪であった。

逃亡援助は無償もあれば、非常な高額であったため両独統一後も分割払い中というケースもあった。1972年までの11年間に1001人をトンネルなどで連れ出した有名な逃亡援助人ハーシェル(Hasso Herschel)の料金は6000~1.2万DMであった(青木2009:125-126)。これに比べると、ガルテンシュレーガーらの場合は確かに格安であったが、トンネルを掘ることはなかったのでコ

ストも割安であった。

なぜ逃亡援助を始め、どのように実行したのか？

Klier(2012:98)は、1971年末署名、翌年発効の両独間トランジット協定<sup>22</sup>がガルテンシュレーガーを刺激して、西独本土と西ベルリンの間の[東独領を通る]トランジット道路利用の逃亡援助を始めたと言う。同協定によってトランジット道路利用者は身分証明書を検査されるが、車両検査はされないことになったからだと言う。

彼はトランジット中に東独に残る姉家族とも会っていた(Klier 2012:101)のだから、そこに逃亡援助の可能性を見たに違いない。しかし、トランジット協定は、あくまで逃亡援助の方法選択の際の考慮要因の1つであって、逃亡援助人として活動する直接のきっかけではなかった。

fsedも、ガルテンシュレーガーらが「彼の赤いオペルのトランクルームに何人かのDDR市民を国境を越えて連邦共和国に運んだ」際に、トランジット協定によりアウトバーン利用は身分証明書チェックはあるが、車両チェックはされないことを利用した、と言うが、動機やきっかけに位置づけたわけではなかった。

東独側は車両に人が隠されているという確証を得ればトランジット協定発効後も摘発した。

トランジット道路利用の逃亡援助増を東独が非難し、西側連合国の要請もあって西独は1970年代末から逃亡援助への圧力を強めた。東独もCSCEとの関連でそれ以上の措置を西独に求めず、シュタジの「非公式」手法を強化して阻止効果を上げた(Detjen 2002, 青木2005:9)。

東独では逃亡援助ビジネスは「国家敵対の人身売買」という重罪(15年以下)であり、個人的・非商業的の援助も当初は「不法越境幫助」(5年以下)であったが、1979年からはやはり人身売買とされた(青木2009:125、BMB 1985:112、Detjen 2002)。

トランジット「乱用」の逃亡援助人に業を煮やした東独当局は、東ベルリン市裁判所において、法廷にテレビカメラも入れる見せしめ裁判を1973年11月初めに行ない、被告の西独市民3人に同5日重罪判決を出した。その写真と考えられる2枚がRaschka(2001:235)にある。但し著者は「[東]ベルリン中央区裁判所」とした(青木2009:125)。その判決(Stadtgericht 1973)の主旨：

それぞれ別の西独「人身売買組織」に属する3人の被告(西独市民)を7年、9年半、11年半の自由刑とした。判決によると、1人(19才)は、ハーシェルらの「人身売買組織」のうちトランジット道路を利用し改造車に隠して「通り抜け」させるグループ

<sup>22</sup> 西独本土と西ベルリンの間の西独市民の東独領内通行を対象とする協定で、1971年12月17日に署名し、四大国ベルリン協定と同時に発効と定められ(第21条)、翌年6月3日発効した。これにより西独市民の東独領通過が国際的な実情に応じて「最も簡単、最も迅速、最も有利なやり方」なされ、東独の法規や公共の秩序の適用は「今協定が別途定めない限り」となった(第2条)。関連して西ベルリン市政府と東独の間でも旅行交通協定が結ばれ、西ベルリン市民は特別の理由なしに年間30日まで東独訪問・滞在が可能になった。トランジットのための道路は指定されていたが、それらの道路は東独市民も外国人も使う一般道路でもあった。

(余談) 東独のアウトバーンでスピード違反(東独は100km

制限)でつかまると西独ナンバーはDM払いかつ高額であった。私はおんぼろながらVWパサートに乗っていたが、東独ナンバーのため日本の高速料金に比べれば罰金はわずかだったので、厳しい取り締まりのなか東独の人々が走行車線を粛々と制限速度を守って走る中を突っ走ったが、捕まることはなかった。しかしそのためか南部の走行車線はぼろぼろで、前も後ろも車がないほど空いていても追い越し車線を走ったら、予期したように待ち構えた警官たちに追い越し車線走行で捕まった。遠くからはナンバーが見えないが、西独製の車だから外貨稼ぎになると思ったかと疑ったが、真相は不明。やはり東独ナンバーの罰金は安かった。ワイマールの近くのアウトバーンを西独フランクフルトに戻る途中だった。

に属し、グループは 1971 年夏から 1973 年 4 月までに 20 人成功させた。ハーシェルらは車の改造のために「金属商品工場」も持っていた。

どの組織も西独政府機関の支援を受け、CIA 等に訓練され、1 人当たり 1~1.5 万 DM、時には 3 万 DM の報酬を得た。個人以外に、西独企業の依頼もある〔企業名もを挙げた〕。

これらの組織は西独政府内の「緊張緩和に敵対する勢力」と結びついており、「ヨーロッパの緊張緩和」と両独間の「よき隣人関係」進展を妨害し、医師や高技能者を連れ去ることによって東独の「社会と国民経済の重要な分野における深刻な障害を引き起こすこと」を目的としている。

東独ではこの種の裁判は即決であったのに、今回の審理が 4 日間にわたったのはシュタジの逃亡援助組織把握能力の誇示と西独政府非難のためだと西独では見られた。この裁判で「意識的な国家敵対」ではないので減刑すべきと弁護したのは上記の弁護士フォーゲルであった(Nawrocki 1973)。

このように、車両に隠れた逃亡(いわゆる通り抜け)はトランジット協定などによって従来よりは容易になったとはいえ、重罪とされ、危険であることに変わりなかった。

現にガルテンシュレーガーの場合も逮捕の可能性があった。彼は 1973 年 1 月 21 日、女性医学生 1 人をトランクルームに隠して検問を通過し逃亡を成功させたが、途中の、シュタジ第 VII 部<sup>23</sup>が監視する駐車場で女性の乗車を発見された。にもかかわらず東独側が検問を通過させたのは「その女性がまだ実際に乗用車にいるかどうか確かでなかったからにすぎなかった」。もし車両検査をして女性がいなければ、外交問題になるからであった。「しかしそれ以後彼ら〔シュタジ〕はガルテンシュレーガーのナンバー HH-Y 3928 の赤いオペルに目を付けた。」(Klier 2012:104)。確証があれば摘発した。

ガルテンシュレーガーの姉は、彼の勧めにもかかわらず、移住する気はなく、ましてや逃亡は「なおさら問題外であった」(Klier 2012:101)。但しガルテンシュレーガー射殺後には考えが変わり出国申請の方式で移住した。

リーニッケの回想によると、1972 年末にハウス・ビッレタールに來た数人から、「我々とともにブランデンブルク重刑務所にいた若干の者が、西を希望したのに DDR に釈放されたと聞いた」〔自由買いとは明記されていないが、釈放先に「西を希望」できるのは自由買いのみだから、「数人」も「若干の者」も自由買いとしか解し得ない〕。そこで、東独内に「釈放された」者をいかにして救い出すか、「果てしない議論があった」。ガルテンシュレーガーが出国申請による移住は「あまりに長くかかるし、また出国申請がうまくいくかどうかははっきりしない」から、トランジットを利用して「我々が彼らを連れ出そう！」と言った。「我々」はそれを 1972 年のクリスマスに、車のトランクルームに「最初の者」を隠して連れ出しに成功した。「本来 1 回限

りの行動のはずだったが、何回もの逃亡援助」になった(Klier 2012:102)。

ここにあるように「1 回限りの行動のはずだった」とすれば、きっかけと動機は獄友の東独内釈放とその救出以外になかった。

もし自由買いされた本人の意志に反した東独内への釈放が本当であれば、両独間の自由買い取り決め違反であり、西独政府を通じて取り返すという方法もあった<sup>24</sup>。

異なる情報がある。Lienicke (2003:145f.)によれば、ガルテンシュレーガーらの上記にある最初の逃亡援助相手はフックス(Peter Fuchs)であり、トランジット道路を利用した。フックスはガルテンシュレーガーのブランデンブルク重刑務所での獄友であり、彼はフックスを含む獄友たちの自由買い要請の「無数の手紙」を西独当局に書いていたが、フックスを含む「若干」は「見かけ上の大赦」(scheinbar amnestiert)によって刑期終了前に釈放され、東独出国を許されていないという情報が 1972 年 11 月に彼に届いた。そこで彼は即座に東ベルリン近郊にいるフックスを西独に連れ出すことを決意した。執行日は、国境検問が緩むであろうクリスマスイブとした。

ここには、自由買いではなく「見かけ上の大赦」、「果てしない議論」の末ではなく「即座に」決意とある。「見かけ上」の意味が不明だが、「大赦」であれば、東独内への釈放になる。その後合法的に出国したい場合は出国申請をすることになるが、1970 年代初めに当局に出国を許可させることは難題であった。当局に出国意志の「頑固」さを示す行動をして逮捕させ、自由買いを待つという方法があった。集団的な出国運動が始まりつつあったが、まだ微力であった。

フックス救出作戦は、ガルテンシュレーガーとリーニッケが 2 台の車で迎えに行き、現在のブランデンブルク州の北西の端の小さな町の国営レストランでフックスと落ち合い、ガルテンシュレーガーの車にフックスを隠し、その車の故障を装ってリーニッケが牽引ロープで西ベルリンまで引っ張る〔ことによって検問の注意を逸らす〕、というものであった。これが成功した。「この最初の成功が同じやり方での援助活動の継続へと、とりわけガルテンシュレーガーを勇気づけた」(Lienicke 2003:146ff.)。

このように、彼らの逃亡援助の最初のきっかけは獄友の意志に反した東独内釈放を知ったことであり、その早期救出が動機であった。東独政権の不法行為へ憤りとその刑務所への恨み、またトランジット協定などが背景にはあったが、直接のきっかけでも動機でもなかった。

上記のリーニッケの回想の続き:「我々は当時かなり無邪気で、「簡単にうまく行くに違いない！」と考えていた」が、最難関は東独領土を「出る時のパスポート検問所だった。この感覚を私は決して忘れない。…恐ろしい何秒間かだった。その瞬間に自問した:「なぜお前はそんなことをしているのか」と。しかし「検問所をあとにしたら、言葉にできない幸福感にとらわれた！」(Klier 2012:103)。

<sup>23</sup> 第 VII 部は 1959 年に第 VII 局に昇格した。同局は内務省とその管轄諸領域(刑事警察・交通警察ほか各種警察、闘争グループ、企業警備、刑務所、旅券・住民登録、消防、赤十字等々)を担当した(Engelmann 2016:138f.)。

<sup>24</sup> 自由買い発足時の取り決めでは釈放先は本人の希望では

なく、逮捕時の住所または主要生活場所であり、西独に一親等親族がいる場合には西独移住可能であった。そのため 1964 年の自由買いの半分近くが東独釈放であった。東独釈放後に 2/3 が西独親族の元に移住したとの調査もある。1965 年からは本人の希望によることになった(青木 2009:127)。

ガルテンシュレーガーは「神経が太く、そうしたことは刑務所の年々以来すでにすれっからしだった」から、トランジット利用の逃亡援助を継続した。レザクが「このリスクの大きい企てをやめるように勧告」したが、ガルテンシュレーガーはすぐには聞かなかった(Klier 2012:104)。しかしそこに転機が生じた。

彼らは東独のトランジット道路利用のリスクを避けるために「バルカン・ルート」を利用することになった。その開発のため 1973 年 5 月にガルテンシュレーガーとリーニッケは「金属くず」と称した自動車部品を積み込んだ車(VW 製トランスポーター)に乗ってオーストリア・ユーゴスラビア・ブルガリア経由でイスタンブールまで試走した(Lienicke 2003:152f.)。

この試走のきっかけはルーマニアからの逃亡への援助要請であった。

Lienicke (2003:155ff.) によれば、ルーマニアから移住しハンブルクに住むドイツ系女性が、知り合いのガルテンシュレーガーに故郷チミショアラへの「使いの役」を依頼した。その依頼に彼は「飛び付いた」。それは、彼の「新しさ」への好奇心を満たす上に、東独市民逃亡援助のバルカンルートの開拓という「有益さ」もあったからだ。

そこで 1973 年 6 月に彼はチミショアラへ行き、同地の牧師宅に滞在した。帰国前夜に「神々しい少女」である牧師の娘から弟シュテファンを西独へ連れ出してくれるように頼まれ実行した(Lienicke 同前)。弟は新聞記事(Klier 2012:105)によれば Stafen Barnaden である。

「神々しい少女」の依頼が強調されているが、ハンブルク出発前に逃亡援助用に車の改造をしたので、出発前から逃亡援助の予定であったことは明らかである。

車は、上記トランスポーターの改造が間に合わなかったため、ガルテンシュレーガーが買ったばかりの NSU 社の中古「RO 80」型〔ロータリーエンジンの中型乗用車〕のガソリタンクを 200L タイプに取り替え、その中に「隠し場所」を作った(Lienicke 2003:156)。

この改造を請け負ったのは、溶接会社支配人シェーンフェルト(Horst Schönfeldt)であった。彼も東独刑務所から自由買いされ、「助ける手」のハウスに来てガルテンシュレーガーと知り合った。しかしのちに分かったところでは、なんと、彼はすでに服役中にシュタジに徴募され、HVA(諜報総局)の IM、つまり東独のスパイになっていた(Klier 2012:105, Lienicke 2003:156)<sup>25</sup>。

それゆえユーゴスラビア国境手前でルーマニア側に停車させられ、二人は囚われた。そこで「冷静さを活性化させた」ガルテンシュレーガーは、ルーマニアの現場検証の際に、タンクに入ったシュテファンを乗せたまま、「撃とうとする気配のない」ユーゴ検問所へ車を突入させ、ユーゴ側の森に逃げ込んだ。「彼は人権活動家であり、そのエートスは強い冒険好みと対になっていた」。検問所遮断機に衝突して壊れた車を森に放置して、歩き始めたが、すぐ逮捕された。ガルテンシュレーガーは禁固半年の有罪となったが、「スプーンで」ドアを開けて刑務所から脱走し、西独ベオグラード大使館経由で無事ハンブルクに帰還した。これは「ユーゴスラビアからの冒険的逃亡」として

1973 年 8 月 14 日付けの新聞報道になった(Klier 2012:105、記事写真も)。シュテファンはギリシャに向かった(Lienicke 2003:163)。

東独収監中の 2 度の脱走失敗のあと、初めての脱走成功であった。

ガルテンシュレーガーらがバルカン・ルートに着目したのは、当時ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアへの東独市民の旅行は比較的容易であり、しかもこれら諸国の国境検問があまり厳しくなく、また西独市民もこれら諸国の道路を中近東行きに使うことが「大きな困難なし」に可能だったからである。チェコスロバキアは東独類似の国境体制ゆえ敬遠した(Lienicke 2003:151f.)。

その際彼らは、ガルテンシュレーガーの得意分野である自動車部品業者を装い、トランスポーターを改造して積み荷の部品の下に空洞を設けて逃亡者を隠し、バルカンルートを走り抜けた。「当時トルコやギリシャ、イラン、イラクでは自動車部品…が切望される商品であったという事実が助けになった」(Lienicke 2003:152)。

彼らは逃亡援助を「1975 年 11 月まで」続け、「例外なく成功」し、ルーマニア人 1 人を含む「合計 31 人の逃亡を助けた」。そのうちイスタンブールへは 1974 年 2 月から 9 回、東独逃亡者 12 人を運んだ(Lienicke 2003:166; 154)。

## 8. SM-70

現在ネット上に多くの写真や図解が見られる SM-70 は、文民への無差別殺傷性が非難的であった。非難の高まりは、ガルテンシュレーガー事件ほかの犠牲の衝撃に加えて、ガルテンシュレーガーが奪取した 1 台目の SM-70 の詳しい実態をシュピーゲル誌が報じ(SP 16:18/1976)、しかもそれがナチス由来の技術だと伝えたことにもよる。

同誌が西ベルリンのジャーナリスト(Georg Bensch)から得た情報によると、ナチスの SS(親衛隊、Schutzstaffel)が強制収容所の柵に自動射撃装置を設置しようとしたのが発端であった。発案者は SS 突撃大隊指揮官ルッター(SS-Sturmbannführer Erich Lutter)だが、未完成に終わった。占領したソ連軍がその「未完成の構築計画」を入手し、のちに東独に渡した。東独は 1955 年に、東ベルリンのホーエンシェーンハウゼン・シュタジ特別収容所〔元はソ連軍運営の収容所〕の「いわゆるインテリ囚人」8 人にこの計画の分析と実用化を命じ、1960 年に「投入可能」になった。しかしすぐには「投入」されず、1969 年に、東独爆薬工場シェーネベック〔当時のマグデブルク県のエルベ川沿いの VEB Sprengstoffwerke Schönebeck〕で同装置の「シリーズ生産」が始まった。性能の評判を聞きつけチェコスロバキアから同工場へバイヤーがやって来て、輸出商品になった(SP 16/1976: 116-118)。

SM-70 は金属格子フェンスにほぼ 10m 間隔で〔疑義後述〕、3 つの異なる高さ(0.4m、1.5m、3m)に設置された(SP 16/1976:118)。

両独間国境のマリーンボーン検問所跡にあるドイツ分

が挙げられている。

<sup>25</sup> Lienicke (2001:209 Anm.120) に典拠としてシュタジ文書

割記念館 (Gedenkstätte Deutsche Teilung Marienborn) によると、SM-70 には、屈曲して「見通しの悪い」国境線と、守備隊の「人員が十分でない」ところに設置し、「村落内またはその近くには決して設置しない」との原則があった (Rehrmann 2009)。しかしこれが守られたかどうか怪しい (注 31 参照)。

SM-70 は設置当初、西独側にとって望遠鏡などで観察するだけで実態不明であった。その技術的な詳細が西独で広く知られたのは、ガルテンシュレーガーが 1976 年春に西独側から東独領に 2 回侵入して 1 台ずつ計 2 台を持ち去り、シュピーゲル誌が 1 台目を専門家に依頼して調べ、報道し、その後 BND に渡したからである。

4 月 12 日付けシュピーゲル誌の第一報 (SP 16/1976: 116-125) が、奪取現場付近の地図、SM-70 のアップ写真、そしてじょうご状発射機および作動メカニズムのレントゲン写真などを掲載し、「高い爆発力の爆薬があり、90 個の“角の尖った”鉄片が発射される」ことを初めて公表した。それが「両独国境 1393km のうち約 200km」に設置されているとし、驚いたことに、「犯行現場」を矢印で示し近くに立つガルテンシュレーガーの写真と名前も付した。

2 週間後に「命取りのサイコロ」と題した同誌の続報が「技術者の鑑定」結果を載せた (SP 18/1976: 65f.)。

それによると、「最初のレントゲン撮影が示す 90 個ではなく」、「118 個のスチール立方体」(一辺が 4mm、重さ 0.5g) が約 25m、フェンスと平行方向に漏斗状に飛ばされるとした。合計 112 グラムの爆薬の詳細も報じた。

本体からフェンスに沿って張られた針金の 1 つが切断されるか、「縦方向に約 2cm 引っ張られる場合にのみ」作動する。所収の図解では針金は上中下の 3 本張られ、上下の 2 本は鳥避け、真ん中の針金が引き金である。

しかし当時「全部で約 2 万台」設置の SM-70 のすべてが同じ作動方式で製造されたかどうかは不明だから、SM-70 を「装備した国境フェンスを乗り越えようとする試みは相変わらず命の危険を伴う」と警告した。

SM-70 のゴム製の蓋 (Gummikappe) には「06-10-73」と「Brieselang」という印字があるので、この部品は国営ゴムコンビナート・ベルリンのブリーゼランク工場 (Werk Brieselang des VEB Gummikombinats Berlin) の 1973 年 10 月 6 日製造と分かる (以上同前)<sup>26</sup>。

但し Ritter (2001:105) によると、散弾飛行距離は最長 120m である。散弾数は、上記の 118 個のほか、「80 個」(Ritter 2001:105)、「約 90 個」(BGH 2005)、「少なくとも 100 個」(Rehrmann 2009) と色々である。バラツキの原因への言及は見られない。製造年の違いあるいは製造時のバラツキかもしれない。

上記のように 200km に約 2 万台であれば「ほぼ 10m 間隔」であったが、SM-70 が「1976 年半ばにすでに金属格子フェンス 200km に 2.6 万台」設置されていた (Lienicke 2001:149) とすれば、約 7.8m に 1 台となる。

SED 中央委のある「作業グループ」が 1977 年春の調査に基づいて同年 9 月 30 日の国防評議会に提出した報告 (以下 770930 報告) には、1977 年 4 月 20 日時点

の調査結果がある (Ritter 2001:71) :

対西独本土国境 1381km の装備は、①870km に国境フェンス I (うち 271km に SM-70 設置)、②271km に 66 型埋設地雷、③731km に警報付き国境フェンス [GSZ 70]、④1206km に車列通路、⑤602km に自動車遮断溝、⑥434 箇所の監視塔と指揮所、⑦2640 頭の犬であった。

設置間隔が 1976 年半ばと同じ 7.8m ないし 10m とすると、271km には約 3.5 万ないし 2.7 万台である。

ところが Klier (2012:118) は 1978 年に約 6 万台と言う (埋設地雷は約 130 万個、国境守備隊は 5 万人)。これは激増であるが、疑念がある。設置最大の 1983 年 8 月末でも約 440km (841210 ホフマン報告では 450km) に約 6 万台である (表 4 原注)。

Ritter (2001:105) によれば、SM-70 には 501 型 (装置 501 とも言う) と 701 型 (装置 701) があり、前者が SM-70 の当初タイプ、後者が改良型である。501 型は 1977-78 年までに設置され、4mm 四方の鉄片 80 個を TNT 火薬 110 グラムによって [漏斗状に] 発射した。701 型の設置は 1970 年代末からで、プラスチックケースが付けられ、8mm の円筒状弾丸 20 個を TNT・ヘキソゲン 98 グラムによって発射し、散弾飛行距離が最長 120m から 280m へ 2.3 倍になり、横巾も 15m から 26m に増えた。501 についてシュピーゲル報道 (SP 18/1976:65f.) とは散弾数や射程、爆薬に違いがある。

しかし連邦最高裁判決 (BGH 2005) は SM-70 のすべてを装置 501 とし、装置 701 を否定する結果になった。

それによると、東独政府は 1961 年秋に西独へのより有効な逃亡防止のために「ドイツ内国境の広い部分に地雷バリエードを設けることを始めた」。まず最初に埋設地雷が設置され、「この地雷による遮断の有効性の向上のために 1970 年から当初は散発的に、1972 年初めから系統的に、1983 年 [秋] 以後の撤去まで、SM-70 というタイプの散弾地雷が国境保安のためのいわゆる装置 501 として設置された」、SM-70 の威力は「人間を確実に重症または死に到らせるに十分であった。多くの逃亡者がこの地雷によって重症を負うか殺された」。

確かに SM-70 の本格設置は 1972 年からであるが、その前は「散発的」設置ではなく、検証期間であった。

1970 年 10 月に東独国境守備隊長・中將ペーター (Erich Peter) が命じて、1971 年 1 月 1 日から延長 15km のフェンスにおいて野生動物 (ノロジカ・イノシシ・野禽) を対象とした SM-70 の実証試験が始まった。その結果、「1971 年 8 月 17 日付け国防省文書」が、「散弾地雷 [SM-70] の運動エネルギーは SM-70 による遮断地域を突破しようと試みる人物たちを確実に封じ込めるために十分である」(Rehrmann 2009) と認め、「ある秘密文書」が、「野生動物への散弾の効果は、SM-70 によって傷つけられた国境侵犯者が致命傷ないし、彼らがもはや遮断フェンスを越え得ないほどの重傷となることを認めた」(Lienicke 2003:105, Klier 2012:124)。

これら 2 つの文書は同一だと思われる。いずれにせよ、

<sup>26</sup> ブリーゼランク (ベルリン・シュパンダウの西約 17km) には機器製造企業 VEB Gerätebau Brieselang (VEB Kombinat

Elektro-Apparate-Werke Berlin-Treptow 所属) もあったので、こちらも関与したかもしれない。

東独当局は SM-70 の高い殺傷能力を実証実験で確認して導入しようとした。しかし、その殺傷能力の高さゆえに、東独国防省内には西独への配慮から本格設置への躊躇の声もあった。

1971 年 12 月の「国防省の指揮委員会」において、SM-70 は西独からの政治的反発を引き起こすので、「効力を減じた地雷の開発と投入」のほうが良いのではないかと疑問が出て、国防相ホフマンがホーネッカーに選択を委ねることになった。ホフマンは 1972 年初めに「散弾地雷は予定通りに整備されるべきである」とのホーネッカーの回答を国防省幹部に伝えた(Rehrmann 2009)。

同年夏にホフマンが東独国防評議会に「方向固定の散弾地雷取り付けのためのエキスパンドメタルフェンス<sup>27</sup>の設置」について報告した(Ritter 2001:70)。

この時期は、ちょうどベルリン四大国協定(1971年9月3日署名)と両独トランジット協定(1971年12月17日署名)がともに1972年6月3日に発効する時期であり、両独基本条約署名(同年12月21日)に向かっている時であり、東独にとって国際的地位の向上と西独からの外貨収入増が期待されたが、同時に国際的な責任と圧力も高まった。また両独間の民間交流の進展への警戒を要した。それゆえ東独当局には一方では国内と国境の引き締めが、他方では人道的妥協(規制緩和)が必要であった。

だからこそ上記の疑問が出たし、設置する場合は極秘でなければならなかった。「DDR 政府は当時その種の装置の存在を否定した」(BGH 2005)。ただ、この判決はいつ誰がどのように否定したかを示さなかった。

Lienicke (2001:151)によれば、東独当局は「この装置の野蛮さ」についての「西の報道」に対してその存在を「全否定」し、「これが論破されると、“威嚇に役立つ模造品”」と主張した。その例証:(1) 両独基本条約交渉の西独代表バール(Egon Bahr、ブランド東方政策の立案兼交渉担当)が自動射撃装置設置を非難すると、東独代表 M.コール(Michael Kohl)がその存在を否定した(ただ、その後撤去を確約した)とのバールの回想、(2)東独外相フィッシャー(Oskar Fischer)が[1976年10月19-21日ヘルシンキ訪問(ND)の際の]「記者会見」で、自動射撃装置は「威嚇に役立つ模造品」にすぎないと言明。

「全否定」の例としては、非公開の場での発言(1)よりも、FDJ 中央幹部会議(1972年10月20日)でのホーネッカー演説がふさわしい:「国境の、全く存在しないいわゆる殺人機械についての彼ら[西独野党]の全くの偽善を特徴とするわめき声」(Honecker 1975:54)。これは、直前(同10月)に ZDF(ドイツ第2テレビ)が「地区境界での自動殺人機」を報じたことへの反応であった(Rehr-

mann 2009)。

これは丁度 SM-70 設置が本格化し始めた時であった。

西独本土との国境において、従来の有刺鉄線二重フェンス<sup>28</sup>を金属格子フェンスに取り替える作業は 1967 年から「次第に」なされた(Klier 2012:70)とも、1968 年から(Ritter 2001:69)とも言われる。いずれも表 3 の国境前線設備に当たる。

取り替えには 1km 当たり約 20 万 DDR マルクも要した(Klier 2012:70)。ちなみに SM-70 設置コストは「DDR データによれば 1km 当たり約 10 万 DDR マルク」であった(Rehrmann 2009)<sup>29</sup>。

金属格子フェンスはしばしば「国境フェンス I」(Grenz-zaun I)とも表記された。

これは、事前に工場で作った 1 辺約 2cm の菱形からなるエキスパンドメタル板(高さ 3m)を作り、それをコンクリート支柱に埋め込み式のボルトで取り付けられたフェンスである。そのためネジ回しで外すことができないとされ、手はむろん指で掴むことも困難であり、上部は鋭利なため乗り越えようとして掴むと手を負傷した。これが国境線全域に、国境線から 30~50m 東独側に設置され、所によっては 2 列に設置された(Ritter 2001:69;109)。

上記の最高裁判決は「多くの逃亡者」の死傷と言ったが、実は SM-70 による死傷数は明確ではない。

Wiegrefe (2017:48)は、SM-70 によって「少なくとも 10 人が殺され、若干の者が負傷した」とする。Rehrmann (2009)によれば、SM-70 による正確な犠牲者数は存在せず、ドイツ分割記念館が証明し得たのは 9 件のみだが、ベルリン検察は埋設地雷と SM-70 合わせた犠牲者 33 件を捜査対象とした(ほかに国境守備兵による銃撃犠牲者 237 件も)。Rehrmann (2009)は、対西独本土国境での犠牲者推計の殆どが合計 900 人以上だとも言うが、犠牲者の定義自体にバラツキがある<sup>30</sup>。

Ritter (2001:76)は SM-70 犠牲者の例として、1973 年 1 月 16 日に逃亡を試みて SM-70 に触れ重症を負いながらも西独領土に達したフランク(Hans-Friedrich Franck、1946 年生、マイセン出身)を取り上げ、彼の顔写真や約 80 個の鉄片を撃ち出す第一世代[501 型を指すだろう]の SM-70 とその鉄片の写真、彼の追悼記念碑の写真、治療に当たった医師の報告書の一部を掲載した。彼は、西独側の医師による救急の「長時間かつ複雑な手術」を受けたにもかかわらず翌日死去した。

フランクの医師の報告書が Lienicke (2001:150) に引用されている(Lienicke 2003 は省略)。

東独国防省(中将 I.V.Goldbach)からホーネッカーへ

等、最後に第 3 フェンスが描かれた。

<sup>29</sup> いずれもコスト計算の詳細は不明。合計約 27 万 DDR マルクは、1976 年国有工業労働者・職員の平均月収 920 マルクの約 293 人分に当たる(GDR-CSB 1982: 98)。

<sup>30</sup> 両独間の国境犠牲者数は定義によって異なる。表 5 は逃亡者の死亡に絞っている。他方、ベルリン自由大学の研究チームの定義は、銃撃や地雷による逃亡者の死亡だけではなく「地雷原設置の際に死んだ[東独]国境兵並びに国境での出来事との直接的な関連で生じた自殺も」含めて、従来知られていなかった案件の発掘をしている(Kellerhoff 2013)。

<sup>27</sup> エキスパンドメタルフェンスは金属格子フェンスのことだが、こういう表記は少ない。なお一般に、エキスパンドメタルは金属板をエキスパンド製造機によって千鳥状に切れ目を入れながら押し広げ、その切れ目を菱形や亀甲形に成形したメッシュ状の金属板である(<https://www.expandmetal.net/expand/> [2018.03.01])。東独のそれは菱形であった。

<sup>28</sup> Ritter (2001:71)に、西独が 1960 年代末に東独国境に設置した東独遮断帯のイラスト(警告板)の写真がある。それには西独側から見て、まず第 1 有刺鉄線フェンス、次に 10m 巾のコントロール帯、伐採帯(ここまで 80-200m)、そして第 2 有刺鉄線二重フェンス(列間 15-30m、列間に埋設地雷)、監視塔

の 1984 年 3 月 22 日の報告によると、エアフルト県の対西独国境において、「国境突破を試みた 20 才の青年 E.M. が SM-70 の作動で負傷して逮捕され「遅滞なく応急措置が尽くされた」が、40 分あまり後に死亡が確認された (Filmer 1991:258f.)。

これはまさに SM-70 撤去最中の犠牲であった。

Ritter (2001:105) は、SM-70 がダムダム弾相当ゆえに「少なくとも装置 501 は国際法への重大な違反であった」と言う。SM-70 の第 2 報を載せた SP (18/1976:65) もその写真を「ダムダム弾のような作用」と説明した。鉄片だけが散弾だからダムダム弾に当たるのか、その場合装置 701 は該当しないのか、私には分からない。しかし、事実上文民のみを、しかも平時に対象とした無差別殺傷地雷であることは確かなのだから、少なくとも特定通常兵器使用禁止制限条約 (国連第 1 次 CCW、1983 年 12 月 22 日発効) には違反した。

東独はこの条約を 1981 年 4 月 10 日に署名、1983 年 7 月 20 日に批准した。その第 2 議定書第 3 条には、「地雷、ブービートラップ、他の類似の装置」について、「文民たる住民全体又は個々の文民に対して攻撃若しくは防御のため又は復讐の手段として使用することを禁止した。SM-70 はその名のとおり地雷であり、また東独当局が SM-70 は存在しないと模造品だと声明したのだから、ブービートラップにも該当したのではないか。

1970 年代末から 1980 年代初めに東独内部で埋設地雷や SM-70 について以下のように問題や改良が種々検討されたが、かなり混乱した状況であった。またそれらの議論において 701 型とその位置づけが登場しないことも不思議である。

上記の 770930 報告は、既存の埋設地雷の大部分がすでに無効であり、有効は 20% しかなく、国境侵犯者には「心理的効果」しかないと判断し、PPM-2 開発の必要を認めた (但し国防評議会には埋設地雷敷設を大幅に制限した)。SM-70 は「最も有効な遮断要素」であり、1981 年までの整備計画の完了後には「国境保安装置の主要要素」になるとした (Ritter 2001:71f.)。

PPM-2 は 1977 年にすでに 40 万個も敷設されていた (表 6) ので、ここに言う「開発の必要」には疑義がある。

他方、「1970 年代末のある秘密文書」は、SM-70 を「平和的条件の下では最も有効な遮断要素」と評価しつつ、「重大な欠陥」も指摘した。つまり、1978~1979 年に約 1 万台 (15% [但し母数が約 6.7 万台にもなる]) が誤爆したが、その約 50% は野生動物、約 30% は天候、約 20% は技術的欠陥が原因であった<sup>31</sup>。加えて、3 件 5 台の盗難があり、盗まれやすいことも指摘された [ガルテンシュレーガー事件後も再三盗難があったことになる! ]。SM-70 の新型開発はコスト高のため否定され、「新しい遮断施設」の開発が提唱された (Ritter 2001:72)。この文書では「新しい遮断施設」は 1986 年からの五カ年計画期に開発し 1991 年からの導入が推奨された (同前)。

しかし Lienicke 2003:304, 2001:291) によれば、東独軍事技術研究所 (MTI) 武器・機器部長・中佐シェーネフ

ェルト (Schönefeld) が所長・少将ミュラー (Müller)<sup>32</sup> に、1982 年 5 月 3 日付けの「散弾地雷 SM-70 の作用パラメーター向上のための科学技術的および工学的諸措置の組織と実行について並びに予備研究の確保についての構想」を提出し承認と指示を求めた。

その研究目的は「絶滅パラメーター、特に散弾地雷 SM-70 のその有効な向上」であり、その最適射程を 10m から 23m に引き上げられるべきとし、この時点ですでに科学技術的に準備されていた。最適射程とは「致命傷となる」(tödlich) 射程と定義された。

この「構想」は時期から見て実現されなかったと思うが、ガルテンシュレーガー事件との関連で重要なことがある。

Lienicke (2001:445-447) 所収の原資料抜粋にある第 17 式は、「r」の計算方法である。「r」の定義は、「有効な (致命的な) 散弾射程」(die wirksame (tödliche) Splitterreichweite) である。この意味での射程の引き上げを、この「構想」は「絶滅パラメーター (Vernichtungsparameter) の有効な向上」と言い換えた。

従って「絶滅」が致命傷を与えることであることは明らかであり、「絶滅」は必ずしも殺害を意味しないというガルテンシュレーガー事件裁判被告の主張の反証となる。

あれこれ議論、検討があったが、結局のところ、SM-70 の改良ではなく、その全廃と GSZ 80 への繰り上げ切り換えになった。Ritter (2001:103ff.) によれば、SM-70 は「最も有効な遮断要素とされ 1982/83 年にも一層の整備が計画されていた」が、次のように変更された (丸数字と <a>・<b> は青木) :

- ① 1983 年 7 月 1 日に東独国防評議会が「DDR の対 BRD [西独] および対ベルリン (西) 国境保安装置の有効性向上について」を決定した。これは国防省と国家保安省、内務省、SED 中央委保安問題部が調整した提案に基づいていた。それによると、
  - (1) 「防護帯」(Schutzstreifen) [表 1 参照] の「奥にある」警報付き国境フェンスの装備改善、
  - (2) SM-70 (450km に現存) を「徐々に撤去」し、それを取り付けていた国境フェンス I は遮断・警報フェンスとして残し、必要に応じてその装備を改善、
  - (3) <a>埋設地雷 (200km に現存) は維持 (一部の老朽化地雷は更新)、
  - <b>「防護帯の奥では、特別に危険な区画について…散弾地雷 [=SM-70] 付きの遮断設備 [フェンス] が警報付き国境フェンスから約 20m 離れ、かつ地理的及び人口的諸条件の注意のもとに新たに設置されるべき」、但し合計 120km を限度とする。

[従って 450km の既存 SM-70 は「徐々に」全廃、国境線から従来より離れた所に SM-70 を 120km 新設、埋設地雷 200km は維持だから、地雷合計が従来 650km、今後 320km の予定になった。]

② 「けれどもこの決定は実現されなかった。ホーネッカーのもとの党・国家指導部が 1983 年 10 月に、シュトラウスとの内々の話し合いと DDR に 10 億クレジットを仲介するという約束に応じて、すべての

<sup>31</sup> 国境線近くの [西独] 住民がこの誤爆に「繰り返しばつくり」させられた (Ritter 2001:118)。これは村落の中や近辺に設置しないという上記の「原則」に矛盾している。この「原則」は守り得

なかったのではないかと。

<sup>32</sup> Lienicke (2013) は「中将」としたが、Lienicke (2001: 445-447) にある原資料 (抜粋) には「少将」とある。

散弾地雷の撤去を決定した」。

②は明らかにおかしい。②に言うシュトラウスとの SM-70 全廃約束は 1983 年 5 月になされ、同 6 月 30 日には最初の 5 億 DM クレジット契約が結ばれたのだから、ようやく 10 月に SM-70 撤去決定ということはある得ない。

②の典拠にされたのは、同年 10 月 5 日の APA(オーストリアの通信社)のホーネッカーとの単独会見記事(APA 作成)である(ND 831006:2)。そこには、ホーネッカーが「対 BRD 国境の自動射撃装置の完全撤去を予告し」、「その解体が部分的に最近の日々に観察されたが、「国境全体で」除去されるだろう」と語り、また「〔東独側の〕より内側に別の現代的な阻止施設が作られるとの西メディアの報道」を「推測」にすぎないと退けた、とある。どこにも 10 月に決定との記述はない。この時すでに解体が「部分的に最近の日々に観察された」のだから、9 月以前の決定である。

①の(2)を見れば、「徐々に」であれ、既存 SM-70 全廃とあるのだから、その決定は 7 月 1 日である。そして実際に既存 SM-70 は翌年 11 月までに全部撤去されたのだから、この決定は実施された。

だから、②に言う「けれどもこの決定〔①〕は実現されなかった」ということも間違っている。「実現されなかった」のは①の(3)のみである。(3)<a>にもかかわらず、埋設地雷も全廃になった。ホーネッカーの言葉にある「より内側」への「SM-70 付き遮断設備」新設という西側報道は、まさに(3)<b>のことである。ホーネッカーがそのような新設を否定し、実際に新設されなかった。

発端は、東独への 10 億クレジット供与に関連してシュトラウスが 1983 年 5 月 17 日のシャルクとの 2 回目の会談の際に西独政府の「人道分野における希望」を述べ、東独側はクレジットへの反対給付としては拒否したが、同月 27 日(一説には 25 日)にシャルクがシュトラウスにホーネッカーの手紙を持参し、手渡さずに朗読しテーブル上で見えるように置いた。そこには「書記長兼国家評議会議長」としての手紙においてシュトラウスに、自動射撃装置を撤去させ、通常の国境保安に移行することを真剣に考えていることを「個人的かつ極秘に」通知し、さらに 1983 年秋からの自動射撃装置の除去、国境審査のやり方とトーンの変更〔より友好的に〕、〔東独から西独への分断〕家族合流の本質的容易化、旅行交通の改善、14 才以下の児童の最低交換義務免除がリストアップされていた(Roth 2014: 456f., Seiffert 1991:309:322, Schalck 2000:296, Strauß 1989:473)。

通説ではこれらのホーネッカーの約束が実行された。実際にはそのうちの幾つかは CSCE マドリード会議対応でもあったと思われる。わずかな異説(Wiegrefe 2017)にもかかわらず、少なくとも表面上、ことはこのように進んだ。7 月 1 日の決定はホーネッカーのシュトラウスへの 5 月の約束のオーソライズであり、当時の権力状況から 5 月の彼の決定が事実上の東独の決定であった。

SM-70 撤去はおそらく、対シュトラウス交渉の前から、目前に発効が迫った上記 CCW 対策として視野に入っていたに違いない。なにしろその存在は世界に知られていたからであるし、国境の埋設地雷の維持も難しかった。

問題は、①の(3)がなぜ決定され、いつ、どのように覆

されたかである。

最も不思議なことは、(3)<b>にある 120km の SM-70 新設である。それはシュトラウスへの約束に反し、従来よりも国境の奥への新設とはいえ、露見は必至であった。

また、シュトラウスへの約束にはなかったが、CCW 対策と対西独融和の必要な時期に(3)<a>を決めたのも解せない。

841210 ホフマン報告によれば、SM-70 と埋設地雷の全廃は、「ホーネッカーの指示」による。従って、この指示が、(3)の<a>・<b>という決定をともに覆した。それがいつの、どのような形の指示かは不明である。

SM-70 の最大設置が 7 月 1 日決定の 2 ヶ月後の 8 月末であった(表 4 原注)ことも不思議である。既存計画に基づく増設が 7 月 1 日決定後すぐには中止されなかったことになる。

これについてあり得る理由の 1 つは、具体的な撤去計画作成に時間がかかることである。ホーネッカーは 5 月の約束の際に上記のように「秋からの除去」としていたし、シャルクがシュトラウスに「自動射撃装置撤去についての通知を正確な地図も付けて彼に渡した」のは 1983 年 9 月 27 日であった(Schalck 2000:305)。そのためだけに無駄な作業を 2 ヶ月も続けたかどうか、疑問が残る。

これらの不可解さに共通してあり得る理由は、東独指導部にとって、西独との融和(今回はクレジット授受とその代償としての国境体制や人的交流の緩和)に神経質なソ連指導部に撤去計画が早く漏れるほど、中止に追い込まれる可能性が高かったことである。特に 1981 年以来、ソ連の対東独石油供給削減と対策としての東独の対西独接近により、両国間に緊張が高まっていただけにそうした危惧は大きかった。撤去作業を開始すれば必ず露見するが、同時に西独マスコミが撤去を世界に報じるからソ連の口出しは困難になる。だから撤去作業開始までは露見可能性を極力避けたのかもしれない。

あり得る別の理由はシュタジ大臣ミールケ and/or 反ホーネッカーの傾向が強かったと言われる国防相ホフマンの抵抗である。SM-70 新設も埋設地雷維持もすぐにホーネッカーが覆したことは、かえって抵抗仮説の補強となるかもしれないが、不可解さは残る。

結局 SM-70 撤去への対策は①の(1)にあるフェンスの強化、つまり GSZ80 と略称される警報付き国境遮断フェンス 80 型によってなされた(Ritter 2001:107)。

## 9. 東独政権の不法とプラント東方政策

ガルテンシュレーガーは、逃亡援助をやめてからたった二・三ヵ月後に、逃亡の敵 SM-70 の奪取を決心した。

東独の国境遮断策としてはベルリンの壁が最も有名かつ最大の非難の的であったが、西独本土との国境に設置した自動射撃装置 SM-70 や地雷原も強い非難にさらされた。ガルテンシュレーガーが SM-70 の「野蛮な」実態を暴露し、その直後にシュタジに射殺されたため、非難はより強まった。

SM-70 の本格的設置開始後も西独側はその詳細を知り得なかった。そのため、1975 年 11 月 3 日付けのシュピーゲル誌が、「SM-70 は 1971 年から使用されている

にもかかわらず連邦(西独)国境守備隊は今日まで、それがどのように機能するのかを正確には知らない」、そのため逃亡者とその発射を「危険なく」止める方法について守備隊将校間に意見の違いがある、と報じた(SP 45/1975:86)。

ガルテンシュレーガーはこの報道を受けて、自動射撃装置奪取という「特攻隊員」のような冒険の決行を決心したという説が流布した。本当か？

彼の 1 回目の SM-70 奪取を報じたシュピーゲル誌は、その動機を前年の上記同誌記事と服役への復讐の 2 つだと伝えた(SP 16/1976:116;120)：

SM-70 についての本誌記事(SP 45/1975)を読んだガルテンシュレーガーが、それは「除去されねばならない」し、その実態を知るために必要なら、自分が「調達してやろう」と決心した。加えて、1961 年に壁建設に反対し終身刑となり、9 年 10 ヶ月の服役中にひどい待遇を受けたという「DDR への恨み」を晴らすことも彼の動機の 1 つであった。

そうではないと、奪取行動に 3 回とも同行したリーニッケが強調した(下記)にもかかわらず、多くの報道や判決がこれを継承している。

fsed も、ガルテンシュレーガーが SM-70 奪取の「考えに到った」のは「1975 年」[のシュピーゲル記事]だと言う。

シュヴェリーン判決さえも、1975 年末に「プレス報道」[シュピーゲル記事]により SM-70 の「機能様式」不明を「知ったあと、世論に提示するために…[それを]手に入れるという考えに到った」とした(Marxen 2006:472)。

Lienicke (2001:151f.)によれば、SM-70 奪取を決心した時点(1976 年 2 月)のガルテンシュレーガーは、SM-70 についての東独の虚偽表明や、SP (45/1975) 報道のように SM-70 の実態が西独では「誰も知らなかった」ことなど、「これらすべての詳細を認識していたわけではない」。だとすれば、SP (16/1976) の動機論のうちの 1 つは虚偽であった。

BGH (2005) は動機を、政治犯であった彼が経験した東独の「非人間的服役条件」への怒りであり、「世界の世論の前への自動射撃装置の提示によって DDR の恥をさらさせることを企てた」と言う。SP (16/1976) の動機説の 1 つである東独への復讐のみを挙げた。

この最高裁判決も彼の動機を矮小化している。服役への恨みはむしろあったが、それをはらすために彼が考えていたのは、服役中に彼が集めた事実資料に基づく服役実態暴露の出版であった(後述の「記録」による)。

彼の SM-70 奪取の動機は、1 回目のきっかけ(後述)が示すように、個人の仇討ちではなく、まず何よりも SM-70 の「野蛮さ」が代表する東独の体制的「不法」、人権無視を世論に暴露することにあった。

より危険な 2 回目の敢行の理由も同じである。彼の 1 回目の奪取を報じたシュピーゲル誌記事に、メディアも政治も世論もあまり反応しなかった。そこへ西ベルリンの壁博物館での展示と、多くのジャーナリストが集まる第 1 回国際サハロフ・ヒアリング(1976 年 8 月コペンハーゲン)での発表という提案が寄せられた。それらを実現すれば西独と世界の世論に訴えることのできる、彼の「行動欲求」に火が付き、2 回目を敢行した(詳細後述)。

だが、彼の動機は東独の「不法」体制への怒りだけではなかった。それは西独政府と西独世論の喚起でもあった。最高裁もそれを知ったはずだが、触れなかった。彼にはブランド東方政策とその継承、それを支持する西独の世論と風潮への批判と危惧があった。1970 年代半ばには、東方政策進展により緊張緩和政策が優先され、東独の不法非難の声がかき消されがちであったからである。

当時西独政府の「ドイツ政策の象徴は“接近による変化”」であったが、彼は「憎むべき壁国家に“接近”するつもりは全くなかった」(Wolle 2006:119)

しかし以上はいわば背景としての動機であって、彼の東独体制への怒りと西独政府・世論への批判・危惧が SM-70 奪取に向かうには、きっかけがあった。シュピーゲル誌記事ではなく、「1976 年 2 月半ばの週末」のある新聞短信用である。

たった 5 行のその短信用は「簡単に」ドイツ内国境での自動射撃装置 SM-70 による逃亡者殺害を報じていた。しかもそれは、「太文字の大見出しとふくらした胸の写真」やカーニバル行事の宣伝といった、その新聞にとっての「重要記事」の間の紙面の穴埋めのような扱いであった。この短信用が、彼の上記の怒りや批判・危惧を掻き立て、東独の「野蛮さ」の暴露と西独世論の喚起のための SM-70 奪取を決心させた。

この短信用を見せながら、ガルテンシュレーガーはリーニッケに、しばらく同じ囚人室にいた農村労働者で逃亡時に国境地帯の地雷を踏み片足を失った O. や、やはり獄友で、女友達とともに逃亡を図り「最後の鉄条網」前で発見され、「弾幕射撃」により女性は即死、自分は被弾しながら戻る途中地雷を踏み手足の一部をもぎ取られた上に 5 年半[文献により 5 年]の刑に服した W. のことを思い出しながら、決心を語った(Lienicke 2003:168ff.; Klier 2012:111;120f.)：

ガルテンシュレーガーは「我々はなにかしなければならぬ」と静かにつぶやき、[自動射撃装置の]“この野蛮さを明るみに出し世論の注意を喚起する!”と決めた。「我々がそいつを持ってくる、我々がそれをやる」と彼が言った。私(リーニッケ)は「誰もそんな特攻隊員(Himmelfahrtskommando)のようなことをしたことがない」と思ったが、彼は「すでに一人で決定し、自動的に私を含めた。そこで彼は、いっしょに国境へ行き、まずは遮断設備を念入りに見てみよう」と提案した。

「ボンへの DDR への接近努力」[当時の東方政策]は[通行や移住など]一定の「人道的容易化」を実現したが、東独政権の「根本的な変化」に結びつかず、「日常的な人権侵害や“反社会(主義)的要素”の迫害と逮捕、国境での射殺、地雷による血生臭い国境保安がそのまま」であることに彼は不満を感じていた。[従って当時与党の SPD ではなく野党の CDU を積極的に支持した]。

「絶えざる不法が長期的には静かな外交的な小道[接近策]と西のハードカレンシーによって除去され得るという希望」[当時の東方政策の考え(青木 2018 参照)]のもと、「人々の血が大量に流れるような最悪の事件の際にさえ SED 責任者たちへの国際的糾弾が生じなかった」。

それどころか、「緊張緩和政策および西の中でポピュラーになった資本主義批判の渦の中では非常に多くの記事や放送において“バラ色の”DDR 報道が出され」、「メディアが伝えた像が連邦共和国〔西独〕社会に影響し」、「多くのところで“あっちの連中”もはやそんなに悪くはないという意見が出回り」、「こうした雰囲気では、国境のフェンスでずたずたにされた人間の出来事がたった 5 行で報道されるということとは思議ではない。ガルテンシュレーガーはこの冷淡さを…悲しんだ」。

彼は、東独の「不法」に対して「より多くの、かつより攻勢的な圧力手段を行使することができるはずと信じていた」。「彼は世界世論の圧力のみが残虐な DDR 政権を穏健にすることができると確信していた」。

fsed は、彼が西独に来てから起こった SM-70 犠牲の例(上記のフランク)も彼は知っていたと言う。そうなら、この短信を見た際に「また SM-70 か！」との気持ちもあっただろう。

## 10. SM-70 奪取と裁判

ガルテンシュレーガーは、2 回も東独領土に侵入して SM-70 を取り外して持ち去り、3 回目にシュタジの「投入中隊」の待ち伏せに遭い射殺された(図 1 参照)。3 回ともリーニッケの支援を受け、3 回目は志願したイーベ(Wolf-Dieter Uebe)も加わった。

1 回目と 2 回目の取り外し場所は 200m しか離れていなかった(Rehrmann 2009)。奪取した 1 台目はシュピーゲル誌が買い取り、調査・報道のあと BND の要求に応じて引き渡した。2 台目は、シュタジによる探索と西独検察による没収のおそれのため自宅近くに隠された。予定されていた第 1 回国際サハロフ・ヒアリング(同年 8 月)へは、射殺されたガルテンシュレーガーに代わって、リーニッケがそれを持ち込み、世界のジャーナリストに提示した。その後それは今に到るまで(西)ベルリンの壁博物館に展示されている。3 台目はボンにある東独常駐代表部前に設置するつもりであったが、奪取と設置に成功しても 1 回目以来捜査対象ゆえ西独当局が没収したであろう。

ガルテンシュレーガーが SM-70 を奪取した場所と撃たれた場所の地図や写真が SP(16/1976:116, 20/1976:49f.) や図 1 引用文献などにあり、ネット上にもある。

両独統一後に、実際に待ち伏せた投入中隊員 4 人のうちの 3 人がシュヴェリーン地裁に、当時のシュタジ第 I 局長クラインユンク(中将 Karl Kleinjung)と同第 I 局対外防衛部長ヘッケル(中佐、のち大佐 Helmut Heckel)、同投入中隊長ジンガー(大尉、のち中佐 Wolfgang Singer)の 3 人がベルリン地裁に、共同殺人罪(時効なし)で起訴された。前者では狙撃兵 3 人も無罪、後者では第 I 局長は 2003 年 2 月死亡で裁判中止、対外防衛部長は無罪、中隊長は時効ゆえの中止となった。(Marxen 2006:474 ほか参照)<sup>33</sup>。

第 I 局長はすでに起訴時に 90 才で老衰と介護必要

のため公判不可能と鑑定されていた(TSP 020508)。

検察が中隊長のみ上告し、連邦最高裁判決(BGH 2005)は彼にベルリン地裁同様に殺人勧誘罪を認めたが、時効(20 年)ゆえの無罪とした。BGH(2005)では被告の姓がイニシャルだが、下級裁を含め裁判中も無罪確定後も実名が多数の報道や書籍にある(顔写真付きも)ので、本稿も実名とする。

幹部 3 人は上記のとおりで、待ち伏せ 4 人は、下記判決骨子(4)と同じ順に、L.=リンズ(Herbert Linß、軍曹勤務伍長/R.=ラウプバッハ(Peter Raupbach、伍長)/Wi.=ヴィーンホルト(Uwe Wienhold、軍曹勤務伍長)/Li.=リーベラム(Walter Lieberamm、少尉・小隊長)である(肩書きは当時)(Lienicke 2001:255:413, 2003:275, Kulke 2016)。

このうちリンズ以外が起訴された。残る 3 人が「積極的行動」[積極的銃撃]をしたことが、ガルテンシュレーガー射殺直後の作戦現地指揮官ティラの暗号電報(Lienicke 2001:413 所収)に書かれている。この電報の公表文書はイニシャル以外が黒塗りのため 3 人の名前は「L、W、R」となっている。イニシャル L は 2 人いるが、肩書きが「Ltn.」(少尉)とある。従って「L、W、R」はリーベラム、ヴィーンホルト、ラウプバッハであることが分かる。

連邦最高裁判決(BGH 2005)の骨子は以下のとおりである(G.=ガルテンシュレーガー。「」内と G.以外は姓をイニシャルから実名に代えた)：

(1) G.は「1976 年 4 月 1 日〔正しくは 3 月 30 日〕への夜と 1976 年 4 月 23 日への夜」<sup>34</sup>に、のちの殺害現場とほぼ同じ場所から各 1 台の SM-70 を取り去った。それらを G.は西独当局や、2 つの雑誌、「8 月 13 日活動共同体」[壁博物館運営主体]に見せた。この出来事は「DDR 当局を非常に興奮させた」。なぜなら、両独基本条約締結〔と翌年の国連加盟〕や、CSCE ヘルシンキ会議参加により「国際的承認を得る努力をしていた」時に、「DDR は地雷の取り外しとドイツ連邦共和国への持ち去りによって全世界に恥をさらし、ウソを証明された」からである。

〔この奪取直後にシュタジの「高いレベル」は「特別に重要な事件」とみなし、出先や下部の担当ではなく第 I 局担当とした(Lienicke 2003:193)。そのための作戦「SM-70」全体を指揮したのは国家保安相代理・AGM(大臣官房)責任者・中将シュルツ(Alfred Scholz)であった(Lienicke 2003:160c)。なお現地における作戦「SM-70」指揮官には「この作戦のための専門能力と断固さがある」北部国境司令部の対外防衛部長代理・中佐ティラ(Tyra)をクラインユンクが任命した(Lienicke 2001:194)。〕

(2) シュタジは「遅くとも、シュピーゲル誌の 1976 年 4 月 16 日〔正しくは同月 12 日〕に出た記事によって」G.が犯人だと知った。そこで「シュタジ大臣ミールケは、更なる地雷解体をいかなる代償を払っても防止」するとともに、G.による「再度の試みの際には…あり得る共犯者あるいは背後の人物、依

<sup>33</sup> シュヴェリーン地裁判決はMarxen(2006:468ff.)に収録。

<sup>34</sup> 奪取行動は夜間のため日をまたぐので、「A 日から A+1 日への夜」または「A+1 日への夜」と表現される。3 回目は 23:45

頃に射殺されたので、1976 年 4 月 30 日と言うことが多いが、5 月 1 日への夜と言う文献もある。

頼人についての情報を得るために優先的にねらう」のは「逮捕」(Festnahme)であるが、それが「可能ではない場合には…彼を必要とあれば“絶滅する”(vernichten)こと、つまり殺すことを命令した」。

(3) 本法廷での被告[ジンガー]は「特別の投入中隊の中隊長」であった。投入中隊の主要任務はドイツ国内国境における「政治的・作戦的および作戦的・軍事的投入の遂行」にあり、「とりわけいわゆる国境の“挑発の恐れのある部分”に投入された」。国境守備隊兵士の脱走防止や国境での「センセーショナルな突発事故」対策などに当たった。同中隊は「陰謀的」に行動した。すなわち隊員は「戦闘員」(Kämpfer)と呼ばれ、偽名を使い、国境守備隊の組織を装いその制服を着用したが、実はシュタジの「第I部[正しくは第I局]の“対外防御部”の指揮下にあった。当時対外防御部長であったヘッケルは「殺害命令への有効な協力の欠如」により無罪が確定している。

(4) シュタジの対策検討の最中に、1回目と同じ場所での2回目の地雷持ち去りの知らせが入った。そこでシュタジは同じ場所で3回目があると考え、「投入SM-70」[作戦「SM-70」]を発動した。その際局長クラインユンクが伝えた大臣ミールケの命令は、「G.をどんなことがあってもできる限り逮捕し、もしそれがうまく行かない場合には彼を決して逃すことなく、場合によっては“絶滅”させること」であった。

そこで「以前の共同被告 He.[ヘッケル]は1976年4月24日に、クラインユンクの指示で、被告 S.[ジンガー]に、S.の投入中隊から S.が選んだメンバーとともにただちにシェーンベルクの国境第6連隊の中佐 T.[ティラ]のもとへ行くように命令した。それは“国境挑発”を…阻止し、G.または犯人たちを無条件に逮捕し、これがうまく行かない場合には…殺すという予定の投入目的に応じてただちに投入されるためであった。この被告は…投入中隊の支援によって“敵の方へ”で待ち伏せがなされるべきことについての情報も知らされた。…大臣ミールケによって与えられた指示は基本的には被告に以前の共同被告 He.から目的として知らされた。その目的で被告は彼の投入中隊から…最もふさわしい11人の“戦闘員”を選び、すぐに彼らとともに「シェーンベルク」に向かった。のちにジンガーが小隊長1人と戦闘員7人の追加を要請した。

現地は「ドイツ連邦共和国の国境標識 231 のそばの“大きな国境折れ曲がり”と呼ばれたところで、「国境が直角に走り、その内側 1/4—南東側—がDDR領土であった」。「西と北に走る国境線の30mうしろ[東独側]に自動射撃装置を付けた金属格子フェンスが設置されていた」。フェンスと国境線の間の「30m 巾の帯状地(Streifen)」を東独側は「敵の方へ」と呼んだ[BGH はグレンデとも言う]。

戦闘員はこの帯状地での「待ち伏せ」を指示され、全員がカラシニコフで武装し、加えて「2丁の機関銃」も携えた。火器使用の場合は「西独領土に撃ち込まないように」国境線に平行に撃つことになった[実際には撃ち込んだ(図1注記)]。現地指揮は「国境第

6連隊中佐」ティラであった[1980年代に死去(TSP 020508)]。[シュタジは]G.が「2～3人の同行者」[実際は2人]を連れ、全員が武装して来ると予想した。夜間に帯状地で横になっての待ち伏せは4人ずつ交替で、当夜は「フェンス…から約5m 離れて…L.と R.、Wi、Li が「敵の方へ」の]草の中に横になった」。

(5) G.は4月19日午後国境標識231近くの西独領から東独側を望遠鏡で観察し、それをシュタジ職員も観察し写真を撮った。さらに「1976年4月26日に、重要な国境区域であらためて破片地雷[SM-70]を取り去る G.の再度の試みがすぐ間近に迫っているという諸情報が強まった」。

(6) G.は3台目のSM-70取り外しのために2人の支援者、つまり証人でもあるリーニッケとイーベを得た。G.ら3人は1976年4月30日22:30頃に国境標識231に着いた。G.とリーニッケはピストル、イーベは散弾銃を携行した(実弾入り)。G.はSM-70取り外しの道具も持ち、長い黒色の外套を着た。3人とも顔と手、スニーカーを靴墨で黒く塗った。

この時 G.は、「彼がもう一度襲った」ことをDDRに知らせることを目的とし、そのためSM-70を取り外せなくても、「少なくとも」作動させるという考えであった[リーニッケの言う下記経緯と違いがある]。

但し東独側は動員兵力の危険を避けるために現場のSM-70の電源を切っていたので、作動させられなかった。

G.に同行した2人は西独の国境標識近くで待ち[図1の●]、東独国境守備兵が現れた場合に、「止まれ！国境守備隊！」と叫びつつ「火器を使って G.の帰還を援護する」ことになっていた。

(7) 「かがんだ姿勢で金属格子フェンスの端の約5～10m まで」G.が接近した時、待ち伏せのリーベラムがそれに気づき、傍らに置いていた自動小銃を手にとろうとした。その際に銃が「おそらく石とぶつかり」金属音が発生した。ベルリン地裁は、その音を「数メートルしか離れていない場所」で聞いた G.が待ち伏せに気づき「最初に少なくとも1発、しかしまた2発目も物音の、従ってまた歩哨の方向に発砲したこと」、そして待ち伏せの4人がG.の発砲を「彼らの生命への攻撃と見なし」撃ち返したことを「排除することができなかった」。G.の1発目に対してまずリーベラムが「ほぼ同時に」発砲したが、その「時間的乖離はごくわずかであったので、ピストルと自動小銃の発砲音は聴覚では重なり合った」。次いで[中隊の]4人全員[上記ティラ電報では「積極的」なのは3人]が連続射撃をした。[後述のように待ち伏せメンバーは特別の聴音・暗視機器を装備していた。]

(8) G.はまず「上半身に3発撃たれ」、うち「1発が心臓と肺、脊髄を貫通し、血液循環崩壊と心臓死になり、そのためG.は直ちに倒れた」。しかし狙撃兵4人はさらに「数秒間の連続射撃」を行ない、多数が命中した。

射撃開始と同時にG.の同行者2人は「やや東独領土に入っていたため」西独領に向かって逃げたが、

その時投光器が自分たちに向いたと考え、イーベが「自動投光器の方角と思われる方角に」散弾銃を1発撃ち、狙撃兵リンスが撃ち返した。リンスの銃弾は何発か西独領に着弾したが、2人とも逃げおおせた。

(9) [シュタジの]犯行発生直後から「MfSの最高レベルから指示されたもみ消し措置が始まった。特にGの遺体は氏名不詳かつ記録簿への記入なしに検視された。狙撃兵全員が“戦闘勲章銀賞”の表彰を受けたが、彼らはそれを身につけることを許されなかった」。

(10) ベルリン地裁の判断に「事実誤認も法的誤りもない」ので、「検事の上告は、被告が無罪とされるという条件付きで却下される」[ベルリン地裁は無罪でなく裁判中止とした]。「正当防衛の仮定」、「被告たちによって計画されなかった因果の連鎖」が成り立つ。狙撃兵の最初の射撃はGの発砲への、第2の射撃はイーベの発砲への応射であったことが「排除され得ないから」である。従って被告ジンガーの殺人罪は存在せず、殺人の成果なき「勧誘」の罪(DDR刑法)のみ存在するが、これは時効20年(1996年4月29日成立)なので、「異議申し立てられた判決の再審査は被告の無罪となる」。

この判決は、被告の言い分の主要部分を否定できないとの判断であったから、リーニッケは憤慨した。ガルテンシュレーガーのピストルの複数の射撃痕が被告に有利に働いたと考えられる。

事件の経緯を幾つか補足し、一部修正したい。

まず1回目の奪取の日の問題である。BGH(2005)はそれを「4月1日への夜」とした。Klier(2012:124)も同様である。しかしシュヴェリン判決(Marxen 2006:473)もRitter(2001:73)も最近のKulke(2016)も「3月30日」[への夜]である。そもそも1回目の直後にその詳細を報道したSP(16/1976:116)が、「3月30への夜にガルテンシュレーガーが1人の友人とともに、こいつをフェンスから取ってきた」と報じた。この「友人」が書いたLienicke(2001:160ff., 2003:187ff.)も、3月29日から30日への夜である。例えばガルテンシュレーガーとリーニッケは「1976年3月29日真夜中に互いを鼓舞した。出発の時間になった…」とある(Lienicke 2003:187)。だから正しくは3月30日への夜である。

東独側が気付いたのが4月1日朝であった。だから、クラインユンクのミールケ宛ての文書「至急情報」には、1台目と2台目の持ち去りが「1976年4月1日および1976年4月23日の出来事」と記されている(Lienicke 2001:193)。1回目の盗難をその日には気付かなかった彼らにとってそれは発見した「4月1日」の事件であった。

シュタジ第XXII部<sup>35</sup>の「テロリスト的性格を持つ不法行為と政治的・作戦的事情並びに敵対的・否定的計画、企図、活動についての分析」(Lienicke 2001:442f.に抜粋所収)も、1977年10月31日作成だからすでにシュピーゲルの記事を見たはずだが、1台目が「1976年4月1日への夜」に取り外されたと記した(Lienicke 2001:385は1979年の同日と誤記)。

BGH(2005)が単純な間違いをしたのか、シュタジの日付を採用したのかは分からない。

東独側はまる二日間も奪取に気付かなかったのだから、いかに想定外だったかが分かる。同時に彼らは犯人の手際の良さにも感心した。東独国境守備隊長から国防相への報告(4月2日付)には次のようにあった：

1976年4月1日7:15頃、国境装置点検の際に、国境標識231の南55m地点のSM-70の盗難を確認した。「国境フェンスIの上の方の地雷線から留め具ごと取り外された」。フェンスの外側に「約3mの長さの組み立て式の黒く塗られた木製はしご」があった。「42~43cmの足跡」から犯人は2人の男で、「敵の行動は包括的に準備され、爆発と電気の専門技術知識を持つ者たちによって実行されたと判断される」(Klier 2012:125)。

文中にあるはしごの長さはKlier(2012:123)では2m、上記第XXII部の「分析」では1.9mである。

1台目を奪取したガルテンシュレーガーの周辺は騒ぎになった。まずBNDが「窃盗犯」だと脅しつつ、SM-70を2500DMで買うと持ちかけた。西独リューベック検察は器物損壊または窃盗、SM-70所持による武器法違反の疑いで捜査手続きに入り、家宅捜索も行なった。が、SM-70は隠されていたので発見されなかった。他方ハンブルク地裁裁判長は、自動殺人機の設置は違法なのだから、この装置の破棄は刑法に抵触しないと主張した(Lienicke 2003:198f.)。

ガルテンシュレーガーとリーニッケの奪取の目的は世界世論への暴露であったから、それにふさわしいメディアを探し、結局ハンブルクに本社のあるシュピーゲル誌に「幹部」との交渉を申し入れた。同誌は「権威があり、辛辣で、恐れを知らず、そして何よりも国内でも国際的にもメディア業界の中で信頼が置けると承認されていた」からであった。ガルテンシュレーガーを編集長と担当記者ミュラー(Manfred Müller)が応対し、持ち込まれたSM-70に「ブリーゼランク」の文字があることから「高い蓋然性をもって本物」と判断した。さらに公共の利益に合致するか、法的問題はどうかなどを検討の末、刑事訴追から彼に生じるコストと彼が要したコストになにがしかの上積みをした金額(1.2万DM)を同誌が支払い、報道後は現物をBNDに引き渡すことを提案し、ガルテンシュレーガーも合意した。すぐにミュラーがガルテンシュレーガーから詳しい経緯や動機などの聞き取りをし、翌々日現場へ行くことが計画された[その際の写真はSP(16/1976)に掲載](Lienicke 2003:200ff.)。

奪取の第一報が上記のようにSP(16/1976:116-125)に載った(8節も参照)。これを見て私が驚いたのは、カメラに顔を向けて国境標識231の横に立つ本人と、背景にある金属格子フェンスに奪取場所を示す矢印を付けた写真も掲載したことである。その上、キャプションは「SM-70調達者ガルテンシュレーガー。犯行現場(矢印):危険が分かる男」と挑戦的であった。シュタジは東独出身の「裏切り者」の暗殺を西独でも仕掛けたことがあるにもかかわらず、「犯人」を明示した。

翌々週の同誌(SP 18/1976:65f.)は、上記(8節)のよ格(Wunschik 1996:4)。

<sup>35</sup> 第XXII部はテロ防止担当で、1989年に第XXII局に昇

うに、第一報を一部訂正しつつ技術的詳細を続報した。

「翌日[3月31日]彼[ガルテンシュレーガー]はこの戦利品を、それに1.2万DM支払ったシュピーゲル編集部を持参した」(Kulke 2016)と、カネでシュピーゲルに雇われたかのような書き方もある。だがこの記事は日付も経緯も誤りである。

ガルテンシュレーガーらが「メディア」を探し始めたのは奪取翌々日の4月1日からである。その日彼がリーニッケに、BNDが窃盗犯と脅しながら2500DMで買うと言ってきたと怒って電話してきた。彼らはその「企てから利益を得ること」は想定外だったので、もっと高額でもBNDに応じないこと、当初からの考えの「メディアへのルートをすぐに探すことで一致した」。クヴィック誌(Quick)とシュピーゲル誌が候補になり、ガルテンシュレーガーが後者に「幹部と会いたい」と電話したのはさらに2日後で、電話の翌日に初めて同本社へ行き、編集長らとの会談になった(Lienicke 2003:196ff.)。この初めての会談で1.2万DM支払いをシュピーゲルが提案した。

会談が終わると彼は、外の車で待っていたリーニッケに「高く掲げた親指の勝利のポーズで」社屋から出てきた(Lienicke 2003:203)が、それは支払いゆえではなく、思い通りの記事が約束されたからである。リーニッケは、この支払いゆえの[カネのためという]非難が「長年」生じたが、それを予感していたら、ガルテンシュレーガーは受け取らなかっただろうと言う(Lienicke 2003:205)。

4月12日発売のSP(16/1976)が出ると、2台目に報酬を払うとの申し出が色々な額で寄せられ(そのうちカナダの武器収集家の5万DMが最高額)、「あるCDU政治家」は国連での交渉材料にしたい<sup>36</sup>、フランスのTVチームは映像化したい、西ベルリンの壁博物館は展示したい(Klier 2012:126)などの申し出があった。

ところが「メディアでも政治の舞台でも反響はわずか」、「世論の反応」も起こらず、「ガルテンシュレーガーはかなり欲求不満であった」(Lienicke 2003:207;221)。

欲求不満を解消し彼に「持続的な動機付けを引き起こし」「行動欲求」に火を付けたのが、壁博物館創設者ヒルデブランド(Rainer Hildebrandt)の手紙であった。

彼が4月22日に受け取ったこの手紙は、壁博物館でのSM-70の展示と、1976年8月にコペンハーゲンで予定の第1回国際サハロフ・ヒアリング(The international Sakharov Hearing)でのSM-70展示を提案した。そこで彼は[1台目はシュピーゲルを経てBNDに渡すので]、2台目の奪取を決め、すぐその夜(23日への夜)に実行した(Lienicke 2003:212;221f.、Klier 2012:126f.)。

シュピーゲルが「小さな記事」しか載せなかったため彼は世論喚起のためもう1台奪うことにした(Kleikamp 2013)わけではない。彼の不満は記事ではなく、それへ反応の少なさにあった。そこに世界世論喚起というヒルデブランドの提案があったから、2台目奪取を即決心した。

彼は世論喚起にボンに東独外交施設前への展示も考えていたが、2台目奪取を決心し決行したのはこの手紙を見た日(4月22日)の夜であり、「大急ぎで」準備し、翌

朝にかけて実行した。

シュタジ本部へは23日午前2時半頃に2台目盗難の知らせ(Information 376/76)が届いた。さらにシュタジ・シュヴェリーン県支部長からも通報があり、「東ベルリンでは大きな驚愕と慌ただしさ」が生じ、「同志大臣が失敗と苦境に怒りの発作で反応したことが[シュタジ]省内で皆に知れ渡った」。第1局長クラインユンクは、1台目盗難直後に出した4月2日付けの「措置」の「継続措置」を24日に命じた(Lienicke 2003:213ff.)。

この「継続措置」第2項に、同じ現場での「第1局の作戦兵力[投入中隊]の投入による…敵の方へでの待ち伏せの配置」とあった(Lienicke 2001:193)。典拠は1976年4月24日の「中将クラインユンクから大臣への至急情報」であり、待ち伏せ決定は24日であった。

Kulke(2016)は2台目についても、あたかも壁博物館の3000DM支払い約束ゆえのように言う。しかしカネ目当てなら上記の5万DMの申し出を受けただろう。

ガルテンシュレーガーらの何よりの念願はSM-70とそれを活用する東独政権を西独と世界の世論に暴露し糾弾することにあった。ヒルデブランドの提案はそれにぴったりであった。ボンでの展示は確実に当局がすぐ撤去・没収しただろう。東独側の警戒強化が予期される中での2台目奪取への決心は、西独と世界の世論に東独政権の「不法」「野蛮」と西独政策の問題点を訴えたいとの意志の強さを改めて鮮明にした。

奪取した2台目をガルテンシュレーガーは自宅近くに隠した。それは当然シュタジの自宅攻撃が予想されたからである(Klier 2012:126f.)。しかしそれだけではない。西独検察も押収しようとした。

リユーバック検察はガルテンシュレーガーを呼んで2台目の所在を尋ねた。彼は東独のパトロールが現れたので、それを置いて大急ぎで逃げ、だから24日に再度現場へ探しに行ったということにした。実際に現場へ行ったが、それは2台目奪取後の東独側の様子を見るためであった。しかしそのため検察が現場再訪の可能性が強いことを西独国境守備隊に連絡し、その後その情報が警戒中の守備隊内の無線通話によって暗号化なしに飛び交った。それをシュタジが傍受した。そこで両独の守備隊が4月27日への夜を警戒した。しかしガルテンシュレーガーはその時、西ベルリンにいた(Lienicke 2003:224ff.)。

この無線通話の傍受が待ち伏せ計画の根拠になったのかどうかの問題になる(後述)が、待ち伏せは上記のようにすでに24日に命じられていた。

ガルテンシュレーガーは1976年4月26日に、「両独の当局の目を盗んで」2台目をいかに西ベルリンへ輸送するかなど、壁博物館での展示に関する相談のため西ベルリンの壁博物館でヒルデブランドに面会した。その際ヒルデブランドは「彼の額に死徴」を見てとり、「シュピーゲルでの公表と2台の解体であなたは考えられる最大限を達成した!」、「これ以上の機器を取り外さないと約束するように彼に頼んだ」[が、彼は聞き入れなかった]。その際同行した西ベルリン在住の彼の友人N.マイヤー(Norbert Meier)は前年までシュタジのIMであったこと

た」(Ritter 2001:73)。

<sup>36</sup>「DDR当局は非常に興奮していた。というのは装置を国連に見せようという努力があったからである。それは回避され得

が後に分かった(Lienicke 2003:223f.)。

この日の会談でガルテンシュレーガーとヒルデブラントの「8月13日活動共同体」の間で契約が結ばれた。その骨子は(前者をG.、後者をA.とする)：

G.が奪取する2台目のSM-70をA.が取得し、A.は法的問題その他をクリアして壁博物館に公開する。公開の際にはG.の合意を得た説明を付し、G.の記者会見を開く。そのために3000DM(うち1割を先払い)と輸送関連費用をA.が負担する。壁建設15周年にあたる8月のサハロフ・ヒアリングでの記者会見にG.が参加し、そのためのG.のすべての旅費をA.が負担するLienicke(2001:200)。

ガルテンシュレーガーは2台目をサハロフ・ヒアリングと壁博物館に用立てることにしたので、ヒルデブラントの忠告にもかかわらず、当初2台目を当てることも考えていた東独常駐代表部の入口近くへのSM-70設置(しかも作動可能状態)のために3台目奪取を企てた。

これには通信社ロイターが絡んだ。ロイターからの電話にガルテンシュレーガーが、「ボンにあるDDR常駐代表部…[の]入口に自動射撃装置をくっつける。バッテリーと、“地雷に注意、命の危険”という警告板とを付けて。皆、特に、緊張緩和政治家たちに見えるように!」と話す、ロイターはカメラチームを連れてその取材に行き、写真を全世界に配信すると言った、とガルテンシュレーガーがリーニッケに語った(Lienicke 2003:244)。世界への配信企画に鼓舞されただろう。

3回目の実行日として警備が手薄になると思われたメーデー前夜、つまり1976年5月1日への夜が選ばれた。ガルテンシュレーガーが「軽率」にも現地のことを何も知らないイーベも連れて行くと言い、相棒リーニッケを含め3人で行くことになった。実行の経緯はリーニッケによると次のようであった(Klier 2012:128ff.)：

1・2回目と同じ「大きな国境折れ曲がり」で、「我々を予期したシュタジの部隊がすでに1週間前から夜間に待ち伏せしていた!。毎夜彼らは外にいた。彼らは彼らのスパイによって我々が来ることを知っていた。しかしいつ来るか確かではなかった」(これはのちにシュタジ文書から知ったにすぎない)。「本来今回[3回目]は[1・2回目から]8km離れた国境区画に行くつもりだった」。

しかしその夜、まず以前の場所に残っていた「道具やはしご」を取りに行った。すると、奪取以後投光器で照らされていたフェンスが暗闇の中にあり、「全面的に危険な状況だった」。しかしガルテンシュレーガーは「奪取ではなく」「ここで少なくとも1つの地雷を点火しようとした」。「何となく私[リーニッケ]はそこに誰かいると感じた」ので、それに反対した。さらに、「フェンスまで二三歩」のところまで「かすかな金属音がした」。ようやくガルテンシュレーガーにも承諾させて退去した。しかし「国境から約150m離れた西独領からガルテンシュレーガーが戻ってしまった」。

「私はあとで、彼を断固としてそこから遠ざけなかったことで繰り返し自分を責めた」。「イーベと私は文句を言わずに彼を追った」。「23:45にガルテンシュレーガーが国境フェンスに斜めにその角に走り寄った。ゴールまであと8~10mだった。そしていきなり殺そうと撃たれ始めた。私は4つの銃口の閃光を見た!それは気が狂ったようにダダダーンと鳴り響いた。まるですべての地雷が爆発したようだった。投光器が襲いかかった」。

彼にはガルテンシュレーガーのピストル発砲音が識別されたなかったのかもしれない。

## 11. 待ち伏せと射殺

待ち伏せの具体的計画は、「1976年4月24日午前」に「作戦現地指揮官ティラと第I局大佐ツィリッヒ(Zillich)、中隊長ジンガーとその副長、シュタジ大臣官房(AGM)少佐マイヤー(Meyer)の5人(fsedでは4人)からなる「作業グループ」が、国境第6連隊で、「犯人の捕縛ないし抹殺(Ergreifung bzw. Liquidierung)のための全体措置」として作成した。ティラが、その結果を記録した「情報」を決定権者クラインユンクあてに同日送った(Lienicke 2001:195f.:Anm.100)。そのうち「1. MfSの諸措置」のa)とb)のみが引用され、あとは省略された(同前)：

b)はまず、「24日23:00から以下の目的[犯人の逮捕ないし絶滅など]のために…HA I 対外防御部のIMEグループの投入」<sup>37</sup>を定め、「更なる諸措置」の第2項に「1976年4月25日21:00から翌日03:00まで犯人の逮捕または絶滅を目的として…装置501[SM-70]の敵の方へに…[投入中隊の]2組の歩哨ペアの投入」とあった<sup>38</sup>。

実はその省略部分に、待ち伏せチームへの「軍事的支援と援護」の計画があり、fsedに紹介された：

金属格子フェンスの内側(味方の方へ)にも「2組の歩哨ペア」を配置し、待ち伏せする戦闘員たちには特別の聴音・暗視機器を装備させ、「対外防御部の6~8人の戦闘員」を待機させ、「訓練された狙撃兵の投入が封鎖施設の敵の方へにも、こちらの方にも昼夜問わず」追加投入する。

そこでfsedは、待ち伏せに、「結局合計21人のシュタジの男たちが交代シフトで24時間投入された」と計算したが、上記では14~16人である。

ガルテンシュレーガーが来る(前節末尾)と緊張した26日にシュタジ対外防御部長ヘッケルがさらに、現地への「対外防御部の投入中隊」投入のための「措置計画」(Maßnahmeplan)を作成し上司クラインユンクの承認を得た(Lienicke(2001:193:409ff.所収)。主な点：

投入目的は犯人の「逮捕または絶滅」。深夜21時から3時までには2組の歩哨ペアを「エキスパンドメタルフェンス」の「敵の方へ」と「味方の方へ」両方に配置する(合計4組)。それ以外の時間帯は歩哨ペア2組を「味方の方へ」に配置。歩哨の範囲は国境標

<sup>37</sup> IMEは「特別投入非公式協力者」(Inoffizieller Mitarbeiter im besonderen Einsatz)のことで、この場合は投入中隊からの派遣部隊を指す。IMの多くは本業を別に持っていたが、投入中隊に限らず、シュタジが本業でありながら、多の職を

装うIMもいた。

<sup>38</sup> 典拠は1995年7月17日ベルリン地裁検事最終論告とあるが、これは同地裁のガルテンシュレーガー事件裁判以前のことである。

識 231 の「東に約 200m と南に約 200m」の範囲とする。変化が悟られないように国境守備隊のパトロールは従来通り継続するが、設置されている SM-70 は「投入兵員の行動地域では」作動停止とする。

シュタジの作戦「SM-70」本部は、ガルテンシュレーガーらが 3 回目を、前 2 回と同じ場所で同じく深夜に実行するという確信があったからこそ、投入中隊をわざわざベルリンから移動させて<sup>39</sup>、1 週間も草原に夜中じゅう寝転び待ち伏せをさせた。そのための情報をシュタジはどこから入手したのか。当然ガルテンシュレーガーの協力者や周辺に IM が送り込まれていたと疑われる。

Lienicke (2001:193, 2003:218) には、シュタジ第 XXII 部から、「ガルテンシュレーガーと接触のある人物」によれば「彼が近いうちに第 3 の自動射撃装置を解体することを計画している」という「至急情報」が入ったとあり、典拠の記載もあるが、情報の日時が不明である。

Kulke (2016) は、待ち伏せのための情報元を、上記で触れた西独国境守備隊の無線とする。同隊州司令部から現地のパトロール隊員に送られた「この男[ガルテンシュレーガー]が DDR 領に入ったら我々に無線で知らせよ」との無線通信を現地のシュタジが傍受し、クラインユンクが命じて、現地は待ち伏せを続けた。皮肉にも、「ガルテンシュレーガーが死の危地に行くことを思いとどまらせようとしていた」守備隊の「無線通信によってはじめて彼にとってそれがまさに危険になった」。このことは「[東独の体制] 転換後に初めて明るみに出た」。それゆえあくまで西独側の無線通話を主張する。

しかしリーニッケは、無線傍受による待ち伏せ説を強く批判する。それより前に投入中隊による待ち伏せが決定されていたことと、加えて無線傍受による警戒が空振りに終わった[27 日]あとも待ち伏せが続行されたことがその根拠である。

「ガルテンシュレーガーが[その死の]すでにかなり前から疑っていた」のはシュトラウスベルク以来の仲間リーディガーであった。リーニッケも、3 回目の国境侵入の際に「通常夜間にはフェンスの前のまわりを国境兵がぶらつくことはない」のに彼らが[待ち伏せて]いたのは、「彼らが我々が来ることを知っていたに違いないし、狙って罠を仕掛けた！」、では誰が知らせたのか、「リーディガー、そうでなければ誰？」と考えた(Lienicke 2003:286)。

Kulke (2016) は、ガルテンシュレーガーの死の 1 ヶ月後に「彼のシュトラウスベルクの仲間の一人」が SM-70 を盗み、その上、自身の自由買い後にトランジット道路でシュタジに捕らえられたとか、ガルテンシュレーガーの友人たちから彼の 3 回目の行動情報をシュタジに与えたと疑われ、脅かされているとして西独警察に出頭し、自分は IM だったが、ガルテンシュレーガーを死に到らせる情報提供は「激しく否認した」と言う。

これはリーディガーのことである。リーディガーがシュタジのスパイになったことを西独当局に自首したのは警察ではなく州憲法擁護局(西独情報機関)であり、ガルテンシュレーガーの死後にその周辺から待ち伏せのための情

報を提供したのはリーディガーとの声が上がっていることを察知して復讐を恐れたのと、彼が「役に立つ情報」を提供しなかったためにシュタジが「[彼のシュタジとの]結び付きをばらす」かもしれないとの予感ゆえに、思い切って彼は自首した。ガルテンシュレーガー周辺の証言を含む取り調べの結果、ガルテンシュレーガー事件関連の情報提供の証拠はないとして、リーディガーは単にエージェント活動の罪で訴追され、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン上級地方裁で「執行猶予付きの何ヵ月かの自由刑」になった(Lienicke 2003:287)。

ガルテンシュレーガーらがリーディガーのシュタジ協力疑惑を持ったのは、「彼が、ある挫折した逃亡援助企画への参加[ゆえに東独入りは危険]にもかかわらず引き続き[1976 年 3 月に]DDR に旅行したから」であり、さらに同年「4 月半ば、イースターに再び東ベルリンの彼の母の所へ」行ったから不信が強まった。

そうして 4 月 15 日にトランジット道路を西ベルリンに出るシュターケン検問所で逮捕され、シュタジへのガルテンシュレーガーとその周辺の情報の提供を条件に釈放され、19 日にカールスホルストの繋駕競馬場[東独時代の経済学を中心ベルリン経済大学や駐留ソ連軍ベルリン本部の近く]でシュタジ指導将校と打ち合わせた(Lienicke 2003:207ff.、西独警察への彼の陳述の長い引用もある)。繰り返すが、弱みにつけ込んだり、脅したり、餌で釣ったりして IM(暗殺役を含む)に仕立てるのはチェキストの常套手段である。

しかし Lienicke (2001:262) ははっきりと、リーディガーは「我々の最後の“国境行き”を裏切らなかった」と断言した。但しこの言葉は Lienicke (2003) には見当たらない。

待ち伏せ作戦の根拠となった情報としてリーニッケはシェーンフェルトと「テレビチーム」と N.マイアーを疑う。

シェーンフェルトは上記のように HVA のスパイでもあった。ガルテンシュレーガーの西ベルリン滞在時(4 月 26-28 日)には、彼と同居中のビルギット<sup>40</sup>はシェーンフェルト家で過ごしていた。従って直前情報を知っていた。

「テレビチーム」は 4 月 29 日に ARD(西独第 1 テレビ)の依頼により、1・2 回目の現場でガルテンシュレーガー自身が出演して「できるだけリアルに地雷撤去を演じる」様子を撮るとして、東独領土に 15m 侵入した。ところが東独側がそれに反応しなかったことと、実際には ARD も ZDF(第 2 テレビ)も依頼していなかったことから、リーニッケはこれを「MfS[シュタジ]によって仕組まれたガルテンシュレーガーに対する作戦のうちの陰謀的部分であった」と推測する。ところがその時偶然西独国境守備隊パトロールが現れ、事情を問いただしたために陰謀は「破綻した」。このテレビチームを当時やその後の捜査と裁判が究明していれば、真相解明に寄与しただろうと彼は悔やむ。撮影のためにガルテンシュレーガーに東独領内へ侵入させ、そこから拉致する計画だったと彼は推測する。

N.マイアーはガルテンシュレーガーが「間違っただけで友人と思った」獄友(Lienicke 2003:94)で、IM ヘーファー(Werner Höfer)として少なくとも 1975 年 12 月までシュ

<sup>39</sup> 投入中隊駐屯地は東ベルリン南東の郊外シュルツェンドルフ(Schulzendorf)であり(Lienicke 2003:218 ほか)、空港のあるシェーネフェルトに近い。

<sup>40</sup> 当時ガルテンシュレーガーと同居していた女性で、Klier (2012)では本名のまま Birgit Müllerとして(写真も)、Lienicke(2001, 2003)では偽名の Astridとして登場。

タジ第 VII 局〔注 23 参照〕に指揮され、とりわけシュタジ少佐ガリン (Gallin) からガルテンシュレーガー情報を委託されていた (Lienicke 2003:223)。

ガルテンシュレーガーはヒルデブラントとの 4 月 26 日の会談にも彼を同行させた (Lienicke 2003:223)。しかも 3 回目の行動の直前の 4 月 30 日午後、ガルテンシュレーガーが N.マイアーに、ヒルデブラントとの次回会合の打ち合わせのために電話した。その際に当日の行動をほのめかし、N.マイアーが直ちにシュタジ AGM (大臣官房) ないし第 I 局へ速報を送ったことは「ほぼ確実であると思われる」とリーニッケは言う (Lienicke (2003:226ff.; 250)。

そもそも冷戦最前線でシュタジが敵 (西独守備隊) の無線通信を傍証として利用するとしても、それを鵜呑みにしたり、それだけに頼るとは考えにくい。またそれを主因とするにはリーニッケが言うように日程と整合しない。IM 情報があってこそその待ち伏せだっただろう。

東独側では 4 月 29 日に現場にガルテンシュレーガーが〔上記のように〕現れてから「急激に緊張が増大した」。ガルテンシュレーガーの周辺から、「ますます強く」5 月 1 日への夜の絞った複数の「うわさや情報」が伝わり、「彼が来る、彼が来る！」として「最高度の警戒体制に移った」(Lienicke 2003:241)。これが事実なら、上記のテレビチーム陰謀説の可能性は減少すると思われる。

この情報の典拠は当時対外防衛部長のヘッケルの尋問調書 (1990 年 10 月 25 日) であるが、複数の「うわさや情報」の詳細は記述されていない (Lienicke 2001:217; Anm.133)。

Wolle (2006:121) は、ボンにある東独常駐代表部前へ 5 月 1 日にガルテンシュレーガーらが SM-70 を設置するという情報が「東ベルリン」に入った時に「すべての警鐘が鳴ったに違いない」と言い、それには、彼の「グループの中の 1 人のスパイが問題であることは確かである」と断言した。しかし根拠が示されていない。事実とすれば上記の N.マイアーが考えられる。

私が驚いたのは、作戦現地指揮官ティラがガルテンシュレーガー射殺直後に第 I 局長クラインユンクに作戦終了を報告した暗号電報 (Lienicke 2001:413 所収) である。そこに「陰謀参加者」として、シュタジにとって既知のガルテンシュレーガーとリーニッケのみではなく、新参のイーベの名も挙げられていた。

この電報の発信は 5 月 1 日午前 3 時 0 分だから、イーベを知ったのは事後探索の結果ではなく、事前探知である。ガルテンシュレーガーが 3 回目奪取のための「特別の用心」としてイーベも連れて行くと言いついてリーニッケが驚いたのは決行前日 (4 月 29 日午後) である (Lienicke 2003:245)。従って、それから 30 日夜までの間にガルテンシュレーガーやリーニッケからイーベ同行を聞くことができた者 (X とする) がシュタジに最終情報を送ったと考えられる。

しかしシュタジが 1・2 回目と同じ現場で待ち伏せたのは、ガルテンシュレーガーらの 3 回目の場所の予定 (上記のように 1・2 回目から「8km 離れた国境区画」) を掴ん

でいなかった証拠である。従って X はこの予定情報を掴んでいなかった者となる。イーベ同行を知り、奪取場所変更予定を知らなかった者が X ということになる。X が誰かは未だ不明である。

シェーンフェルトは 29 日の接触がないだろうから、X の可能性がない。上記のように「テレビチーム」の可能性も低い。リーニッケが疑う中で残るのは N.マイアーだが、電話の際にイーベの名前まで挙げたかどうか疑問が残る。

いずれにせよシュタジは、IM たちからの情報や無線通話の傍受などをもとに、「3 回目もある」との信念を維持して夜中の待ち伏せを辛抱強く続けた。

しかし、ガルテンシュレーガーらが、現場近くの西独側に隠し置いた道具を回収したあとすぐに予定の場所へ行けば、あるいは現場で危険に気付いて 3 人が西独領土へ退去した時に、ガルテンシュレーガーが戻らなければ、待ち伏せは失敗に終わった。予定外の行動がシュタジの待ち伏せを成功させてしまった。

事件後の西独報道では、ガルテンシュレーガーらに、「最後の大打撃」(FR)、「大きなことをやろう」とした (FAZ)、「報酬目当て」・「疑いなく自己顕示欲」の「ばかげた奇襲」(FR)ほかの揶揄や非難が投げかけられ、シュテルン誌は、東独での服役中に形成された「SED 政権への底知れぬ憎しみ」が「自由の中でもっと節度のないものになった」と書いた (Lienicke 2001:203、各発行日注記もあり)。シュピーゲルさえ、「殆ど 10 年間 DDR 刑務所にいたガルテンシュレーガーは明らかに今やますます DDR に損害を与えねばならないという彼の観念の虜になっていた」と書いた (SP 20/1976:50)。

野党 (CDU) のある政治家は「市民が人権侵害に対して積極的に抵抗することは基本法の精神に則っている」と言明した。西独与党 (SPD と自由民主党) の二人の政治家は、「ガルテンシュレーガーのような行動によっては実際には何も変えられない」、「無意味であり死という結果」と評した。二人の政治家には、〔与党の長年の東方政策の中で〕再生生じた〔国境での〕死を我慢する意味があるのか、不法除去には市民的勇気 (Zivilcourage) も必要ではないかとの質問が出たが、答えなかった (Lienicke 2001:265)。

報道と政治家発言についてのリーニッケの選択は、多少偏りがあるかもしれない。

## 12. シュタジ投入中隊

では、待ち伏せを担った投入中隊 (Einsatzkompanie) は、どのような組織だったのか? <sup>41</sup>

投入中隊はシュタジ第 1 局対外防衛部所属であった。

第 1 局は国家人民軍 (NVA) と国境守備隊を担当し、「主要課題」は「国家人民軍内の国家保安」保証と「特殊な手段と方法によって国境を守護すること」であった。具体的には、「西側秘密機関の浸透および分解工作からの武装機関の防護」、軍関係の「秘密保護」と「サボタージュや盗難防止」、兵士内での「国家敵対的扇動や国家中傷の阻止」・「敵のメディアの影響の撲滅と抑止」・「脱走

隊)、Zug (小隊)、Gruppe (分隊) である (クラウン独和 2004)。

<sup>41</sup> 軍隊編成単位のドイツ語は、Division (師団)、Brigade (旅団)、Regiment (連隊)、Bataillon (大隊)、Kompanie (中

や裏切り行為の防止」、軍関係の「特に敏感なポジション」や「高い地位の将校」の監視、軍関係者(シビリアン業務を含む)の間の「雰囲気や意見」の調査などであった。

第 1 局に幾つか部(Abteilung)があり、その 1 つ「対外防衛部」(Abteilung Äußere Abwehr in der HA I)はスパイ対策と国境関連業務(侵犯や逃亡、脱走などの対策)に従事した(Wolf 2005:8f;20ff)。

BStU [2018.02.06]によると、1964 年 1 月のシュタジ大臣ミールケの命令(Befehl Nr.107/64)<sup>42</sup>により、シュタジ内に「内密の戦闘単位」として同年 10 月に「保安中隊」が形成された。任務はトンネルや運河を利用する逃亡の防止と「重大な—特に武装した—国境突破」の防止であった。これが、1968 年 12 月にシュタジ第 I 局長の命令で設立された「投入中隊」の前身である。

投入中隊は国境守備隊下士官学校 VI の卒業生から募集され、彼らはさらに半年間シュタジの「特別投入」訓練をうけ、「特別投入専従非公式協力者」(HIME)の地位につくが、対外的には引き続き国境守備隊の正規隊員を装った。投入中隊自体も第 42 国境連隊の国境中隊を装った。隊員数は 1968 年 10 人、翌年 30 人、その後は 50～70 人。任務は国境での保安と監視、内密の軍事作戦、国境守備隊や国家人民軍内に潜入しての内部調査など多様であった。国境守備隊に同様の部署が形成された 1985 年に解体。「投入中隊はガルテンシュレーガー事件に関連して悲劇的な名声を得た」(同前)。

同じ BStU の刊行物でありながら、投入中隊の由来には異なる説がある。投入中隊の解散後も保安中隊は残っていたから、後者が前者の前身ではない：

「保安中隊」は、隔離の抜け穴になっていた運河の排水溝部分の監視を任務とした運河小隊(あだ名が「排水溝小隊」と、「トンネル小隊」から成っていた。これが投入中隊の前身ではない。保安中隊に「加えて、“重大な—特に武装した—国境突破の防止、挑発の抹殺ならびに妨害工作の恐れのある地域での一時的重点克服のために”新たな中隊」が作られた。この「新たな中隊」の任務と特徴が、1968 年 10 月設置の投入中隊に「似ている」。典拠は 1964 年 10 月 27 日付けのシュタジ第 I 局文書(HAI 5750:Bl.41-43)である(Wolf 2005:81f.<sup>43</sup>)。

また Wolf(同前)は、投入中隊解散の理由に、国境守備隊に同様の部隊が養成されたことに加え、投入中隊を設置した元「パルチザン」のクラインユンク(第 I 局長)が 1981 年に引退して、投入中隊のような「パルチザン的方法」が不要になったことも挙げる。

ここでパルチザンとあるのはクラインユンクが 1943-1945 年にソ連で対独パルチザンに参加したからであり、その際同時にソ連内務人民委員部(NKVD)の「特別任務」を負っていた(Engelmann 2016:198)。

### 13. 射撃命令文書の解釈

東独国境兵への射撃命令の証拠の有無が度々議論

になった。

そこで BStU [2018.02.06]は投入中隊の射撃命令に関して、BStU の 2007 年 8 月 15 日の報道発表(BStU [2007.08.15]、以下 070815 報道発表)を参照リンクした。従って BStU は 070815 報道発表を今も有効としていることになる。しかしその内容には幾つか問題がある。

070815 報道発表は、国境での兵士脱走や国境侵犯の際の火器使用(射撃)を指示した「更なる文書」の発見を発表した：

BStU マグデブルク支所が火器使用指示文書を「ある日刊紙の申請の処理」の際に発見し 2007 年 6 月に同紙に渡し、同紙が同年 8 月 11 日に公表したが、BStU ケムニッツ支所が「同じ内容の文書」を発見し、マグデブルク文書と異なりそれには「指示に直接責任を持つ“投入中隊”長の署名もある」。

「ある日刊紙」の名前は記されていないので調べると、ヴェルト紙の記事 Kellerhoff(2007)に内容と日付が一致する。それによると、マグデブルク支所の文書は 1973 年 10 月 1 日付けのシュタジ命令であり、シュタジ研究にとって「最高に重要な発見」(マグデブルク支所長)、この文書は特殊ケースだが壁やドイツ内国境での「明確な射撃命令」の、「初めて」発見された「証拠」(シュタジ研究者かつホーエンシェーンハウゼン・シュタジ犠牲者記念施設長クナーベ Hubertus Knabe)であると言う。

クナーベともあろう研究者が不注意にも、この文書を国境守備隊兵士の脱走防止対策だと解釈して、特殊ケースだと言ってしまった。

この解釈は、この記事自身が文書から引用した「火器使用を躊躇してはならない、たとえ国境突破が女性や子ども連れでなされる場合にもだ。そういうやり方を裏切り者たちがすでにしばしば利用してきた」という文章に矛盾している。兵士が職務機会を利用して脱走するのに「女性や子ども連れ」はあり得ない。

原文を見ると、この文章は脱走兵についてではなく、それとは項目が区別された「国境侵犯者」、つまり一般市民の逃亡者向けの言葉である。彼らは「女性や子ども連れ」もあった。従って、このマグデブルク支所の文書は実は兵の脱走という「特殊ケース」だけではなく、一般国民の逃亡を含む一般的なケースであり、その価値はより高い。

その上、実は「初めての発見」でもなかった。というのは、すでに Judt (1997: 469)に収録されたシュタジ文書(資料番号 S27、以下「S27」)が存在するからである。

070815 報道発表も、マグデブルク支所の文書はすでに 1993 年 8 月に BStU からベルリン検察庁に渡され、しかも BStU の「ある研究者」が Judt (1997) に、うち「2 項目」を収録したと言う。それが「S27」である。

但し「S27」の日付は 1974 年 12 月 3 日であって、内容が同じでも、マグデブルク支所の文書の日付と異なる。それについて 070815 報道発表は気付かなかった。この報道発表と「S27」のどちらの日付が間違いなのかは分か

<sup>42</sup> 命令タイトルは「敵とその背後に対する積極的な諸措置について」(Wolf 2005:81)。

<sup>43</sup> Wolf(2005)も BStU [2018.02.06]も、投入中隊長を Eberhard Starke (1968-1979)、Wolfgang Singer (1979-

1983)、Alexander Baier (1983-1985)と記した。しかし Lienicke (2001:194;196:214;245, 2003:218;220;263;275)も BGH (2005: 上記判決骨子(3)、(4))も、ジンガーを事件当時の中隊長とした。

らない。

070815 報道発表は「ある研究者」の名前を挙げなかったが、Judt (1997:431ff.)を見れば明らかである。それは、本稿でも利用し定評があって版を重ねている東独人名辞典の筆頭編者 Müller-Enbergs である。Judt (1997:438; 497)は「S27」を、元東独当局者が存在を否定する「射撃命令」の証拠と位置づけた。

そのように位置づけられながら、上記のように特殊ケースと見られてしまった原因は、「S27」の採録担当者(Müller-Enbergs)が「兵士脱走防止」という表題を付けてしまったことにあると考えられる。

表題が不適当であった。「S27」には「1.兵士脱走防止」と「2.国境突破防止」という2項目があるからである：

項目 1: 「国境勤務の間の脱走の試み」の防止のためにそれを「適時に見抜き挫折させる」とともに、「裏切り者を捕まえるか、ないしは抹殺するために、必要な場合には、諸君は火器を断固として使用しなければならない」。〔これが上記にある特殊ケースであり、「女性と子ども連れ」云々の記述はない。〕

項目 2: 「諸君の個々の戦闘能力・チェキスト能力」を発揮して「逃亡などの」国境侵犯者の策略を打ち破り、それを捕らえるかないしは抹殺せよ、「その際細心かつ断固として行動し、「火器使用を躊躇してはならない、たとえ国境突破が女性や子ども連れでなされる場合にもだ。そういうやり方を裏切り者たちがすでにしばしば利用してきた」。〔これが一般国民のケースである。〕

「S27」は「第1局対外防衛部投入中隊」から「曹長 S.」への指示、つまりシュタジ投入中隊内の指示である。中隊長の発信であろうが、署名の有無は記載されていない。

「S27」の項目 1 と 2 は、以前から投入中隊が「断固とした」「躊躇しない」銃撃隊でもあったことを明示している。

しかしこうした文書の存在が、ガルテンシュレーガー事件における投入中隊の「正当防衛」説を覆す材料にはならない。彼らに与えられた任務は、逮捕、それが不可能で、かつ必要な場合には絶滅だったからである。シュタジが彼をできれば生きてまま逮捕したい理由はあった。経緯と背景、人脈等の解明である。

#### 14. 射殺後：二重スパイも

東独国家人民軍(NVA)の保存文書(日報・速報)には、「1976年4月30日23時45分に、ハーゲノウ郡ライスターフェルデの西北西2000m、国境標識231において1人の男性の逮捕が火器使用のもとになされ、その結果その人物は死亡した」と記録された(Lienicke 2003:275, Lienicke 2001:247, Anm.160に典拠詳細)。

1976年5月1日狙撃兵4人はヴァルトブルク(Wartburg)という国産乗用車で東ベルリンのシュタジ本部へ送られ、国家保安相代理・中將ベアター(Bruno Beater)と作戦 SM-70 総指揮者ショルツが迎え、彼らの「優れた業績に祝辞を述べ」、表彰を告げるとともに、作戦参加者全員に絶対的な守秘義務を課した。そのあとビュッフェ式の朝食の際にミールケが現れ、4人のうちの小隊長リーベラムが気をつけをして前夜のことを報告した(Lienicke 2003:276)。

同日の東独メーデー公式行事の貴賓席でミールケがホーネッカーにこの作戦成功を伝えた。

Wolle(2006:121)は、シュタジが投入中隊のこの作戦達成を「非常に良い」と評価を記録したことをもって、正当防衛を排除しない判決の不当性の根拠とした。

Lienicke(2003:271)によれば「非常に良い」という評価は「まれ」だそうだが、「抹殺」だから「非常に良い」だったのか、「逮捕」でもそうだったのかは分からない。上記の最高裁判決(BGH 2005)にあるように、ミールケは、「共犯者あるいは背後の人物、依頼人についての情報を得るために優先的にねらう」のは「逮捕」だと命じたのだから、逮捕の評価のほうが高かったと考えられる。

また、「非常に良い」との評価は、「実施された作戦投入についての証明書」の記述であり、対象は銃撃した隊員だけではなく「中隊のすべての参加メンバー」であった(Lienicke 2001:248)。Lienicke(2003:271)は対象を「行動した戦闘員」と記したが、同じ意味である。

中隊長ジンガーはこの評価を抹殺ゆえではなく、「規律と投入意志」による、と裁判で証言した(TSP 020508)。

待ち伏せた4人は「人民と祖国への功労戦闘勲章」銀賞と報奨金1500マルクによる表彰を受けた(Lienicke 2001:255、勲章の写真がその次頁にある)。

他の作戦「SM-70」関係者も全員(まわりにいた国境守備隊員を含む)も、4人ほどではないが、それぞれなりに表彰された(Lienicke 2001:347)。

Lienicke(2001:347)によると、「死に到る火器使用の他の場合には功労メダルと300マルクまでのお金または物品並びに3日間の特別休暇が通常であった」から、4人の勲章と報奨金は「通常」よりかなり上であった。ガルテンシュレーガーの1回目の奪取でさえシュタジ本部は「特別に重要な事件」とみなし、それが2回目も成功させてしまっていた(Lienicke 2003:193)から、彼らの功労を非常に高く評価したのだろう。

しかし1500マルクは1976年の国有工業労働者・職員の平均月収920マルク(GDR-CSB 1982:98)の1.6か月分にすぎない。

ガルテンシュレーガーの遺体はシュヴェーリンの法医学研究所に運ばれ、軍検事と2人のシュタジ将校の立ち会いのもと身元不明水死体として司法解剖され、解剖医は守秘義務を課されるとともに、解剖記録を没収された。

ガルテンシュレーガー射殺は同日すぐに西独マスコミが広く伝えた。彼の姉クリスタの家族はメーデーの夜20時のARDニュース「ターゲス Schau」で弟の死を知った。翌々日5月3日(月)に東独検事総長が、クリスタが働く保育園に来て「あなたの弟はわが国境を襲撃した。そしてその際亡くなった」と知らせた。彼は、弟の目的である自動射撃装置のことにはむろん触れなかった。翌年クリスタは弟の遺体の返還を求めたが、成果はなかった(Klier 2012:136ff.)。

但しクリスタに彼の死を伝えたのは検事総長の委託を受けた検事(Horst Juch)とも言う(Lienicke 2003:288)。

クリスタの息子トーマスは叔父を射殺した国にはいたくない、成人になれば逃亡すると決めた。1980年に逃亡を試みたが、捕まり1年半の有罪となり、自由買いされ西独

マインツへ移住した。トーマスは両親とチェコスロバキアで会った[これをシュタジ用語で戻り接触と言う]。その際もシュタジが監視し、帰路にクリスタに「再び強く嫌がらせ」をした。結局両親も 1985 年に出国申請し、許可されてマインツへ移住した (Klier 2012:144f.)。

1976 年夏の国際サハロフ・ヒアリングにはリーニッケが参加した。SM-70 まるごとのデンマーク持ち込みが許可されなかったので、発射筒と散弾の若干を持参し、「外国ジャーナリストの圧倒的な関心」を得た。同年 11 月には現場近くにまず追悼十字架が立てられ、次いで追悼碑が国境標識 231 のそばに除幕された。除幕式ではガルテンシュレーガーの遺書となった記録(上記)が朗読された (Klier 2012:139)。

追悼碑ではガルテンシュレーガーへの「連帯表明」が続き、シュタジは特別に新設された監視塔に対外防衛部員を配置し、姿を現した全人物の時刻、推定年齢、髪の色、服装、身長、性別を記録し、写真を撮った。すべての行動が「扇動行事」として記録された (Klier 2012:141)。

ガルテンシュレーガーの一周忌の日に彼の友人たちがボンにある東独常駐代表部に対して、遺体返還と政治犯恩赦を要求する横断幕を広げた (Klier 2012:141)。

彼の追悼十字架での回想行事は 1980 年代全体にも続き、シュタジを大いに苛立たせ、当初木製だった監視塔はコンクリート製になった。来訪するのは西独での彼の友人たち、逃亡してきた東独市民、国際人権協会 (IGfM) [リーザ市民権イニシアチブなどを支援した] などの人権組織、ジャーナリスト、「連帯しようとする見知らぬ人々」、また M. シュプリングャーやルトコウスキーのような元獄友、1986 年からはクリスタ一家も参加した (Klier 2012:146)。

他方東独側は、射殺数日後に、東独の「国境保安要員と国境保安装置へのテロリスト的陰謀」の罪(死刑相当)でリーニッケの「秘密逮捕命令」を出し、同年中に殺害や誘拐も試みたが、失敗した (Klier 2012:141)。

Klier (2012:141) は、「リーニッケは 1980 年代初めにシュタジの迷路に引っかかった」が、「彼は同時に連邦ドイツの安全保障当局 (BND) に打ち明けていたので、彼は二・三年…二重エージェントとして切り抜けた」と言う。

だが、リーニッケ自身の説明は全く異なる (SP 17/1995:62f.)。1980 年代初めにリーニッケはヴンシャー (Joachim Wünsch) と協力して、二重スパイになった。それは、ガルテンシュレーガー待ち伏せのために必要な情報をシュタジに送ったに違いない「西の誰か」を探るためであった。リーニッケは、東独内のチラシの写しの提供などでシュタジの評価の高い IM となり、そこで得たシュタジの情報を BND に持ち込み、BND の工作情報(東ベルリンのマリア教会内に小型ファックス機を隠したことなど)をシュタジに売り、それをシュタジが嗅ぎつけたという情報として BND に売るなどした。

結局ガルテンシュレーガーのための復讐という目的は果たせず、シュピーゲル誌の取材にリーニッケは「多少のお金と多くの楽しみのために」やったと笑った。彼の暗号名はシュタジではロビー (Robby)、BND ではザイデンシュティッカー (Seidensticker) であった。ヴンシャーのシ

ュタジ暗号名は「海賊」(Pirat) であった(同前)。

リーニッケ担当であったシュタジ中佐や同少佐を寝返らせることに成功すると BND は前者では 80 万 DM、後者では 60 万 DM の報奨金をリーニッケに払うと持ちかけた(同前)。相当の額である。

リーニッケは二重スパイ生活を本にまとめた(同前)そうだが、まだ見つけていない。彼らの二重スパイ生活は冷戦最前線の秘密情報活動を知る上で大変興味深いので、その本が見つかれば紹介したい。

西にいるはずのシュタジへの情報提供者を捜すためのシュタジ利用に「イニシアチブを発揮した」のは、ヴンシャーであった。シュタジ側は、彼が親しいハンブルクの「ガルテンシュレーガーの友人グループ」の情報取得のために彼の接触希望に応じ、1979 年初めに最初の接触をした (Lienicke 2001:294)。

クリスタは東独の「転換」後、1990 年に弟の墓を捜した。「ベルリンのある知人」が、彼はシュヴェリーンの森林墓地に眠っていることを見つけ出してくれた。そこを訪れると元墓地管理人が、「身元不明の水死体」として葬られている墓石のない墓がそれだ、「1976 年にシュタジが霧の夜にやって来て身元不明の水死体を引き渡したというような件は 1 つだけだった！」と教えてくれた。その上、墓地の石工が「自発的に」墓石を作ってくれた (Klier 2012:152)。

マスコミは、事件直後、つまり「SPD と自由民主党の「緊張緩和政策」の時代」には、ガルテンシュレーガーを「狂信的な DDR 敵対者」とか「冒険家」、「軽率な精神病患者」と呼んだ (Lienicke 2003:341)<sup>44</sup> (11 節末も参照)。

しかし東独の転換後に彼は、「政権批判者」(FAZ 900822)、「DDR 反対派」(Die Welt 900822)、「DDR 異論派」(Berliner Zeitung 990731)、「果敢な国境海賊」(FAZ 000325)あるいは単に「元 DDR 囚人」と語られるようになった。(Lienicke 2003:341、日付は Lienicke 2001:324 注記)

彼はもはや、高額報酬ためになんでもする人としてではなく、地雷解体によって「世界的センセーションを起こした」男 (TSP 000325)、「東ベルリンの権力者を笑いものにした」男 (FAZ 960213)、DDR に「不快な痛手を加えた」男 (FR 991108) と称賛されるようになった。そして彼の抵抗史を、壁建設に反対した 17 才として、不自由からの逃亡援助人として、西の世論に初めて「自動殺人機」を提示しベルリン壁博物館に散弾地雷を提供し、第 3 の機器をさしあたり「CSCE 会議に、ボンの DDR 常駐代表部の前に記念碑として設置」するつもりであった人と描写された(南ドイツ新聞 991108) (同前)。

その後の裁判結果は前述のとおりであるが、Klier (2012:154) は、「ガルテンシュレーガー殺害の法律上の解明は破綻し、射殺の罪は処罰されないままである」と批判した。

## 15. 結論

本節ではまず第 1 のテーマの結論として彼の行動の意味を他の諸説と比べながら考える(15.1.)。

その上で、第 3 のテーマである彼の考えと行動の限界

<sup>44</sup> 典拠は FR (760505) 所収の C. Sonntag “Beim letzten

Versuch schnappte die Falle zu“ (Lienicke 2001:324)。

を指摘したい(15.2.)。彼には、行動も考え方も正反対と言えるエゴン・バルと共通する限界があった。そのような指摘はほかには見られない。

第1のテーマにとって重要な彼の行動の直接的なきっかけや動機は、行動それぞれで異なり、4、7、9、10節で論じたとおりであり、繰り返しは避けたい。

第2のテーマ(待ち伏せの根拠となった情報)は、「二重スパイ」を演じたリーニッケさえ掴めなかった。私は11節のようにその2条件を示したが、誰かは分からない。

### 15.1. 意味

メクレンブルク・フォアポンメルン州シュタジ文書保管責任者は「不法が生じたり自由が脅かされれば見ないふりをするな」、これが「ガルテンシュレーガーから学ぶことができる」ことだと言う(Kleikamp 2013)。そうだとすると、一般的すぎる。彼固有の意味を、彼の行動と彼が問題にした「不法」との関連で考えたい。

彼は「一貫して支配的な時代精神に逆らった」(Wolle 2006:119)と言う場合も、彼がどのように、いかなる「時代精神に逆らった」かが重要である。

彼は東独政権の暴力的な国境体制と独裁を行動で暴露・糾弾し、同時に当時の西独政権の対東独政策に強い批判も持っていた。前者は誰もが認め、後者はリーニッケが強調する。

しかし彼の経歴を振り返ると、これらの背後に、ドイツ分割(彼にとって当初はベルリン分割)という不条理への怨念があったのではないかと思う。彼の東独体制への抵抗のきっかけは、彼ら少年たちの楽しみであった西ベルリン行きが壁によって遮断されたことであった。

その時彼と仲間の少年たちが掲げたスローガンは「SED,ノー」や「ナチスと共産主義者は出ていけ!」などとともに、「門を開けよ」、「ドイツをドイツ人に」であった。

彼が獄中で特に親しくしていたM.シュプリンガーは獄中で「DDR国籍」放棄を通告して拘禁処分になった若者であった。DDR国籍は西独の言うドイツ国籍からの離脱であり、これに反発する出国申請者たちもしばしばDDR国籍返上を通告した。それは「DDR」に帰属せずドイツ国籍を取るという意思表示であった<sup>45</sup>。

二人は政治談義も好んだと言うから、ドイツ分割批判での一致も親友たり得た理由ではないかと思う。リーニッケとの間も同様である。

なぜ東独市民は隔離され自由な外国旅行や移住ができないのか、そもそもなぜドイツ分割なのかという彼の抵抗の原点は、刑務所と西独移住の体験を通じて強まった。

彼は、リーニッケによれば、「常に[ドイツ]再統一を信じていた。彼はすでに1970年代の早い時期に言った:“ドイツはいつか再統一されるだろう、私の考えはそこから出発している”」(Klier 2012:150)。

壁建設反対行動から逃亡援助とSM-70奪取まですべて壁と「ドイツ国内国境」への挑戦であり、彼の冒険的行動の第1の意味はドイツ分割への抗議にある。

これを第1とする主な理由は上記のように彼の17才から死までの行動動機にあるが、いま1つはKlier(2012:154)が、ガルテンシュレーガーの行動を「1989年秋の月曜デモ」の人々と肩を並べると言うからでもある(彼女のこの言葉の全体については15.2節で検討する)。

東独ウォッチの大御所であるフリッケは、1989年秋のデモは、まず「我々は出て行きたい」という出国要求が主であったが、東独に留まって「DDRの民主的改革」を要求するデモに変わり、11月13日のライブチヒ月曜デモ以後ドイツ統一のためのデモになったと言う。

異論もあり得るが、街頭に出出した現象としては大方の理解は概ねこのようであった<sup>46</sup>。デモの背後にあった世論の内心は圧倒的に両独統一であったが、デモの表面は揺れた。但し第1局面(出国要求)と第3局面(統一要求)は本質的には同じである。

そのように変転したデモと「並ぶ」と言われても彼は困惑するだろう。彼と第2局面の国内残留改革派は互いに相容れなかった。

著者クリーア(Freya Klier)にとっての月曜デモは国内残留改革のデモであっただろう。彼女は東独の著名演出家であったが、人気のシンガーソングライターであり夫であったクラウチク(Stephan Krawczyk)とともに1988年2月2日東独を追放された反体制活動家でもあった。しかし彼女はクラウチクと異なり出国運動を嫌った。当時彼女は残留改革派であり、同じく残留改革派の夫と異なり、出国派と共闘することさえ拒否した(青木 2017:159参照)。

東独の国内残留改革派は東独の存続と社会主義の枠内での改革を目指したが、出国運動は社会主義東独の否定であり、彼らのオータナティブは西独であり、西独への合流としてのドイツ統一であった。ガルテンシュレーガーが前者を支持・支援することは考えられないが、後者は彼の願望と共通であった。

第2に、当時と違って今では誰もが認めるように、SM-70と、それを設置・活用する東独政権の「野蛮さ」、非人道性の実態を西独世論と国際世論に暴露したことである。

SM-70は東独当局にとって分割国境を守る「主要要

<sup>45</sup> 東独政府にとって西独が東独市民や主にソ連東欧にいた外国在住ドイツ系市民とその家族にドイツ国籍を認めていることが難題であった。彼らは難民申請の必要なく西独市民になることができるからであった。統一後のベルリンで、ある時タクシー運転手がカザフスタン人だった。彼は「妻がドイツ系だったから私もドイツに来ることができた」と言った。東独政府は西独に東独国籍承認を繰り返して求めたが、実現しなかった。1974年に東独憲法を改定して「DDRはドイツ民族の社会主義国家である」との第1条を「DDRは労働者と農民の社会主義国家である」に、何か所かにあった「民主ドイツ国民戦線」を「DDR国民

戦線」に変更し、さらに1976年には党綱領に「社会主義民族の発展」と明記した。つまり自国をドイツ民族の一部から、社会主義民族国家に変更した(2つの民族理論とも言う)。ホーネッカー政権は東独のいわばドイツ民族離れを図ったが、その後1980年代初めにはフリードリッヒ大王像をウンテア・デア・リンデンに戻したり、ルター年を盛大に祝うなどドイツ回帰を図った。

<sup>46</sup> Fricke(1990)。これらの変化を彼が「世論の急転換」と言ったことや、関連する彼の出国運動論の右顧左眄についての私の批判は青木(2011a:19-20)参照。

素]であり、かつ極秘であったのだから、暴露の意味は大きかった。西独側が疑惑の提起しかできなかった中で、「特攻隊員のような」行動によってこれを成し遂げたのは彼とリーニッケだけである。

彼らの行動が SM-70 の非人道性とそれについての東独当局の欺瞞を広く暴露することによって、西独の政権と世論や国際世論を動かし、東独の SM-70 と埋設地雷の全廃、また国際的な文民向け地雷禁止に寄与した。

しかし、ほかでもなく、リーニッケが多少の異論を提起した。Lienicke (2003:299) は SM-70 奪取の副作用として、彼の射殺 1 ヶ月後の「大臣命令 32/76」(1976 年 6 月 4 日付け)<sup>47</sup>が、「国境挑発には事前警告なしに射撃を開始すること」を指示したことを指摘し、「ガルテンシュレーガーはそうした影響を計算に入れることができなかった」と言う。

これは奪取批判に聞こえるし、あり得る見方である。

この大臣命令を未入手なので、従来からどれほど変化したかを検討できない。しかし、従来も上記のように、たとえ「女性や子ども連れ」であっても「火器使用を躊躇してはならない」とされ、人目につくベルリンの壁でさえ、しかも投入中隊ではない一般兵士も再三銃撃していたのだから、この命令が大きな変化とは考えられない。

この命令を理由に、奪取しないほうが良かったと結論することもできない。彼が奪取しなければ、いつまでも東独側の「模造品」弁明が続き、逃亡希望者を楽観させ、結果的に死者を増やしたかもしれないからである。

むしろ、奪取によって得られた情報は東独の殆どの地域で視聴できた西独テレビ・ラジオ、そしておそらく教会を通じて、東独の出国希望者に伝わったはずである。その情報は彼らの警戒心を高め、逃亡ではなく出国申請方式への転換を促しただろう。そうであれば、奪取は命の危険の軽減であるのみならず、出国運動の強化になった。出国運動こそ東独政権を窮地に追い込んだ国内原動力であった。

**第 3** に、相手政権の「面目」を重視しすぎるというブランド東方政策の問題点を明らかにしようとしたことである。

この点が西独世論にどの程度伝わったかは分からないが、当時バールに記者から次のような質問が出たことは、ガルテンシュレーガーらにとってこの点での 1 つの成果であった。1976 年 8 月 15 日のビルト紙日曜版 (Bild am Sonntag) 掲載のバール(当時開発援助相)へのインタビューを Lienicke (2003:298f.) が引用した:

記者:「1973 年に政府声明の中に、もはや撃たれないということが達成されねばならないとあった。[ガルテンシュレーガー事件を見れば]それは達成されなかった。諸[東方]条約は東独の実践では破綻しているのではないか?」

バール:「答えは明らかだ:ノー」。この射撃は「現存の国境の明らかな侵犯の中でわが方の若干の市民が例えばこのいまわしい針金フェンスで分解を行な

おうとしたことに由来する。私は皆と同様に DDR の非人道的なオーバーアクションを厳しく批判する」。

全文は未入手なので、引用からの判断になるが、これは、東独の対応はやり過ぎだが、原因はガルテンシュレーガーらの国境侵犯と SM-70 奪取にあるのだから、その射殺は東方政策とは関係がないという答えであった。

また、ここに言うオーバーアクション批判はガルテンシュレーガー射殺を指す。しかし文民向け地雷設置自体がオーバーアクションであるのだから、これを契機にバールも両独基本条約第 7 条<sup>48</sup>などを根拠に SM-70 などの国境地雷撤去要求をより強めると言明すべきであった。

ガルテンシュレーガーらの奪取の目的は、「非人道的なオーバーアクション」へのバールら西独政権の対応の不十分さの暴露のためでもあった。上記のように彼らは、当時の東方政策は人道的改善に寄与したが、体制の「根本的な変化」はむしろ、「日常的な」人権侵害、国境での射殺、地雷による爆殺が「そのまま」だと見ていた。

「東方」との交渉の際のバールの基本姿勢は、相手とする「政権のおぞましさ」と闘うのではなく、「おぞましい政権を前提」とし、交渉する両者が「無条件に面目を保つこと」が肝心だとした(青木 2018)。

どの国の反体制派も「政権のおぞましさ」と闘ったのだから、これに不満が生じるのは当然であった。例えば青木(2018)に紹介した東独反体制派の中心人物の一人テンプリンも厳しくブランド東方政策を批判した。

バールが「接近」によって期待した「変化」は、「革命的な転換の危険が生じない」変化、つまり相手政権に受け入れ可能な人道の範囲であり、人権、特に自由権の要求は革命的ゆえに彼が期待する「変化」の枠外であった。私はそれはそれで成果を挙げ、結果的に反体制派の支援になったと考えるが、ポーランド連帯労組の闘いへの彼の否定的対応(詳しくは Vogtmeier 1996: 369, 邦訳 473-4)を見ると、「おぞましい政権を前提」する度合い、相手政権の「面目」をつぶさない程度に行きすぎがあった(詳しくは青木 2018)。

バールらの東方政策が相手の「面目」を考え CSCE 開始へのソ連の要請を受け入れたことは、彼の想定外の人権面の大きな成果も挙げた。国際協定として CSCE ヘルシンキ宣言とそのフォローアップ会議ほど東独を含む東欧反体制運動に寄与したものはない。その最たるものがポーランド連帯と東独出国運動への寄与であった(青木 2004、2009 参照)。

## 15.2. 限界: エゴン・バールとの共通性

Klier (2012:154) はいわば結論として記した:

「我々はガルテンシュレーガーを不法政権に敢然と立ち向かったすべての人々と肩を並べて DDR 抵抗史の中に見出す、いつか、1953 年の人民蜂起[いわゆるベルリン暴動]と 1989 年秋の月曜デモの間に。ガルテンシュレーガーは彼らのうちの最も信じる

<sup>47</sup> Geheime Verschlusssache Nr. G/400678, in: BStU, Zentralarchiv (Lienicke 2001:278, Anm.207)。やはり BStU 文書番号記載なし。Lienicke (2003:299) はこれを「大臣命令 32/76207」と記したが、このうち 207 は Lienicke

(2001:同前)の注番号も写してしまった誤記である。東独当局の文書番号はスラッシュの右に年次を 2 桁で表示した。

<sup>48</sup> 第 7 条は、両国が「実務的及び人道的問題を規整する用意がある」(日本外務省仮訳)ことを規定した。

にたる一人、最も勇気ある一人であった」。

このように彼女は、彼の抵抗が、1953年と1989年の中間(1976年)に位置し、前二者という東独市民の2大抵抗と「肩を並べる」抵抗であったと言う。

しかしそうだろうか。1953年と1989年は東独国内での大衆的かつ公然たる決起であった。しかし1976年の彼は西独から行なった個人的冒険行動であった。暴露を与えた東独政権の衝撃と、奪取成功を与えたシュタジの屈辱は甚大であったが、大衆的な内発行動ではなかったから、1953や1989と「肩を並べる」には無理がある。

ガルテンシュレーガーの死後すぐ、1976年7月10日、東独南部リーザの、出国申請が許可されない市民33人が署名して、「国連人権部門、CSCE参加諸国代表者、各国人権団体、世界世論」あてに、移住権など「人権の完全な達成」を訴えた請願書(Petition)を送付した。のちに署名数はさらに増加した。

西独マスコミはこれを「リーザ市民権イニシアチブ」と呼び、イニシアチブの代表ニチュケらが英雄視された。チェコスロバキアの「憲章77」(世界週報770201に全訳)がヘルシンキ宣言とCSCEフォローアップ会議への依拠として有名だが、この請願書はその半年前であった。

彼は事前に国際人権協会(IGfM)や下記のZDF-Magazinに助力を要請していた。請願書はそれらの広報や西独週刊紙Rheinischer Merkur(同年8月13日)ほかの報道とによって広く知れ渡った。9月にはニチュケのアパート前からARD(西独第1テレビ)が現場中継で状況を報じた(詳しくは青木(2009:3節))。

これ以後東独の出国運動は急発展し、「イエーナの白い沈黙円陣」やローザ・ルクセンブルク・デモ事件を経て、すでに1988年春には当局を窮地に追い込み、翌年壁開放を勝ち取った(青木2011、同a、2014、2017)。

残念ながらリーザの運動をガルテンシュレーガーは知ることができなかった。しかし、彼は生前に関連情報を得る機会があった。ZDFのニュースショーMagazinが、1975年12月10日(人権デー)から始めた「あちらからの助けの求め」(Hilferufe von drüben)という番組である。「あちら」は東独を指す。

この番組はCSCEヘルシンキ宣言(1975年8月)に触発され、東独の出国申請者の氏名と住所を挙げてその運命の追跡を予告し、また出国申請の法的根拠や戦術についての情報も提供した(Suckut 2007:120)。

彼はヘルシンキ宣言も知ったはずである。リーザをはじめ多くの出国申請者はそれに敏感に反応した。

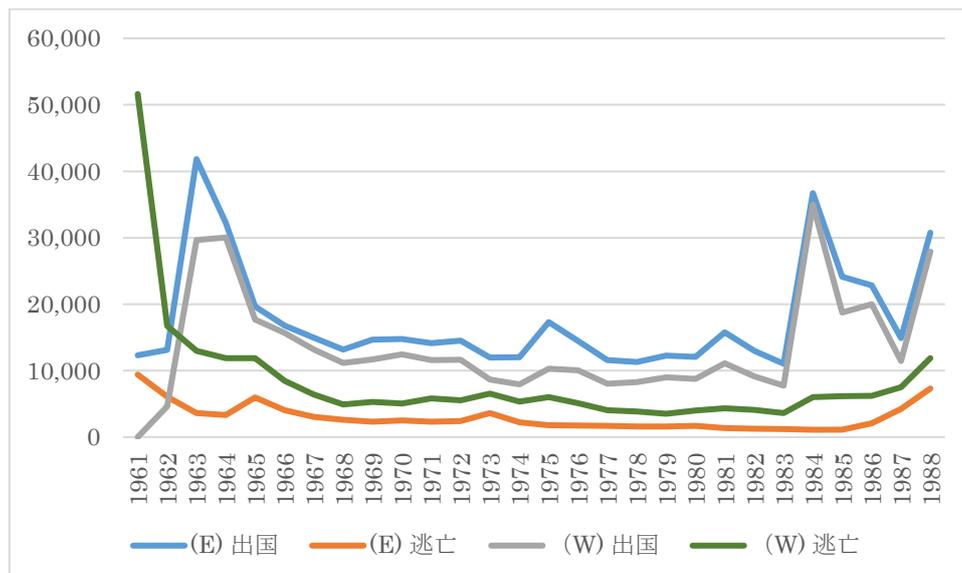
当時すでに東独の国境体制はきわめて厳重となり、逃亡成功はむしろ逃亡を試みる者も激減していた(表1、表2)。また図2のように、1960年代半ば以降一貫して逃亡よりも出国申請による移住が多い。出国数が1980年代に激増するのは出国運動発展と国際的圧力(主に西独とCSCE)による申請増と許可増の相乗的結果である。

ガルテンシュレーガーは最初の逃亡援助を決意した時、当局への出国申請の方式を長くかかるし不確かだとして退けた(7節)。

だがニチュケは、逃亡を何度も試みた末に、出国申請と公然たる集団出国請願に切り換えた。だから公然たる大衆運動になった。その際、1975年6月に法制化された請願法(Eingabengesetz、従来は布告)も活用した<sup>49</sup>。

ガルテンシュレーガーはなぜ切り換え得なかったのか。彼と仲間が壁建設に反対して「蜂起の合図」を掲げたのに、誰も応えず終身刑になった。そのため彼は東独政権に対する一般国民の公然たる集団的抗議運動の可能性をイメージすることができなかったのではないか。

図2 逃亡と出国の推移



(出所) 青木 2009:122 の表 1 から作成。(注) E: 東独統計、W: 西独統計。1961 年は壁建設以後。1989 年は特異な数字なので省略。

<sup>49</sup> 私が政府への集団請願を知ったのは1980年代初めである。東ベルリンの市民ランナーたちが「ランニング・シューズの供給改善」請願への署名を集めていた。東独製シューズは劣悪で、私が履くタイガーやアディダスは彼らの垂涎的だった。

給改善」請願への署名を集めていた。東独製シューズは劣悪で、私が履くタイガーやアディダスは彼らの垂涎的だった。

ここに私はエゴン・バールとの共通性を見る。彼の行動はバールとは対照的であるし、両者が西独政治や欧州現代史に残した足跡には大きな差があるが、共通性を見ざるを得ない。

バールは 1953 年のベルリンと 1956 年のハンガリーの経験から、ソ連勢力圏での市民の立ち上がりは戦車につぶされ血を見るから、市民自身の公然たる抵抗運動の焚きつけに反対した(青木 2018 参照)。それどころか、上記のようにポーランド「連帯」に否定的であった。

要するに、ガルテンシュレーガーもバールも、東独市民の東独国内での立ち上がりやそれへの支援ではなく、自身の個人的行動または政権間交渉によって東独市民に人道的恩恵を与えようとしたという点で共通であった。

二人の行動はあくまで東独市民の生活や逃亡のための「人道」的行動であり、実際にそれに寄与した。しかし

東独市民自身の「人権」、特に自由権確立の闘いに寄与しようとするわけではなかった。相手を政権に絞るあまり、国民の自発的立ち上がりを軽んじる結果になった。

しかし現実にはポーランドでは「連帯」が勝利し、東独では出国運動が壁を崩壊させた。

二人の間には共通性の中の違いもある。一方が「おぞましい政権」のおぞましさに対して個人的冒険的に闘うという方法(逃亡援助と SM-70 奪取)を取り、他方は「おぞましい政権」のおぞましさと闘うのではなく、その政権の面目を立てる交渉(いわばボス交)を追求したことである。

このように限界を指摘することは、むろん。両者の歴史への大きな寄与、本稿関連ではとりわけ前者による SM-70 の暴露、後者による緊張緩和と人道上の改善、CSCE への寄与を否定するものではない。

## 略語と引用文献

### 用語略語

(注) SM-70 やナチスの SS など一部は本文で説明しここでは省略。以下に西独とある略語は現ドイツでもある。

シュタジ = Stasi、国家保安省 (Ministerium für Staatssicherheit) またはその職員 (東独)

ADN = Allgemeiner Deutscher Nachrichtendienst、一般ドイツ通信社 (東独)

AGM = Arbeitsgruppe des Ministers、大臣官房 (東独)

ARD = Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland、ドイツ公共テレビ「第 1」(Das Erste) の放送母体 (西独)

BGH = Bundesgerichtshof、連邦最高裁判所 (西独)

BND = Bundesnachrichtendienst、連邦情報局 (西独)

BRD = Bundesrepublik Deutschland、ドイツ連邦共和国 (西独)

BStU = Die Behörde des Bundesbeauftragten für die Stasi-Unterlagen、連邦シュタジ文書保管庁 (ドイツ)

CDU = Christlich-Demokratische Union Deutschlands、ドイツキリスト教民主同盟 (西独)

CSCE = Conference on Security and Cooperation in Europe、全欧安全保障協力会議 (ドイツ語: KSZE)

CSU = Christlich-Soziale Union in Bayern e.V.、ドイツキリスト教社会同盟 (西独)

DDR = Deutsche Demokratische Republik、ドイツ民主共和国の略称 (= 東独、本稿では引用時以外は東独と表記) <sup>50</sup>

DM = D-Mark、Deutsche Mark、ドイツマルク (西独通貨)

FDJ = Freie Deutsche Jugend、自由ドイツ青年団 (SED の青年組織)

### 紙誌略語 (日付は YYMMDD)

FAZ = Frankfurter Allgemeine Zeitung

FR = Frankfurter Rundschau

SP = Der Spiegel

### 引用文献 (本文中の紙誌無署名記事を除く)

青木國彦 (2005) 東独脱出 (合法・非合法移住): ヘルシンキ宣言からベルリンの壁開放へ(2)、『カオスとロゴス』27。

----- (2009) 東独出国運動の発生: 逃亡の時は過ぎ、闘

GDR = DDR (英語略称)

HA I = Hauptabteilung I、シュタジ第 I 局 (幾つかの部から成る。局や部の名称はローマ数字) (東独)

HIME = Hauptamtlicher Inoffizieller Mitarbeiter im besonderen Einsatz、特別投入専従非公式協力者 (シュタジ職員でありながら他の職業を装う IM (= HIM) のうちの特別投入任務に就く) (東独)

HVA = Hauptverwaltung Aufklärung、「顔のないスパイ」と言われたマルクス・ヴォルフが率いたシュタジ諜報総局 (東独)

IM = Inoffizieller Mitarbeiter、非公式協力者 (多くは部外協力者だが、一部は他組織の仮面を付けた職員) (東独)

IGfM = Internationale Gesellschaft für Menschenrechte、国際人権協会 (西独フランクフルト)

LPG = Landwirtschaftliche Produktionsgenossenschaft、農業生産協同組合 (東独)

MfS = Ministerium für Staatssicherheit、国家保安省 (東独)

ND = Neues Deutschland、SED 中央機関紙 (東独。今も「社会主義日刊紙」として有限会社が発行)

NDR = Norddeutscher Rundfunk、北ドイツ放送 (西独)

NVA = Nationale Volksarmee、国家人民軍 (東独)

SED = Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、ドイツ社会主義統一党 (東独支配党、現在左翼党に継承)

SPD = Sozialdemokratische Partei Deutschlands、ドイツ社会民主党 (西独)

VEB = Volkseigener Betrieb、人民所有企業 (東独の国有企業)

ZDF = Das Zweite Deutsche Fernsehen、ドイツ第 2 公共放送 (西独)

taz = Die Tageszeitung

TSP = Tagesspiegel

うべき時が来た、『研究年報経済学』70-2(東北大学)。

----- (2011) 東独出国運動の評価(1)、『東京国際大学論叢 経済学部編』44。

----- (2011a) 東独出国運動の評価(2)、『東京国際大学論叢

<sup>50</sup> 東独では東ベルリンを「DDR の首都ベルリン」と言うように自国にも西独 (BRD) にも国名略称を用いた。西独では大抵、東独を DDR と言うが、自国のことはいちいち「(ドイツ) 連邦共和国」と言っ

たり書いたりしたし、している。1980 年代初め私が、東独での慣れから西独で「BRD」と言うと、相手はそんなことを言うかという表情だった。

- 経済学部編』45。
- (2014) 東独イェーナの白いサークルによる沈黙円陣 (1983年): CSCE マドリッド会議閉幕を前に、『東京国際大学論叢経済学部編』50。
- (2017) ローザ・ルクセンブルクの「異論の自由」の意味と衝撃、『ロシア・東欧研究』45。
- 以上 <http://www.econ.tohoku.ac.jp/~aoki/gsk.html> 所収。
- (2018) ケネディのベルリン演説(1963年6月)再考: プラント東方政策との比較、『研究年報経済学』76-1(東北大学)(印刷中)。
- 近藤潤三(2010)『東ドイツ(DDR)の実像: 独裁と抵抗』木鐸社。
- 総務省統計局「日本の長期統計系列」18-8 外国為替相場(1950-2005)、in: <http://www.stat.go.jp/data/chouki/18.html> [2016.05.10]
- BGH (1979), III ZR 164/75 vom 29.09.1977, Klage auf Zahlung der Vergütung für eine Fluchthilfe.
- (2005), 5 StR 14/04 vom 05.02.2005, Befehl zur Tötung eines Demonteurs von Selbstschußanlagen an der innerdeutschen Grenze.
- BMB (Bundesministerium für innerdeutsche Beziehungen) (1985) *DDR Handbuch*, 3. überarbeitete Aufl., Wissenschaft und Politik.
- (1987) *Die innerdeutsche Grenze*, Gesamtdeutsches Institut.
- BStU (2007.08.15), Einsatzkompanie des MfS - Weiterer MfS-Auftrag zum Schusswaffeneinsatz, *Pressemitteilung*.
- BStU [2018.02.06], Einsatzkompanie des MfS, in: [https://www.bstu.bund.de/DE/Wissen/Aktenfunde/Einsatzkompanie/einsatzkompanie\\_node.html](https://www.bstu.bund.de/DE/Wissen/Aktenfunde/Einsatzkompanie/einsatzkompanie_node.html)
- BStU [2018/03/31] [https://www.bstu.bund.de/SharedDocs/Veranstaltungen/Ueberrregional/1110\\_hamburg\\_zersetzung\\_alster\\_vortrag.html](https://www.bstu.bund.de/SharedDocs/Veranstaltungen/Ueberrregional/1110_hamburg_zersetzung_alster_vortrag.html)
- Detjen, Marion (2002) Fulchthilfer nach dem Mauerbau, in: *Deutschlandarchiv*, H.5.
- Engelmann, Roger u.a. (2016) *Das MfS-Lexikon*, 3., aktualisierte Auflage, Ch. Links.
- Filmer, Werner; H. Schwan (1991) *Opfer der Mauer*, C. Bertelsmann.
- fsed (Forschungsverbund SED-Staat), *Michael Gartenschläger*, in [2018/03/17]: [http://www.fu-berlin.de/sites/fsed/Das-DDR-Grenzregime/Biografien-von-Todesopfern/Gartenschlaeger\\_Michael/index.html](http://www.fu-berlin.de/sites/fsed/Das-DDR-Grenzregime/Biografien-von-Todesopfern/Gartenschlaeger_Michael/index.html)
- Fricke, Karl Wilhelm (1979) *Politik und Justiz in der DDR*, Wissenschaft und Politik.
- (1990) Die Wende zur Einheit, in: *Politische Studien*, Nr.311.
- GDR-CSB (Central Statistical Board) (1982) *Statistical Pocket Book of the GDR 1982*, Staatsverlag der DDR.
- Honeker, Erich (1975) *Reden und Aufsätze*, Bd.2, Dietz.
- jugendopposition.de (2018) Straußberger Schüler, hrsg. v. Bundeszentrale für politische Bildung und Robert-Havemann-Gesellschaft e.V., letzte Änderung März 2018, <https://www.jugendopposition.de/145358>
- Judt, Matthias (Hg.) (1997) *DDR-Geschichte in Dokumenten*, Ch. Links.
- Kellerhoff, S. Felix; D. Banse (2007) "Zögern Sie nicht mit der Schusswaffe!", in: *Die Welt* vom 11.08.
- Kellerhoff, S. Felix (2013) Deutlich mehr Opfer am Todesstreifen\_SM-70, in: *Die Welt* vom 08.11
- Klee, Ernst (1992) Vergebung ohne Reue, in: *Die Zeit*, Nr.9.
- Kleikamp, Antonia (2013) "Sekunden dauernde Feuerstöße Richtung G.", in: *Die Welt* vom 01.03.
- Klier, Freya (2012) *Michael Gartenschläger: Kampf gegen Mauer und Stacheldraht*, 2. unveränderte Auflage, Polymathes<sup>51</sup>.
- Kulke, Ulli (2016) So mörderisch waren die Selbstschussanlagen, in: *Die Welt* vom 31.03.
- Lienicke, Lothar; F. Bludau (2001) *Todesautomatik: Die Staatssicherheit und der Tod des Michael Gartenschläger*, Stamp Media.
- (2003) -----, überarbeitete Neuausgabe, Fischer Taschenbuch.
- Marxen, Klaus; G. Werle (Hg.) (2006) *MfS-Straftaten (Strafjustiz und DDR-Unrecht: Dokumentation, Bd.6)*, De Gruyter Recht.
- Müller-Enbergs, Helmut u.a. (Hg.) (2010) *Wer war wer in der DDR?*, 5. aktualisierte und erweiterte Neuausgabe, Ch. Links.
- Nawrocki, Joachim (1973) Fluchthelferprozeß in Ost-Berlin: Geschnappt, verurteilt, angeschwärzt, in: *Die Zeit*, Nr.46.
- Poetzl, Norbert R. (1999) *Basar der Spione*, Goldmann.
- Raschka, Johannes (2001) *Zwischen Überwachung und Repression*, Leske + Budrich.
- Rehrmann, Marc-Oliver (2009) Das Ende der "Todesautomaten" in der DDR, in: NDR vom 30.11 ([https://www.ndr.de/kultur/geschichte/chronologie/todesautomaten100\\_page-1.html](https://www.ndr.de/kultur/geschichte/chronologie/todesautomaten100_page-1.html) [2018.01.13]).
- Ritter, Jürgen; P. J. Lapp (2001) *Die Grenze: Ein deutsches Bauwerk*, Ch. Links.
- Roth, Margit (2014) *Innerdeutsche Bestandsaufnahme der Bundesrepublik 1969-1989*, Springer VS
- Sauer, Heiner; H.-O. Plumeyer (1991) *Der Salzgitter Report*, Bechtle.
- Schalck-Golodkowski, Alexander (2000) *Deutsch-deutsche Erinnerungen*, Rowohlt.
- Seiffert, Wolfgang; T. Norbert (1991) *Die Schalck-Papiere: DDR-Mafia zwischen Ost und West*, Zsolnay.
- Stadtgericht (1973) Urteil des Stadtgericht von Groß-Berlin vom 5. November 1973 (101 a BS 68/73): Zur strafrechtlichen Verantwortlichkeit wegen staatsfeindlichen Menschenhandels, in: *Neue Justiz*, H.23.
- Strauß, Franz J. (1989) *Die Erinnerungen*, Siedler.
- Suckut, Siegfried (2007) Seismographische Aufzeichnungen: ... am Beispiel der Berichte an die SED-Führung 1976., in: J. Gieseke (Hg) *Staatssicherheit und Gesellschaft*, Vandenhoeck & Ruprecht.
- Vogtmeier, Andreas (1996) *EgonBahr und die deutsche Frage*, J. H.W. Dietz Nachfolger. フォークトマイヤー、岡田浩平訳『西ドイツ外交とエーゴン・バール』三元社 2014。
- Wiegrefe, Klaus (2017) „Vertrauen gegen Vertrauen“, *Der Spiegel* Nr.3.
- Wolf, Stephan (2005) *Hauptabteilung I: NVA und Grenztruppen (MfS-Handbuch)*, 2., durchges. Auflage, BStU.
- Wolle, Stefan (2006) Michael Gartenschläger, in: Kowalczuk, Ilko-Sascha; T. SeIIo (Hg.) *Für ein Freies Land mit freien Menschen*, Robert-Havemann-Gesellschaft.
- Wunschik, Tobias (1996) *Die Hauptabteilung XXII: "Terrorabwehr" (MfS-Handbuch)*, BStU.

<sup>51</sup> 初版は Bürgerbüro Berlin e.V.が 2009 年刊行。